

# 豊中市第四次障害者長期計画

---



平成25年(2013年)3月

**豊中市**



# だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち をめざして

豊中市長 浅利 敬一郎



豊中市では、平成18年(2006年)3月に、「豊中市第三次障害者長期計画」を策定し、『あたりまえに人としていきいきと自分らしく輝いて暮らせるまち』、障害のある人の「完全参加と平等」がより一層実現されるまちとなることをめざして、障害者施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

この間、国においては「障害者の権利に関する条例」の批准に向けて、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法及び障害者総合支援法の施行が行われる等、障害者施策の大きな転換期を迎えています。また本市は、平成24年度(2012年度)に中核市へと移行し、障害福祉を推進するための権限も移譲され、市政の充実に向けた環境もより一層整ってまいりました。こうした、障害者を取り巻く大きな環境の変化、障害者施策の新たな動向に対応するため、「第三次障害者長期計画」の計画期間を短縮し新たな計画である「第四次障害者長期計画」を策定することとなりました。

本計画では、これまでに掲げてきた考え方を引き継ぐとともに、新たに「みんなが互いに認めあい、支えあうまち」、「だれもが輝き、自立した生活を送れるまち」、「安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち」を基本理念として決めました。また、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活を送ることができる共生のまちづくりをめざして、『だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち』を目標像として設定いたしました。

すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関における緊密な連携のもと、計画の推進をしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等に際して貴重なご意見をいただきました皆さま、関係団体の方々に厚くお礼を申し上げます。また、今後の計画推進に向けましても、一層のご理解とご支援をお願いいたします。

平成25年(2013年)3月



## \*\*\* 目 次 \*\*\*

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 第四次計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	4
<b>第2章 豊中市における現状と課題</b> . . . . .	<b>7</b>
1. 人口・障害のある人の状況	7
2. 障害者施策の実施状況	15
3. 市民の意識	20
4. 今後の施策推進にあたっての課題	30
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	<b>35</b>
1. 基本理念	35
2. 施策の基本目標	37
<b>第4章 施策の展開</b> . . . . .	<b>41</b>
1. とともに生き、支えあうコミュニティ	42
(1) 啓発・交流	42
(2) 地域福祉・緊急時の支援	45
2. 一人ひとりが輝くための自立と社会参加	50
(1) 療育・教育	50
(2) 雇用・就労	57
(3) 社会参加	62
3. 安心して暮らせる地域生活	68
(1) 保健・医療	68
(2) 情報提供・相談支援・権利擁護	73
(3) 福祉サービス	79
(4) 生活環境	87
<b>第5章 計画の推進体制と進行管理</b> . . . . .	<b>91</b>
1. 計画の進行管理	91
2. 計画推進体制の充実	92
<b>参考資料</b> . . . . .	<b>95</b>
1. 策定体制	95
2. 関係団体における事業・サービスの実施状況	107
3. 市民アンケート調査で用いた調査票	112



# 第1章 計画の策定にあたって







# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 第四次計画策定の趣旨

### (1) これまでの計画策定経過

豊中市では、障害者問題は個人の問題ではなく、社会全体で解決しなければならない課題であるとの認識のもとに、昭和61年(1986年)に計画期間を概ね10年とする「障害者対策に関する長期計画―共に生きる社会をめざして―」(第一次障害者長期計画)を、平成10年(1998年)には「豊中市第二次障害者長期計画」を策定しました。

平成18年(2006年)3月には、第二次計画の進捗状況と課題をふまえ、「豊中市第三次障害者長期計画」を策定し、わがまち豊中が『あたりまえに人としていきいきと自分らしく輝いて暮らせるまち』、障害のある人の「完全参加と平等」がより一層実現されるまちとなることをめざして、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

あわせて、すべての人々の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざすうえでの基盤となる障害福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、平成19年(2007年)に第1期の「豊中市障害福祉計画」、平成21年(2009年)に「第2期豊中市障害福祉計画」、平成24年(2012年)に「第3期豊中市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

#### 障害のある人にかかわる計画の策定経過

策定期期	計画名(計画期間)	計画期間中の主な国の動き
平成10年 (1998年) 2月	豊中市第二次障害者長期計画 平成8年度(1996年度) ～平成17年度(2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆改正精神保健福祉法の施行(精神障害者居宅生活支援事業の法定化)</li> <li>◆社会福祉法の施行と障害者関係法の改正(支援費制度の創設、開始)</li> <li>◆障害者基本計画の策定と障害者基本法の改正(障害者の権利擁護、差別防止、自立及び社会参加の支援などが明文化)</li> <li>◆発達障害*1者支援法の施行</li> <li>◆ユニバーサルデザイン政策大綱の制定</li> </ul>

\*1 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

策定時期	計画名（計画期間）	計画期間中の主な国の動き
平成18年 (2006年) 3月	<b>豊中市第三次障害者長期計画</b> 平成18年度(2006年度) ～平成27年度(2015年度) ※当初の予定	◆障害者自立支援法の施行（現行の障害福祉サービスに関する制度の開始） ◆改正障害者雇用促進法の施行（精神障害者が障害者雇用率の算定対象に）
平成19年 (2007年) 3月	<b>豊中市障害福祉計画</b> 平成18年度(2006年度)後半 ～平成20年度(2008年度)	◆改正学校教育法の施行（支援教育） ◆高齢者・障害者等移動円滑化促進法の施行 ◆国連「障害者の権利に関する条約」への署名
平成21年 (2009年) 3月	<b>第2期豊中市障害福祉計画</b> 平成21年度(2009年度) ～平成23年度(2011年度)	◆改正障害者自立支援法、改正児童福祉法の施行（相談支援、障害児支援の充実など） ◆改正障害者基本法の施行（障害者の定義に社会モデル*2の考え方が反映され、発達障害、難病患者など障害者の範囲が拡大される）
平成24年 (2012年) 3月	<b>第3期豊中市障害福祉計画</b> 平成24年度(2012年度) ～平成26年度(2014年度)	◆障害者虐待防止法の施行（虐待防止センターの設置など体制整備）

### 国における障害のある人にかかわる制度の改革に向けた主な経過

時期	主なスケジュール
平成22年(2010年) 1月	「障害者自立支援法違憲訴訟」原告団との「基本合意文書」締結
6月	障がい者制度改革推進会議：障害者制度改革の推進のための基本的方向（第一次意見）
12月	障害者自立支援法等改正法（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）の成立 障がい者制度改革推進会議：障害者制度改革の推進のための基本的方向（第二次意見）
平成23年(2011年) 6月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の成立
7月	障害者基本法の一部を改正する法律の成立
8月	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会：「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（案）～新法の制定を目指して～」とりまとめ
平成24年(2012年) 6月	障害者総合支援法（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）の成立 障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の成立
7月	障害者政策委員会の発足、次期障害者基本計画の検討開始

\*2 社会モデル：WHO（世界保健機関）が平成13年（2001年）に採択した「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版」において採用した障害分類方法の考え方。障害を「個人の特徴だけでなく、社会環境との相互作用から発生する」ととらえている。

時 期	主なスケジュール
平成24年(2012年) 8月	障害者の雇用の促進等に関する法律の改正
9月	障害者政策委員会差別禁止部会として「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」について意見のとりまとめ
12月	障害者政策委員会：「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」とりまとめ

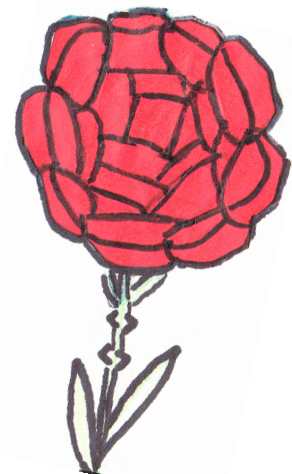
## (2) 計画策定の目的

「第三次障害者長期計画」が策定された平成18年(2006年)以降も、全国的に少子・高齢化やICT(情報通信技術)化が着実に進行するとともに、長引く景気の低迷など、社会経済情勢は絶えず変化を続けています。

また、障害者施策に関しても、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、さまざまな制度の改革が進められつつあるとともに、今日の社会情勢の変化に対応した障害のある人本人や家族など支援者の高齢化、障害の重度化・重複化、制度の狭間にいる人への対応などが迫られています。

一方、豊中市は、平成24年(2012年)4月に中核市へと移行し、市保健所の開設に伴う精神保健福祉や難病対策事業のほか、身体障害者手帳の交付や育成医療の決定、障害福祉サービス事業所の指定など、大阪府から多くの業務の移管を受け、本市の実情に合ったよりきめ細かな施策の推進ができるようになりました。

今回の計画策定は、以上のような状況を受けて、平成27年度(2015年度)までとしていた「第三次障害者長期計画」の計画期間を短縮し、今後の障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして、新たに「豊中市第四次障害者長期計画」を策定するものです。



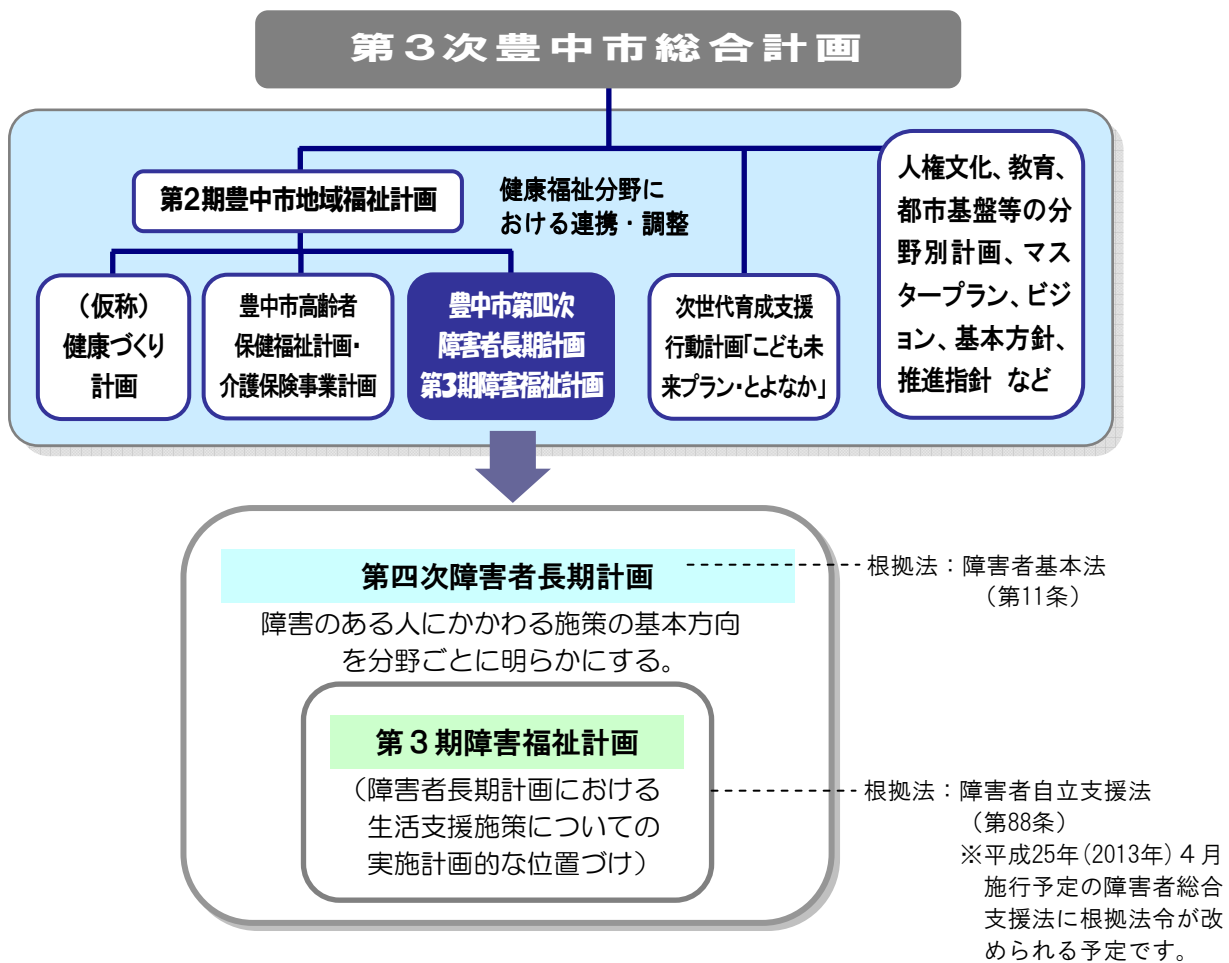
## 2. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、豊中市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

また計画は、国や大阪府の定める計画などの内容を十分にふまえながら、「豊中市総合計画」の具体的な分野別計画として位置づけ、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」、「（仮称）健康づくり計画」、「豊中市次世代育成支援行動計画『こども未来プラン・とよなか』（後期計画）」など、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

#### 豊中市第四次障害者長期計画の位置づけ



## (2) 計画の対象

この計画における『障害』とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害<sup>\*3</sup>、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとし、『障害者（障害のある人）』とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとします。

また、『難病』とは、一般的には「治りにくい病気」をさしますが、行政施策上の対象としては、国の「難病対策要綱」により、「①原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」、「②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義づけられています。

この計画では、国の法令の考え方に沿って、難病にかかっている人についても『障害者（障害のある人）』に含まれるものにとらえ、アンケート調査結果の個別属性に関する部分や難病にかかっている人に対象を限定した施策・事業などを除いて、『障害のある人』に文中の表現を統一しています。

なお、この計画の推進にあたっては、障害や難病の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。このため、この計画は、豊中市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての市民を対象とします。

### \*\*\* 豊中市における「障害」の表記について \*\*\*

豊中市の障害者施策にかかわる「障害」の表記については、障害のある人本人、家族などの支援者、関係団体、障害福祉にかかわる施設・事業者など、多くの方からご意見をいただくとともに、庁内体制である障害者施策推進本部、また条例設置の審議会である障害者施策推進協議会において表記のあり方について検討を重ねてきました。

その結果、平成21年(2009年)12月に開催した障害者施策推進協議会において、

1. 「障害」の害に漢字を用いることは、障害のある人が生きにくくなっている社会的なバリア、障害があることを明確にするために必要である。
2. 「ひらがな」にして言葉の印象を変え、問題を見えにくくしている。
3. 障害のある人が社会で生活し、その人も社会も不便さを感じなくなれば「障害」という言葉がなくなる。
4. 大阪府は「障害」の言葉の意味と、障害を持つ当事者の意見を聞くなど議論を深めることなく表記をひらがなにした。

との意見があり、本市ではこれをふまえ、「障害」の表記については、従前のまま漢字による表記を引き続き用いることとしています。

\*3 高次脳機能障害：交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれている。

### (3) 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とします。

また、国において今後数年間のうちに障害者施策・制度のさらなる改革が行われることが予想されることから、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

なお、次期障害者長期計画からは障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の2期分(6年間)を計画期間として策定するものとします。

#### 計画の対象期間

	平成24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35年度 (2023)
総合計画	第3次総合計画 基本構想											
	後期基本計画											
地域福祉計画	第2期計画 中間見直し		第3期地域福祉計画(予定)									
障害者長期計画	第三次 計画	第四次障害者長期計画					次期障害者長期計画					
障害福祉計画	第3期障害福祉計画											
				第4期障害福祉計画								
							第5期障害福祉計画					
										第6期障害福祉計画		

### (4) 計画の策定体制

この計画は、障害のある人、障害のない人双方へのアンケート調査や関係団体などへのヒアリング調査などを実施し、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、意向などを把握するとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者などによって構成される豊中市障害者施策推進協議会、豊中市障害者自立支援協議会(全体会及び各部会)において、計画の方向性などについて協議・検討を進め、策定にあたりました。

## 第2章 豊中市における現状と課題



(余白)



## 第2章 豊中市における現状と課題

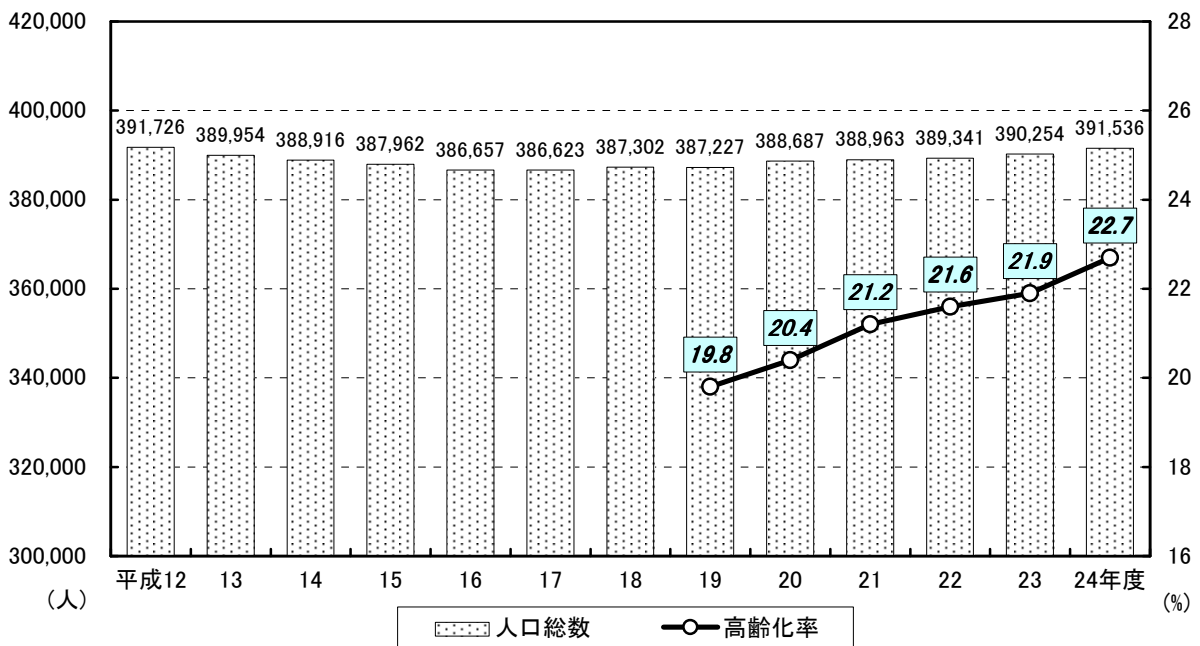
### 1. 人口・障害のある人の状況

#### (1) 人口の状況

豊中市の総人口は、平成24年(2012年)10月現在で391,536人(推計人口)で、昭和60年(1985年)以降減少傾向にありましたが、平成17年(2005年)より増加に転じ、毎年少しずつ人口が増加する傾向にあります。

また、年齢別人口構成については、平成24年(2012年)10月現在の65歳以上の高齢者の割合が22.7%(住民基本台帳人口)を占め、高齢化が着実に進みつつあります。

人口総数と年齢別構成の推移



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく10月1日現在の推計人口  
 ※高齢化率は、住民基本台帳及び外国人登録人口(10月1日現在)、平成24年度(2012年度)は住民基本台帳人口

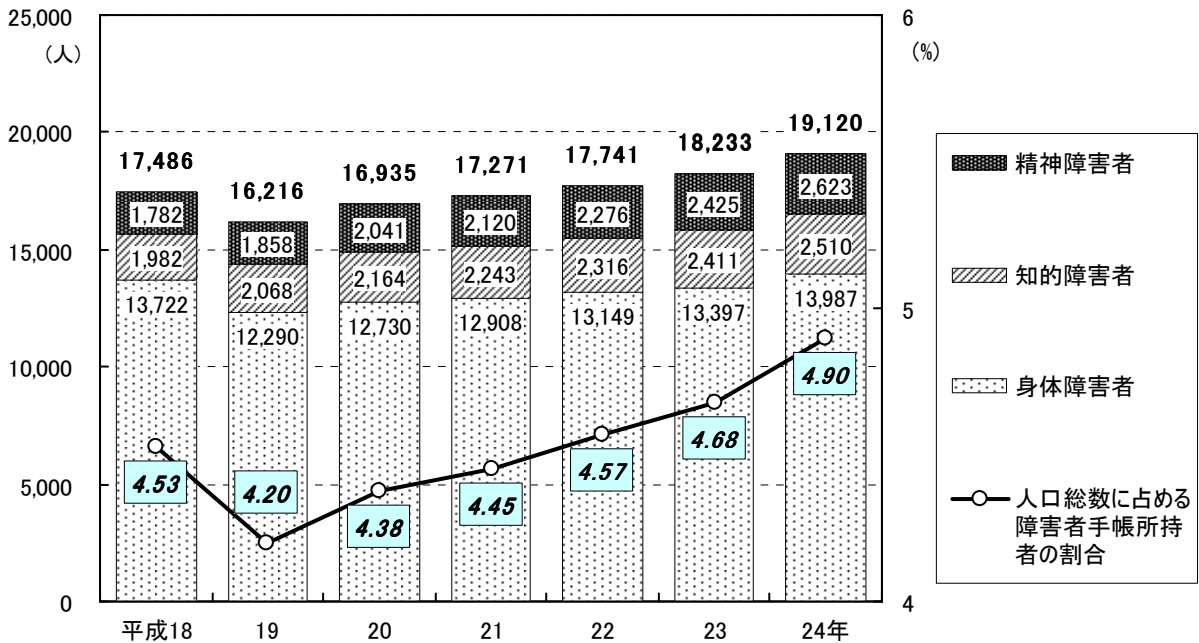
(豊中市総務部情報公開課)

## (2) 障害のある人の状況

### ① 障害のある人の人数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、平成24年(2012年)3月末現在で19,120人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.90%となっており、平成19年(2007年)以降、割合は毎年上昇しています。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出  
 ※平成18年(2006年)から平成19年(2007年)にかけての身体障害者手帳所持者数の減少は、住民基本台帳と照会し精査した結果によるものです。

《身体障害のある人》

身体障害者手帳所持者数は、平成24年(2012年)3月末現在で13,987人となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の2.2%にとどまり、65歳以上の人々が67.8%と急速に高齢化が進んでいます。

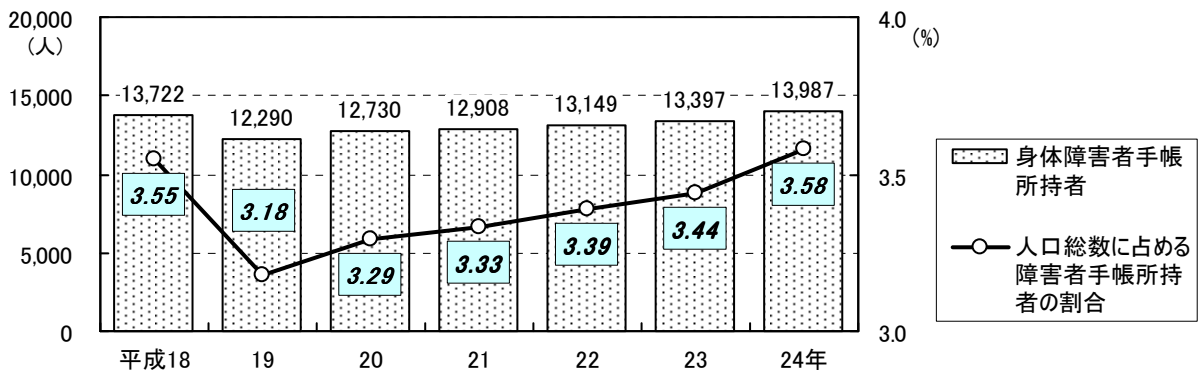
障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数(人)

区 分	総 数	視覚障害	聴 覚・ 平衡機能 障 害	音 声・ 言 語・ そしやく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
平成18年(2006年)	13,722	1,067	1,044	298	7,605	3,708
平成19年(2007年)	12,290	1,011	900	274	6,823	3,282
平成20年(2008年)	12,730	931	933	283	7,179	3,404
平成21年(2009年)	12,908	952	882	281	7,301	3,492
平成22年(2010年)	13,149	946	909	244	7,479	3,571
平成23年(2011年)	13,397	976	916	244	7,600	3,661
平成24年(2012年)	13,987	981	1,003	277	7,854	3,872
0～17歳	301	20	27	2	199	53
18～39歳	801	76	68	43	421	193
40～64歳	3,400	248	188	125	1,921	918
65歳以上	9,485	637	720	107	5,313	2,708

注) 各年3月末現在

※平成18年(2006年)から平成19年(2007年)にかけての手帳所持者数の減少は、住民基本台帳と照会し精査した結果によるものです。

身体障害者手帳所持者数の推移



※3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出

《知的障害のある人》

療育手帳所持者数は、平成24年(2012年)3月末現在で2,510人と増加傾向にあります。

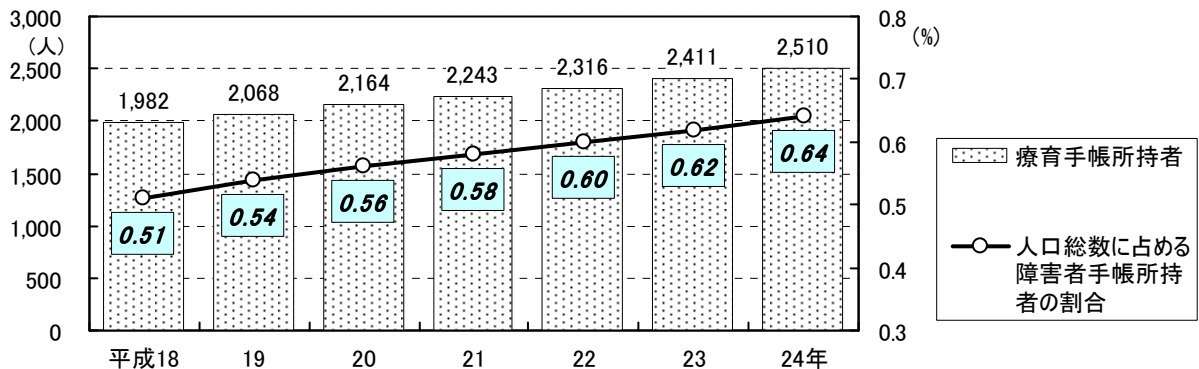
障害程度別では、重度であるAが全体の52.8%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が31.0%、18歳以上の人69.0%の割合になっています。

等級別・年齢別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B1	B2
平成18年(2006年)	1,982	1,157	431	394
平成19年(2007年)	2,068	1,211	429	428
平成20年(2008年)	2,164	1,243	451	470
平成21年(2009年)	2,243	1,271	474	498
平成22年(2010年)	2,316	1,292	497	527
平成23年(2011年)	2,411	1,295	525	591
平成24年(2012年)	2,510	1,325	554	631
0～17歳	779	340	168	271
18～39歳	1,048	553	221	274
40～64歳	613	391	138	84
65歳以上	70	41	27	2

注) 各年3月末現在

療育手帳所持者数の推移



※ 3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出

《精神障害のある人》

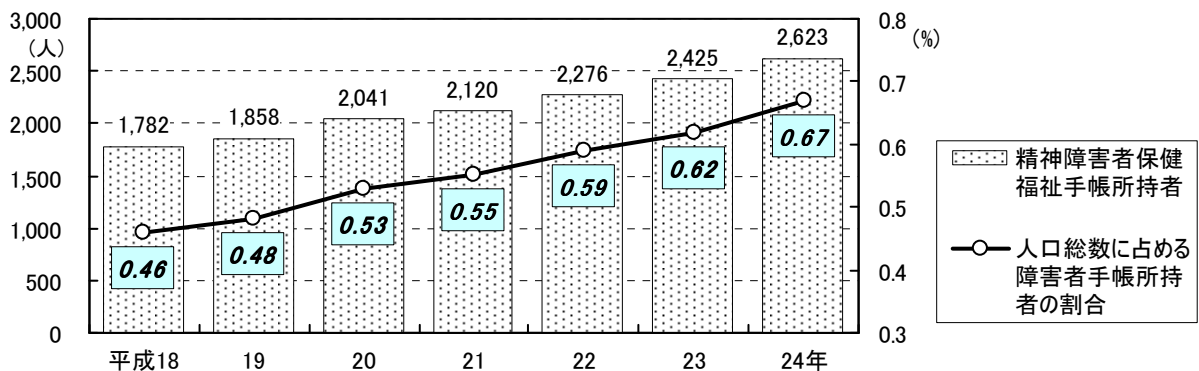
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成24年(2012年)3月末現在で2,623人と増加傾向にあります。また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、平成24年(2012年)3月末現在で5,482人となっています。

等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

	総数	1級	2級	3級
平成18年(2006年)	1,782	414	1,108	260
平成19年(2007年)	1,858	405	1,176	277
平成20年(2008年)	2,041	426	1,317	298
平成21年(2009年)	2,120	407	1,382	331
平成22年(2010年)	2,276	389	1,510	377
平成23年(2011年)	2,425	390	1,622	413
平成24年(2012年)	2,623	403	1,775	445
0～17歳	38	7	24	7
18～39歳	646	53	451	142
40～64歳	1,439	178	1,032	229
65歳以上	500	165	268	67

注) 各年3月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※ 3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出

②支援学級・支援学校の進路状況と卒業生見込み

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）において、平成24年（2012年）3月に卒業した生徒の進路状況と平成25年（2013年）以降の卒業生の見込みは、下表のとおりです。

**市立中学校支援学級・支援学校(高等部)卒業生の進路状況(人)**

**平成24年(2012年)3月**

進路	市立中学校 支援学級卒業生	支援学校（高等部）卒業生		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	71	0	0	0
就労	0	6	5	1
就労移行支援	0	4	4	0
就労継続支援B型	0	6	5	1
生活介護	0	18	10	8
自立訓練など	0	2	2	0
その他	1	1	1	0
計	72	37	27	10

※市立中学校については豊中市教育センター、支援学校は両支援学校の協力による。

**卒業生見込み(人)**

時期	市立中学校 支援学級	支援学校（高等部）		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
平成25年(2013年)3月	67	28	24	4
平成26年(2014年)3月	68	37	34	3
平成27年(2015年)3月	63	46	36	10

※市立中学校については豊中市教育センター、支援学校は両支援学校の協力による。

### (3) 難病にかかっている人の状況

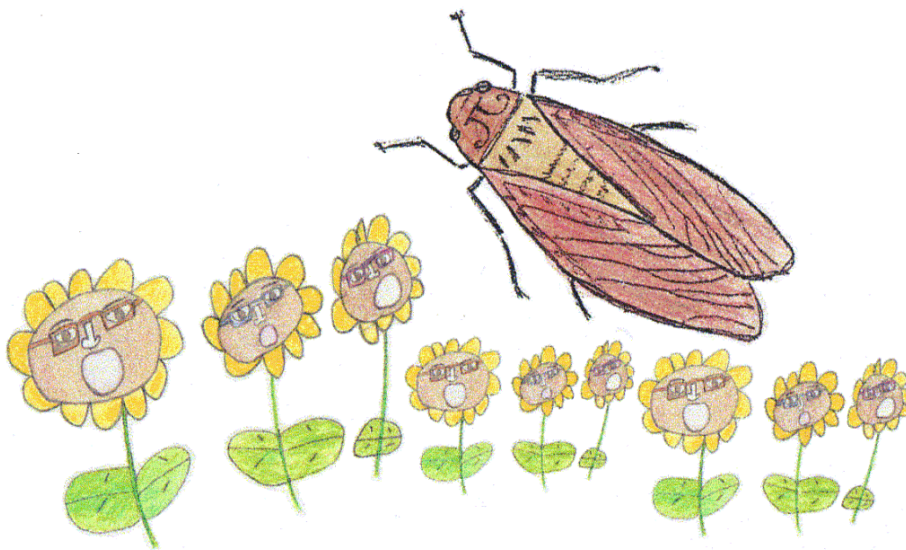
難病にかかっている人のうち、特定疾患医療費助成の受給者証申請受付数の状況を見ると、平成18年(2006年)の2,064件から平成23年(2011年)の2,662件へと年々増加する傾向にあります。

**特定疾患受給者証交付申請受付数(件)**

	総数	新規申請受付	継続申請受付
平成18年(2006年)	2,064	293	1,771
平成19年(2007年)	2,140	347	1,793
平成20年(2008年)	2,241	332	1,909
平成21年(2009年)	2,434	413	2,021
平成22年(2010年)	2,611	434	2,177
平成23年(2011年)	2,662	386	2,276

※大阪府豊中保健所 事務概要書より

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ数としている。また、一人で同じ年に新規+継続申請している場合があるので、受付申請数=患者数ではない。



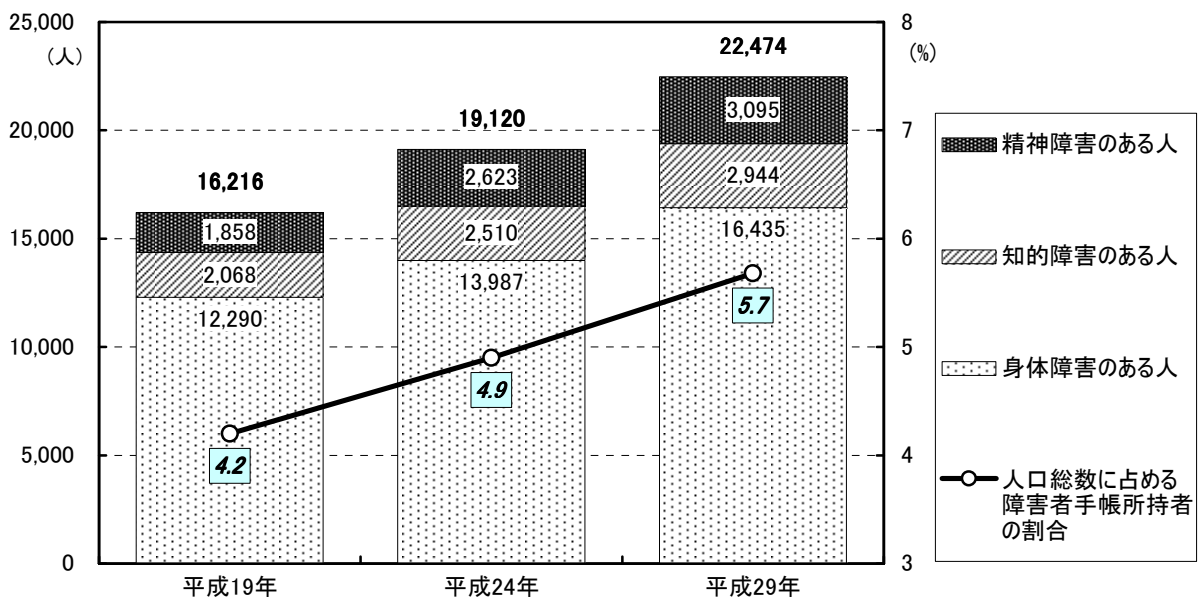
## (4) 障害のある人の人数についての今後の見通し

豊中市の人口総数（住民基本台帳人口ベース）と各障害者手帳所持者数の近年の実績値に基づき、この計画の最終年度の手帳所持者数の推計を行いました。

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、平成29年度(2017年度)には22,474人（重複所持者を含む）となり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.68%まで上昇するものと見込まれます。

特に65歳以上の障害のある人については、平成24年度(2012年度)の10,484人から平成29年度(2017年度)には13,019人と大きく増加し、障害者手帳所持者のうち57.9%が65歳以上となるなど、高齢化が一層進むものと予想されます。

各障害者手帳所持者数の推移と今後の見通し



【推計方法】

- ①平成17年(2005年)、平成22年(2010年)、平成24年(2012年)の10月1日現在の住民基本台帳人口、外国人登録人口をもとに、平成29年(2017年)の豊中市全体の将来人口を推計しました。
- ②平成21年(2009年)、平成24年(2012年)の9月末現在の各障害者手帳所持者数と同時期の豊中市全体の人口（住民基本台帳人口、外国人登録人口）をもとに、障害者手帳ごとに性別・5歳階級別の出現率を算出しました。
- ③上記①平成29年(2017年)の将来人口に、②性別・5歳階級別の出現率を乗じて、障害者手帳ごとの所持者数を算出し、これを推計値としました。なお、出現率は平成21年(2009年)、平成24年(2012年)のうち高い方を採用しました。



## 2. 障害者施策の実施状況

### (1) 第三次計画における施策の進捗状況

「豊中市第三次障害者長期計画」では、行動目標として、7分野389項目にわたる施策を掲げました。この計画の策定にあたり、庁内の各部局にわたって進捗状況を把握したところ、全389項目がすでに何らかの形で実施（うち56項目が目的を達成して完了）されたという結果となりました。

ただし、これまでに実施してきた施策においても、より効果的な啓発活動や情報提供体制の充実、制度の狭間にいる人も含めた切れ目のない支援についてのあり方検討、精神保健福祉・難病分野での連携強化、国による制度改革に応じたサービス提供体制の確保と充実、障害のある人の雇用拡大に向けた就労先の開拓、地域における多様な生活の場の確保、災害など緊急時に備えた体制づくりなど、今後より一層の充実が求められるものも含まれています。

施策の体系	実施状況 (再掲除く)	施策の実施内容
啓発・交流 の促進  計画記載 60施策	実施 60施策 うち完了 4施策	<p>○人権文化の創造について</p> <p>関係団体のネットワーク会議を開催するとともに、市民、市事業受託事業者などに対して、さまざまな啓発活動を多様な媒体で行っています。</p> <p>○ふれあい支えあう地域社会の構築について</p> <p>地域コミュニティづくり、視覚障害や聴覚障害のある人へのコミュニケーション支援、精神障害のある人のための地域活動支援センター事業などを行うほか、障害のある人と障害のない人が交流するためのイベントを実施しています。</p> <p>○わかりやすい情報の提供と情報バリアフリー化の推進について</p> <p>広報や図書の点字化、音声化、市ホームページでの音声読み上げソフトなどの導入、多岐にわたる障害福祉サービスを紹介した手引きの発行、動く図書館などを実施しています。</p>
保育・教育 の充実  計画記載 61施策	実施 61施策 うち完了 4施策	<p>○保育・療育と就学前教育、学校教育の充実について</p> <p>障害のある子どもが地域の学校で学ぶことができるよう、保育所・幼稚園での障害児優先入所（園）枠、支援教育、教職員のための研修と相談対応、学校への専門職員の巡回派遣、障害児教育推進会議、図書館との連携、施設のバリアフリー化などを行っています。</p> <p>また、専門性を要する支援を行うために、肢体不自由児通園施設・知的障害児通園施設を設置しています。</p>

施策の体系	実施状況 (再掲除く)	施策の実施内容
<p>保育・教育 の充実</p> <p>(続き)</p>		<p>○<b>地域教育の充実について</b></p> <p>障害のある子どもの放課後などの療育の場である放課後等デイサービス事業、市内障害福祉サービス事業所への生涯学習の出前講座、障害福祉センターひまわりでの成人向け各種講座を実施しています。</p> <p>○<b>子育て・子育てに関する相談体制の充実と支援のネットワーク化について</b></p> <p>身近なところで相談に応じる体制を整えるため、子育て支援センターほっぺを中核として、公立保育所などに地域支援保育士を配置するとともに、専門的な相談ニーズに対応するため、保健所（保健センター）、幼児教育支援センター、教育センター、障害福祉センターひまわりで相談窓口を開設しています。</p> <p>また、地域における子育て・子育てのネットワーク化を図るため、就学前教育と小学校教育の連携を行うための個別引き継ぎや共同研修会の実施、関係機関による会議などを行っています。</p>
<p>雇用・就業 の支援</p> <p>計画記載 35施策</p>	<p>実施 35施策 うち完了 11施策</p>	<p>○<b>一般就業の拡大と啓発の促進について</b></p> <p>「勤労者ニュース」や企業人権啓発推進員協議会などを通じた一般的な啓発に加え、市業務の受注者決定にあたり障害のある人の雇用などの公共性も総合的に評価する総合評価一般競争入札制度の導入、働く意欲がありながら障害などさまざまな要因で就労に結びつきにくい人を支援する地域就労支援センター事業などを行っています。</p> <p>また、豊中伊丹スリーR・センターの稼働に合わせて知的障害のある人の就労の場の提供を行いました。</p> <p>○<b>福祉的就労の場の拡大とネットワーク化について</b></p> <p>障害者就労支援事業所の新サービス体系への移行、運営安定化に向けた支援を行いました。また、授産製品の市職員による共同発注するとともに、障害者就労支援事業所が共同して授産製品を豊中駅舎内でPRする「なかまの店」への運営補助を行っています。</p> <p>○<b>豊中市における雇用・実習の場の確保と情報の収集・発信について</b></p> <p>身体障害者枠での正職員採用、知的障害のある人が可能な作業の切り出しと採用後のフォロー、精神障害のある人の特性に配慮した就労形態などの調査研究、市役所における職場体験実習の場の提供などを行っています。</p>
<p>社会参加の 促進</p> <p>計画記載 44施策</p>	<p>実施 44施策 うち完了 5施策</p>	<p>○<b>障害のある人の社会参加に対する支援について</b></p> <p>外出時のコミュニケーション支援、自動車による外出の各種支援、障害福祉センターひまわりでの各種講座、日中活動事業所などへの出前講座、障害のある人も参加しやすいニュースポーツの講習会、体育施設のバリアフリー化、体育館の個人使用料減免などを行っています。</p>

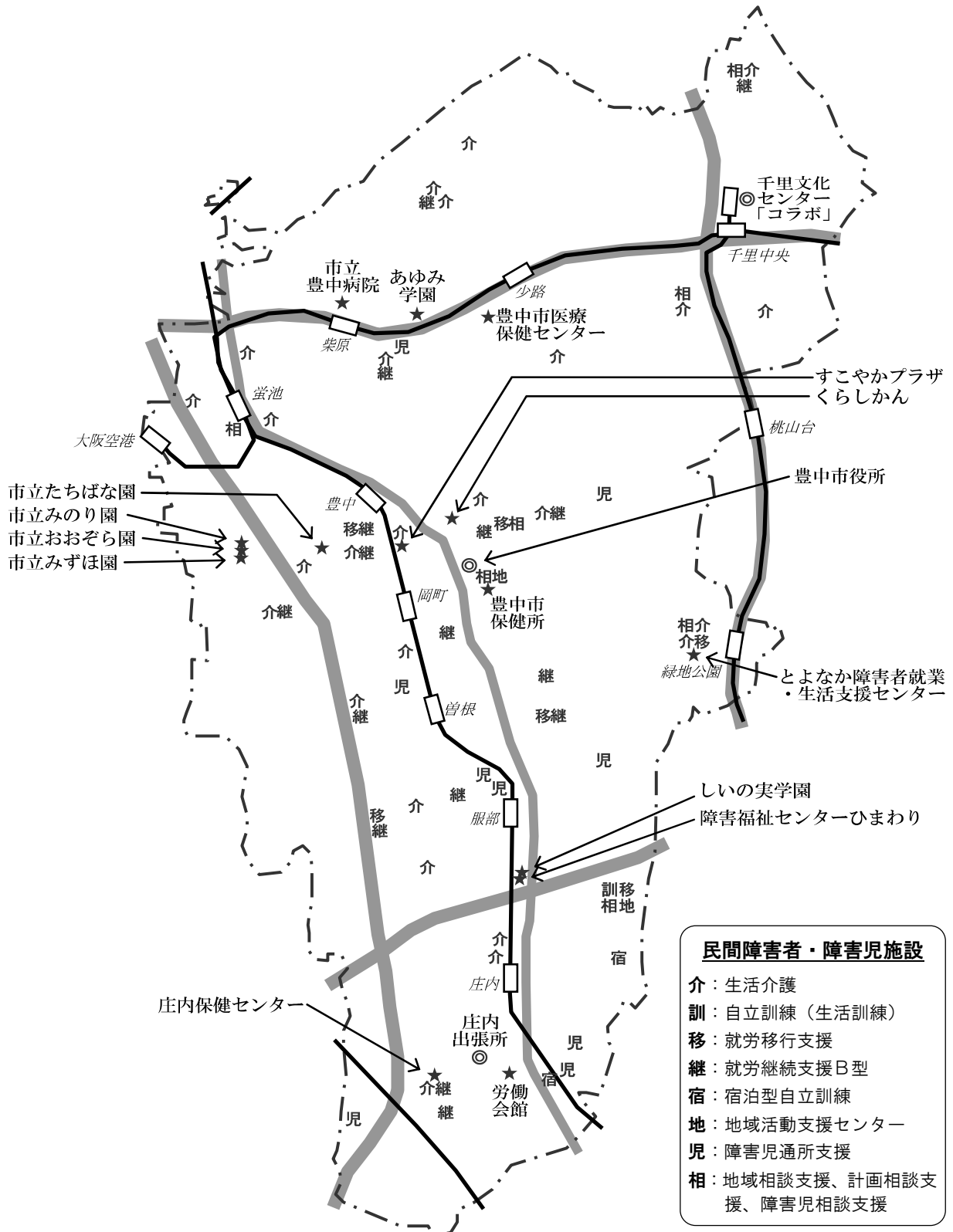
施策の体系	実施状況 (再掲除く)	施策の実施内容
社会参加の 促進  (続き)		<p>○まちづくりへの障害のある人の参画促進について 選挙など投票時における各種配慮、議会傍聴における手話通訳または要約筆記の支援、障害者施策推進協議会などへの委員委嘱を行っています。</p>
保健・医療 の充実  計画記載 38施策	<p>実施 38施策 うち完了 6施策</p>	<p>○地域リハビリテーション体制の充実について 保健・医療・福祉など関係機関が連携して脳卒中患者などとその家族への支援を行うことができるよう豊能地区内のネットワークに入り病院間の連携など支援における課題を検討するとともに、障害福祉センターひまわりにおいて、機能訓練、視覚障害者訓練を行っています。</p> <p>○地域における保健・医療体制の充実について 保健センターでの一般的な健康相談、健診に加えて、障害者歯科診療を実施しています。乳幼児健診の実施においては、障害を早期発見し、できるだけ早い時期から療育につなぐことができるよう、関係機関との連携に力を入れるとともに、専門職による妊産婦・新生児・乳幼児訪問を行っています。 平成24年度(2012年度)から保健所業務が移管されたため、未熟児などや高度な専門性が必要な人への訪問・相談対応も行っています。また、障害にかかる医療費の助成などを行っています。</p> <p>○こころの健康づくりと適切な医療体制の確保について 自立支援医療(精神通院)の窓口を行っています。また、保健所業務の移管を受け、相談業務などの一元的対応が可能となりました。</p>
生活支援の 充実  計画記載 60施策	<p>実施 60施策 うち完了 9施策</p>	<p>○利用者の自己選択・自己決定に基づく地域生活支援について 在宅福祉サービスとして、ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、補装具・日常生活用具の給付など、福祉機器の貸し出し、日中活動の場の提供などがあるほか、給食サービス、入浴サービスの提供を行っています。 生活の場の確保として、グループホーム・ケアホームがあるほか、府営住宅での生活援助員派遣事業を行っています。また、経済的な支援として、各種給付、減免制度があります。</p> <p>○利用実態に即した新たなサービス提供「ガイドライン」の策定について 適切なサービス利用に向けて支援するため、相談支援専門員によるサービス利用計画を個々の利用者について作成するとともに、計画期間中に2回のガイドラインの見直しを行いました。</p> <p>○相談支援体制の充実と権利擁護事業の普及・利用促進について 障害者自立支援協議会を立ち上げ、市・事業所・当事者が一堂に会し、事例検討などを行うとともに、総合相談窓口の開設、各障害当事者によるピアカウンセリング*4、障害相談支援にかかわる組織によるネットワーク“えん”の結成と各種情報発信などの取り組みを行っています。</p>

\*4 ピアカウンセリング：ピア(peer)は「仲間」「同僚」を意味する英語。障害のある人が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、障害のある人自身がカウンセラーとなって、自らの経験をふまえた相談援助活動を行うこと。

施策の体系	実施状況 (再掲除く)	施策の実施内容
生活支援の 充実  (続き)		<p>権利擁護を進めるため、健康福祉サービス苦情調整委員会、障害者虐待防止センターを設置・開設するとともに、成年年後見制度の利用支援を行っています。</p>
生活環境の 充実  計画記載 56施策	<p>実施 56施策 うち完了 10施策</p>	<p>○バリアフリー化の推進について                      バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づく、建築確認申請の手続きや事前協議により、バリアフリー化に向けた啓発などを行うとともに、市道、公園などのバリアフリー化を順次進めています。また、放置自転車対策、違法簡易広告物対策による歩きやすい道づくりを行っています。</p> <p>○住宅整備の促進について                      障害のある人が住み慣れた家に住み続けるためバリアフリー工事への助成、民間によるグループホーム・ケアホーム開設を促進するための助成などを行っています。</p> <p>○防災・防犯体制の充実について                      生活安全・防犯対策として、メールを活用した徘徊SOSサービスシステム、ひとり暮らしの重度身体障害者向け緊急通報システムの導入、緊急時手話通訳派遣事業、また防災体制として避難場所を広報し、自主防災組織の育成に努めるとともに、あらかじめ申し込みのあった重度障害者等（災害時要援護者）に対する災害時安否確認制度、体育館などで避難生活を送ることが困難な障害のある人などのための二次的避難所の体制充実などを実施しています。</p>
計画の推進 に向けて  計画記載 35施策	<p>実施 35施策 うち完了 7施策</p>	<p>○推進体制の整備について                      障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、市長を本部長とする障害者施策推進本部による体制を整備しています。</p> <p>○サービス提供主体の多様化とネットワーク化について                      障害者自立支援協議会を設置し、全体会議のほか、精神障害者地域生活移行促進、障害者就労促進、生涯を通じた支援のあり方検討の3部会を設けて、当事者・家族・事業者・支援組織・市で検討・実践を行っています。</p> <p>○人材の養成・確保について                      団体支援、ボランティア・ヘルパーの育成、職員研修を行っています。</p> <p>○調査研究の推進について                      担当課、障害者自立支援協議会で行っています。</p>
合計  計画記載 389施策	<p>実施 389施策 うち完了 56施策</p>	

## (2) 障害のある人にかかわる主な社会資源

豊中市内における障害のある人にかかわる社会資源（公立施設、相談窓口や日中活動・社会参加の場となる民間事業者など）の立地状況は、下図のとおりです。



### 3. 市民の意識

#### (1) 市民アンケート調査の結果

計画策定に向けて実施したアンケート調査の結果については、次のとおりです。

この計画では、今回の調査結果とともに、平成23年度(2011年度)に実施した第3期障害福祉計画の策定に向けたアンケート調査や災害時重度障害者実態把握事業の結果も合わせて基礎資料とし、課題の抽出や施策立案の参考としています。

##### ①調査の概要

調査目的	第四次障害者長期計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内に在住する障害のある人や難病にかかっている人、及びそれ以外の市民を対象に、障害のある人や難病にかかっている人を取り巻く環境や福祉施策に対する意識、日常生活や交流などの状況を把握することを目的に実施しました。
調査対象	<p><b>①18歳以上の障害のある人、難病にかかっている人 2,480名</b>                  (障害の種類、年齢構成などを勘案したうえで無作為抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人</li> <li>・特定疾患の医療費助成にかかる登録をしている人</li> <li>・障害者施設に通所するための受給者証を持っている人</li> </ul> <p><b>②18歳未満の障害のある人 520名</b>                  (障害の種類などを勘案したうえで無作為抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人</li> <li>・障害児施設に通所するための受給者証を持っている人</li> </ul> <p><b>③上記①②の人を除く18歳以上の人 1,000名</b>                  (無作為抽出) ※今回初めて実施</p> <p style="text-align: right;">合計4,000名</p>
調査方法	メール便による配布、郵送による回収(礼状兼催告1回)
調査期間	平成24年(2012年)7月～9月
回収状況	<p>①有効回答数 1,384名(有効回収率 55.8%)</p> <p>②有効回答数 256名( " 49.2%)</p> <p>③有効回答数 391名( " 39.1%)</p> <p>※全体：有効回答数 2,031名(有効回収率 50.8%)</p>



## ②主な調査結果

## 《回答者の属性、介助・支援の必要な状況》

内 容	主な調査結果
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害（その疑いのある場合も含む）との診断を受けた人は、18歳未満の障害のある人のうち16.8%を占め、18歳以上の障害・難病のある人については2.1%となっています。また、高次脳機能障害の可能性が考えられる人は、18歳以上の障害・難病のある人の34.8%、18歳未満の障害のある人の4.7%となっています。</li> </ul>
介助・支援の必要な状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活で何らかの介助や支援が必要な人は、18歳以上の障害・難病のある人の44.4%で、知的障害のある人については69.6%を占めています。また、18歳未満の障害のある人については80.1%が介助や支援を必要としています。</li> <li>1日に6時間以上介助や支援を受けている人は、18歳以上の障害・難病のある人の8.0%で、知的障害のある人については34.3%となっています。また、18歳未満の障害のある人については45.3%が6時間以上の介助や支援を受けており、知的障害や発達障害のある人では割合が半数を超えています。</li> </ul>

## 《障害のある人や難病にかかっている人を取り巻く社会・環境への評価》

内 容	主な調査結果
全体傾向（評価の高い項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民啓発や地域における支援、医療、住宅、教育に関する項目で評価が高くなっています。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1位 障害があつたり、難病にかかっているからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしないこと</li> <li>2位 費用の心配をせずに、必要な医療を受けられること</li> <li>3位 安心して暮らし続けられる住まいがあること</li> <li>4位 普通学級の子どもたちと一緒に自分にあつた教育が受けられること</li> <li>5位 外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれること</li> <li>6位 困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近にあること</li> <li>7位 障害や病気に配慮した教育が受けられること</li> </ol>

内 容	主な調査結果
<p>全体傾向（評価の低い項目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入や雇用・就労など経済面にかかる項目や生活環境面での評価が低くなっています。また、これらの項目は障害のない人では評価する人の人が多く、障害・難病の有無による意識差がみられます。</li> <li>19位 暮らしに困らないだけの収入があること</li> <li>18位 障害のある人や難病にかかっている人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べること</li> <li>17位 道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配がないこと</li> <li>16位 同じ仕事の質であれば、障害のある人や難病にかかっている人、それ以外の人も同じように評価されること</li> </ul>
<p>属性別にみた環境評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢別には、18歳未満の障害のある人で、生活環境、福祉サービス、職場、防災対策、情報などの項目に対する評価が非常に低くなっています。</li> <li>・障害・難病の種類別には、知的障害のある人で、収入、福祉サービス、職場、生活環境など、多くの項目で他の障害・難病の人より評価が低くなっています。</li> </ul>
<p>障害や難病があってもライフスタイルに応じた生活ができると感じているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人全体では54.5%がそのように感じており、年齢が高くなるほど回答割合が高くなる傾向にあります。</li> <li>・障害・難病の種類別には、平均年齢の高い難病（特定疾患）や身体障害のある人で評価が高く、平均年齢の低い知的障害のある人で評価が低くなっています。</li> <li>・回答者による意識差をみると、18歳以上の本人では62.9%が評価しているのに対し、家族が回答している場合では30.6%と本人回答の半数にとどまっています。</li> </ul>

《日中の活動や社会参加の状況と意識》

内 容	主な調査結果
<p>昼間の時間の過ごし方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人では、自宅や入所施設で過ごしている人が39.5%で、特に精神障害のある人では55.1%となっています。</li> <li>・18歳未満の障害のある人では、小学校・中学校に通っている人が44.5%、障害のある子どものための学校に通っている人が22.3%となっています。</li> </ul>
<p>外出の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人で週1回以上外出している人は81.8%を占め、身体障害・知的障害のある人については、過去に実施した調査の結果より割合が高くなっています。</li> <li>・これに対し、福祉施設やグループホームで暮らしたり病院に入院している人では、外出が週に1回に満たない人が40.1%を占めています。</li> <li>・外出しない（できない）理由については、「障害や病気の状態が重いから」が48.0%と最も多く、次いで「出かけなくてはならない用事や目的がないから」が38.9%を占め、18～39歳や知的障害のある人では半数を占めています。</li> </ul>



内 容	主な調査結果
外出時に困ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特に困っていることはない」と無回答を除いて、18歳以上の障害・難病のある人の64.4%、18歳未満の障害のある人の84.8%が、道路交通や生活環境など何らかの理由で外出時に困っています。</li> <li>・知的障害や精神障害のある人、18～39歳の人では、「人との会話が難しい」、「人の見る目や言葉が気になる」、「いじめや意地悪をされるのがこわい」など、対人面での理由をあげる人が多くみられます。</li> </ul>
地域の人とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人では「隣近所の人」が42.3%となっており、障害・難病の種類別には身体障害や難病のある人で高く、知的障害や精神障害のある人で低い傾向にあります。</li> <li>・年齢別には65歳以上で52.1%であるのに対して、18～39歳では32.2%にとどまっています。</li> <li>・このほか精神障害のある人では「病院の先生や看護師など」が49.1%を占めています。</li> <li>・18歳未満の障害のある人では、「学校・幼稚園・保育所などの先生・同級生」をあげる人が78.5%と特に多く、次いで「地域の友人・知人」が46.5%、「隣近所の人」が43.4%となっています。</li> </ul>
障害・難病のある人の社会参加を阻む要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会への参加を阻んでいる要因を尋ねたところ、「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」が39.3%、次いで「一緒に参加する仲間がいない」が26.7%、「身近なところで参加できる行事や活動が少ない」が23.6%となっています。</li> </ul>

《必要とする情報と主な入手先》

内 容	主な調査結果
必要としている情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人については、「相談できる場所の情報」が31.7%と最も多く、次いで「医療機関の情報」が27.6%、「社会福祉施設の情報」が23.2%、「福祉に関する法律や政策などの情報」が22.3%などとなっています。障害・難病の種類別には、精神障害のある人で相談場所の情報を必要としている人が多くみられます。</li> <li>・18歳未満の障害のある人については、「卒業後の進路」が64.5%を占めるほか、「障害のある子どもが利用しやすい施設や設備」も57.0%と半数以上が情報を必要としています。また、発達障害のある人についてはより多くの情報を必要としている様子がうかがえます。</li> </ul>
保健・福祉サービスに関する情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人、18歳未満の障害のある人とも「広報とよなか」をあげる人が半数以上と最も多く、これに次いで18歳以上の障害・難病のある人では、「病院などの医療機関」や「家族」、18歳未満の障害のある人では、「同じ障害の友人」や「保育所・幼稚園・学校の先生」などが多くみられます。</li> <li>・過去の調査と比べると、18歳未満の障害のある人について、「広報とよなか」や「同じ障害の友人」、「福祉の手引きなどの冊子」をあげる人の割合が大きく低下しています。</li> </ul>

《療育・教育についての保護者の意識》

内 容	主な調査結果
療育・教育に関する相談先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小学校・中学校」が55.5%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園」(35.5%)、「あゆみ学園」(33.6%)、「保健所・保健センター」(32.8%)、「市役所」(30.5%)などの順となっています。</li> <li>・過去の調査と比べると、「保育所や幼稚園」、「子ども家庭センター」、「障害福祉センターひまわり」をあげる人が少なくなっています。</li> </ul>
療育・教育に関する相談について望むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「専門的な相談機関を充実してほしい」が56.6%、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」も53.5%と半数を超えています。また、その他の項目も含め、発達障害のある人について回答割合が高くなっています。</li> </ul>
母子保健や療育にかかわることで望むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通園事業・療育事業などを充実する」が55.5%、「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明を行う」が55.1%、「保護者に対する相談・支援体制を充実する」が53.9%と、いずれも半数以上の保護者があげています。</li> <li>・過去の調査と比べると、情報提供や相談・支援体制の充実についての回答割合が低くなっています。</li> </ul>
通所型の施設やサービスに希望すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「療育や発達のための訓練」が52.3%と最も多く、次いで「専門的な相談・指導」が41.4%、「身の回りの自立に向けた訓練」が41.0%となっています。これらは知的障害や発達障害のある人で、より回答割合が高くなる傾向がみられます。</li> </ul>
特に充実が必要な障害のある子どものための施策・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が52.3%と最も多く、「自立に向けた専門的な教育の充実」(50.4%)、「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」(50.0%)もほぼ同じ割合となっています。</li> </ul>

《保健・医療についての状況と意識》

内 容	主な調査結果
通院の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害や難病などにかかわることで現在通院している人は、18歳以上の障害・難病のある人の58.2%、18歳未満の障害のある人の69.9%となっています。障害・難病の種類別には精神障害や発達障害のある人、難病患者で受診状況が高くなっています。</li> </ul>
医療的ケア <sup>*5</sup> の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で何らかの医療的ケアを行っている人は、18歳以上の障害・難病のある人の9.2%、18歳未満の障害のある人の7.4%となっています。特に、18歳未満の身体障害のある人で18.2%と割合が高くなっています。</li> </ul>
保健・医療面で不安に思ったり困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人では、「障害が重くなったり病状が進むこと」が47.3%と最も多く、次いで「お金がかかる」(23.8%)、「交通が不便、移動が大変」(17.8%)という人が多くみられます。</li> <li>・18歳未満の障害のある人では、「障害に理解や経験のある医師が少ない」が32.4%と最も多く、これに次いで「障害が重くなったり病状が進むこと」が27.0%となっていますが、過去の調査と比べると大きく割合は低下しています。</li> </ul>

\*5 医療的ケア：家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

## 《災害など緊急時の対応についての状況と意識》

内 容	主な調査結果
避難場所の周知状況	・最寄りの避難場所を知っている人の割合は、18歳以上の障害・難病のある人の59.4%、18歳未満の障害のある人の59.8%と、6割程度となっています。また、18歳以上の障害・難病のある人のうち精神障害や知的障害のある人、南部に居住する人などで周知度が低い状況が見受けられます。
一人で避難できるか	・災害時に一人で避難できる人は、18歳以上の障害・難病のある人の44.8%、18歳未満の障害のある人については10.9%にとどまっています。特に知的障害のある人で一人で避難できない人の割合が高くなっています。
避難などの援助を頼める人	・一人で避難できない人に援助を頼める人がいるかどうかを尋ねたところ、ほぼ全員が家族など頼める人がいると回答しています。
災害時に近所の人に協力を頼みたいか	・協力を頼みたい人は、18歳以上の障害・難病のある人の39.5%、18歳未満の障害のある人の46.1%となっています。
重度障害者等安否確認事業の周知状況	・災害時に重度障害者等の安否を確認する登録制度について知っている人は18歳以上の障害・難病のある人の15.6%、18歳未満の障害のある人の10.5%にとどまっています。
緊急時の対応で重要と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人では「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」が63.4%と最も多く、唯一半数を超えています。また、これに次いで、「避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う」(44.1%)、「地域の人などがすぐに助けにきてくれる体制をつくる」(41.9%)など、選択肢として掲げたすべての項目が3～4割を占めています。</li> <li>・18歳未満の障害のある人では、「避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う」が68.4%と最も多く、次いで「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」(58.6%)、「地域の人などがすぐに助けにきてくれる体制をつくる」(53.9%)も半数以上となるなど、総じて18歳以上の障害・難病のある人の割合を上回る傾向にあります。</li> </ul>

## 《障害のある人や難病にかかっている人の権利や周りの人の意識について》

内 容	主な調査結果
障害や難病のためにあきらめたり、がまんしたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害・難病のある人、18歳未満の障害のある人とも「仕事や就職」をあげる人が最も多く、18歳以上の障害・難病のある人の27.3%、18歳未満の障害のある人の53.5%を占めています。</li> <li>・これに次いで18歳以上の障害・難病のある人では、「泊りがけの旅行」(23.3%)、「一人での外出」(20.2%)、「スポーツ」(18.9%)、「友人とのつきあい」(17.3%)など、人生を豊かにする内容の項目であきらめたり、がまんしたという人が多くみられます。</li> <li>・18歳未満の障害のある人では、「進学」(46.5%)、「一人での外出」(41.8%)、「結婚」(37.5%)、「友人とのつきあい」「異性とのつきあい」(ともに34.4%)など、今後の進路や暮らし方についての内容で回答割合が高くなっています。</li> </ul>

内 容	主な調査結果
<p>障害のある人、 難病にかかっ ている人の権利 を守る取り組み として、あると いもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳以上の障害・難病のある人、18歳未満の障害のある人とも「ちょっとした困りごとをなんでも相談でき、助言してくれる相談窓口」が最も多く、18歳以上の障害・難病のある人の42.8%、18歳未満の障害のある人の48.4%を占めています。</li> <li>・ これに次いで18歳以上の障害・難病のある人では、「障害のある人や難病にかかっている人の権利について社会の意識を高めること」が28.5%、「障害のある人や難病にかかっている人の権利が損なわれたときの苦情を受け付け、必要に応じて調査や指導などを行う制度(オンブズマン制度)」が27.6%となっています。</li> <li>・ 18歳未満の障害のある人では、「障害のある人や難病にかかっている人の権利について社会の意識を高めること」が46.5%と高い割合になっているほか、「自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス」が37.1%、「オンブズマン制度」が34.0%となっています。</li> <li>・ 障害・難病の種類別には、全般に精神障害、知的障害のある人で高い回答割合を示しています。</li> </ul>
<p>「障害」「難病」 への理解や社会 的支援が進んだ と思うか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害・難病のある人（18歳未満の人も含む）、障害のない人のそれぞれに尋ねたところ、障害や難病への理解や社会的支援が「進んでいる」との回答が、障害・難病のある人の7.3%、障害のない人の8.7%、「多少進んでいる」が障害・難病のある人の24.9%、障害のない人の26.9%と、回答者の概ね3分の1が状況が前進していると答えています。</li> <li>・ 残る人については「どちらともいえない」か「わからない」と答える人がほとんどで、状況が後退していると答える人は一部を除き1割未満となっています。</li> </ul>
<p>「障害」「難病」 への市民の理解 を深めるために 必要なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害・難病のある人（18歳未満の人も含む）、障害のない人のそれぞれに尋ねたところ、障害・難病のある人では「障害のある人・難病にかかっている人のための福祉についての関心や理解を深めるための啓発」（34.7%）、「障害のある人や難病にかかっている人への就労や生産活動の機会の提供」（30.7%）、「学校における福祉教育の充実」（29.6%）の順となっています。</li> <li>・ 障害のない人では、「学校における福祉教育の充実」が45.8%と最も多く、次いで「障害のある人や難病にかかっている人への就労や生産活動の機会の提供」（37.9%）、「障害のある人・難病にかかっている人のための福祉についての関心や理解を深めるための啓発」（32.7%）となっており、順位は異なりますが障害・難病の有無による大きな意識差はみられません。</li> </ul>

## 《将来の暮らしについての意識》

内 容	主な調査結果
今から10年くらい経ったときにしてみたい生活	・18歳以上の障害・難病のある人に概ね10年先の暮らし方について尋ねたところ、「自宅（マンション・団地なども含む）で、家族などと一緒に暮らす」が41.8%、次いで「先のことはわからない、まだ考えたことがない」が21.8%となっています。
大人になったらしてみたいこと	・18歳未満の障害のある人に大人になったらしてみたいことを尋ねたところ、「障害のない人と同じ職場で働くこと」が41.8%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らすこと」（39.1%）、「結婚したり子どもを育むこと」（31.6%）、「障害のある人のための施設で働いたり作業をすること」（25.4%）などの順となっています。
希望する将来の暮らしを実現するために必要なこと	<p>・18歳以上の障害・難病のある人では、「収入が確保できること」が49.8%と最も多く、次いで「病院や診療所が近くにあること」（41.0%）、「いざというときに施設に入れること」（38.5%）、「在宅生活を支えるサービスを受けられること」（32.2%）、「働く場所があること」の順となっています。</p> <p>・18歳未満の障害のある人では、「働く場所があること」が72.7%、「収入が確保できること」が69.9%と7割前後の高い割合となっており、これに次いで「地域の人や障害のある人や難病にかかっている人への理解」（43.0%）、「通所施設や日中の居場所が近くにあること」（37.5%）、「在宅生活を支えるサービスを受けられること」（31.6%）の順となっています。</p>

## 《障害のない人、難病にかかっている人の意識や取り組みの状況》

内 容	主な調査結果
近くに障害のある人や難病患者がいるか	・障害のない人のうち、「近くに障害のある人はいない」と無回答を除き、近くにだれか障害のある人や難病患者がいるという人は50.6%となっています。このうち近所の人や21.7%と最も多く、65歳以上や南部の人で多くみられます。
生活のしづらさを感じていること	<p>・「生活のしづらさを感じることは特にない」と無回答を除き、26.9%の人が何らかの生活のしづらさを感じています。内容別には「対人関係や人とのコミュニケーションに難しさを感じる」が9.2%と最も多くなっています。</p> <p>・何らかの生活のしづらさを感じている人に相談先を尋ねたところ、「家族」が46.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が33.3%、医療機関が29.5%となっています。</p>
障害のある人や難病患者に声をかけたり、話をする機会	・「近くに障害のある人や難病にかかっている人はいない」が34.8%と最も多く、次いで「あいさつぐらいで声をかけたり、話をするほどではない」が25.3%、「出会っても声をかけたり話ほししない」が14.3%、「たまに声をかけたり、話をする」が12.8%、「よく声をかけたり、話をする」が8.4%の順となっています。



内 容	主な調査結果
障害のある人や難病患者が困っているときに手助けをするか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心がけているが、これまでそのような機会がない」が32.2%と最も多く、「求められれば手助けをしている」が28.9%、「なるべく積極的に声をかけ、手助けしている」が20.5%となっています。</li> <li>・このうち、「なるべく積極的に声をかけ、手助けしている」という人は、南部で32.6%と最も多くを占めるほか、近くに障害者や難病患者がいる人でも28.8%と、近くに障害者や難病患者がいない人の10.8%と比べてかなり多くなっています。</li> </ul>
障害のある人や難病患者とかがかわって対応にとまどったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や学校、職場などで障害者や難病患者とかがかわって、対応にとまどったことがある人は16.4%で、近くに障害者や難病患者がいる人では24.2%となっています。</li> </ul>
障害のある人や難病患者の支援活動への参加経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」と無回答を除いて、何らかの支援活動に参加したことがある人は39.2%で、内容別には「募金活動を呼びかけたり、募金、寄付に協力する」が18.9%、「障害者支援施設の製品や障害のある人が働く店を積極的に利用する」が10.7%となっています。また、全般に近くに障害者や難病患者がいるという人で参加経験のある人の割合が高めとなっています。</li> </ul>
障害のある人や難病患者の支援活動への参加意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機会があれば参加したい」が41.2%、「積極的に参加したい」が2.3%と、合わせて43.5%の人が参加意向を示しています。</li> </ul>
障害のある人や難病患者の支援活動の活発化に向けて必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どものころからのボランティア教育や体験学習を推進する」が51.7%、「支援を求める側と、支援をしたい・できる側とを結びつける仕組みを充実する」が51.4%と、それぞれ半数を占めています。これに次いで「隣近所でのコミュニケーションを深め、気軽に助けあえるようにする」が42.7%となっています。</li> </ul>
障害のある人が地域で自立して生活することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自立して生活することはすぐには難しいと思う」が47.1%と約半数を占め、これに次いで「自立して生活するべきだと思う」が30.2%となっています。</li> </ul>
だれもが暮らしやすいまちにするため必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動面では、「障害・難病についての正しい理解を深める（学校教育も含む）」が64.5%と最も多く、次いで「相手の立場に立って物事を考える」（43.0%）、「困っている人を見かけたら助ける」（39.9%）の順となっています。</li> <li>・社会面では、「職場を確保する」が35.5%と最も多く、次いで「学校や職場、医療機関、行政など関係機関による連携を図る」（32.7%）、「福祉制度やサービスを充実する」（24.6%）、「相談窓口など必要な情報を提供する」（22.8%）、「相談体制を充実する」（21.0%）などの順となっています。</li> <li>・環境面では、「建物や道路などの段差や凹凸をなくす」が52.7%、「歩道を整備する」が46.3%と半数前後を占め、これらに次いで「ゆっくりと過ごせる場所をつくる」が23.0%、「だれもが使いやすいトイレを整備する」が19.7%などとなっています。</li> </ul>

## (2) 計画策定に向けて寄せられた意見

この計画の策定に向けて、障害のある人が日ごろ抱えている課題や施策ニーズ、計画策定への意見などを把握するために、障害者施策推進協議会（審議会）、障害者自立支援協議会（全体会及び部会）、障害福祉サービス事業者連絡会、市職員による会議（障害者施策推進本部、同専門部会、同実務担当者会議）の会合を通じた聞き取り、ワークショップなどを実施しました。

またこれと合わせて、今回初めて発達障害のある人、高次脳機能障害のある人について家族会に対するヒアリングを実施するなど、障害のある人やその家族、サービス事業者、障害のある人にかかわる関係機関の代表者など、さまざまな人々から意見をいただきました。

各種会合・ヒアリングなどの実施経過と計画全般を通じた主な意見は、「第4章 施策の推進」のなかで各分野ごとに紹介しています。

### 《各種会合における聞き取り、ワークショップ、ヒアリングの実施経過》

年	月	会議・ワークショップ・ヒアリング
平成24年 (2012年)	7月	豊中市障害者施策推進本部：第1回本部会議
		豊中市障害者施策推進本部：第1回専門部会・実務担当者会議合同会議
		豊中市障害者自立支援協議会：全体会（臨時会）
		豊中市障害者施策推進協議会：平成24年度第1回会議
	8月	豊中市障害者自立支援協議会：第2回全体会
	9月	豊中市障害者施策推進本部：第2回実務担当者会議
		豊中市障害者自立支援協議会：障害者就労促進部会ワークショップ
		〃：精神障害者地域生活移行促進部会ワークショップ
	10月	〃：生涯を通じた支援のあり方検討部会ワークショップ
		豊中市障害児者日中活動事業者連絡会：ヒアリング
		豊中市発達障害者の家族の会「一歩の会」：ヒアリング
		豊中市障害者施策推進本部：第3回実務担当者会議
		豊中脳損傷家族会「アンダンテ」：ヒアリング
	11月	豊中市障害者自立支援協議会：全体会（臨時会）
		豊中市障害者施策推進協議会：平成24年度第2回会議
豊中市障害者施策推進本部：第4回実務担当者会議		
12月	豊中市障害者自立支援協議会：第3回全体会	
	豊中市障害者施策推進協議会：平成24年度第3回会議	
	豊中市障害者施策推進協議会答申	
平成25年 (2013年)	1月	豊中市障害者施策推進本部：第2回専門部会
		豊中市障害者施策推進本部：第2回本部会議
	2月	パブリックコメント制度に基づく意見募集
		計画素案に対する公聴会
		豊中市障害者施策推進本部：第5回実務担当者会議
3月	豊中市障害者施策推進本部：第3回専門部会	
	豊中市障害者施策推進本部：第3回本部会議	

## 4. 今後の施策推進にあたっての課題

平成18年(2006年)に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えた国におけるさまざまな制度改革、社会経済情勢の動向、また豊中市における障害のある人を取り巻く状況などをふまえ、今後の障害者施策の推進にあたって重点的に取り組むべき課題を整理すると、次のように考えられます。

### (1) 障害のある人の権利の尊重

国連の「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自立及び自律、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、さまざまな分野において障害のある人の権利を保護・促進する規定を設けるなど、生活を営むうえで妨げとなるさまざまな社会的障壁をとりはらい、障害のある人が障害のない人と等しく機会の均等が確保されることを理念としています。

障害のある人の一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく輝いて暮らせるようにするためには、障害のある人をはじめとするすべての人が尊厳を持つかけがえのない存在としてその人権が尊重され、ともに支えあいながら生きること、そして障害のある人が主体的に社会参加できる機会が均等に確保され、平等が保障されることを市民の共通認識とする必要があります。

障害のある人の権利擁護に関しては、障害者虐待防止法が施行され、障害者差別禁止法の制定に向けた検討が現在進められていますが、子どもや高齢者に対する虐待防止ともども円滑な体制づくりに努めていくとともに、今後の国の動向をふまえ、障害特性の理解やその人の立場に立ったより適切な対応の仕方など、市民・事業者などの正しい理解と認識を深めていくことが求められます。

障害のある人の自己決定を保障する観点から、本人の意思を聞き取ること、判断するために必要な情報をわかりやすく伝えること、エンパワメント<sup>\*6</sup>の機会が確保されることによる本人主体の意思決定に向けた支援が重視されなければなりません。また、障害のある人が自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定を行うことや自己責任を求めることが難しい場合であっても、本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、代弁・代行できる体制を充実していくことにより、障害のある人が主体性を発揮できるまちづくりを進めていく必要があります。

\*6 エンパワメント：社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障害のある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていこうとする考え方。



また、本市として「人権文化のまちづくりをすすめる条例」及び人権にかかる諸計画の推進を通じて、女性、障害者、外国人、高齢者、子どもなどの分野での権利擁護に向けた取り組みを進めてきましたが、差別をはじめとする複合的な人権侵害における事態の深刻さに配慮し、関係機関・団体等による相互の連携をより深めていく必要があります。

## (2) 地域で暮らすための生涯を通じた支援

障害者基本法の改正や障害者総合支援法の成立により従来の身体・知的・精神の三障害だけでなく、発達障害のある人、難病にかかっている人など、これまで制度の狭間にあり、十分な支援を受けることができなかった人々が「障害者」の対象として明確に位置づけられることとなりました。

全国的な傾向といえますが、豊中市においても障害のある人本人や家族の高齢化が急速に進んでおり、家族がいなくなったときの生活について、多くの人が心配しています。家族のなかには障害のある人や高齢者など支援が必要な人を複数抱えているケースも少なくなく、「将来、どこで、どう生活するのかを考えると不安だ」「どんな支援を受けられるのか」と考える人も少なくありません。

また、高度医療の進展などに伴い、医療的ケアが必要な人が増加していますが、重い障害のある人が地域で安心して生活を送ることができ、家族の負担も軽減するような環境づくりを進めることが急務とされています。

このため、地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、さまざまな障害の特性や暮らしの状況、ライフステージなどに応じて、障害のある人がその人らしく自立した生活を送れるよう、一人ひとりに寄り添った支援施策を展開していく必要があります。

### (3) 障害のある人の社会参加に向けた仕組みづくり

障害のある人も障害のない人も、すべての人があらゆる分野でともに活動し、地域社会を支えていく共生社会の実現をめざすうえで、障害特性や一人ひとりの意欲などに応じて、身近に働く場や活動の場、障害のある人自身が役割を担う場があることが望まれます。

アンケート調査では、障害のある人が現在抱えている課題、また今後不安に感じる点として、所得・収入に関することをあげる人が多く、障害のある人が働くことができる機会・場とともに、市内の環境を評価しない人が多くみられます。

これに対して、一般就労に向けた動機づけや就労・生活面でのスキルアップ、就労前後のきめ細かな支援、失敗してもやり直せる環境づくりなど、障害のある人の就労に向けた支援の仕組みづくりを、市民・事業者・関係機関とともに進めていく必要があります。

また、精神障害のある人をはじめ、障害のある人への理解や配慮がなされた安心できる場所で、気軽に仲間との出会いや活動・社会参加のきっかけをつくれるような仕掛けを行っていくことが求められています。

### (4) とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

豊中市における各障害者手帳の所持者数は約19,000人、人口に対する割合は約5%で年々増加傾向にあります。またこれに、障害があっても手帳を所持していない人や、高齢者などの要介護・要支援認定者、発達障害、高次脳機能障害、難病などにより継続的に生活上の支援を必要とする人などを加えると、何らかの支援や配慮が必要な人の割合はさらに高くなるものと思われれます。

こうしたことから、障害のある人をはじめ、日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすい地域にすることは、障害や疾病などがいない人にとっても暮らしやすい地域であるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことは今後とも非常に重要なことであると思われれます。

また、多様な啓発・教育・交流機会を通じて、障害に対する人々の理解をより一層深め、支援と交流の輪を広げていくことが望まれます。

## (5) 中核市移行のメリットを活かした施策の展開

豊中市は平成24年(2012年)4月に中核市へ移行し、新たに豊中市保健所を設置したことにより、精神保健福祉や難病対策事業が大阪府から移管され、保健部門と障害福祉部門との連携がより有機的に進めやすくなりました。

身体障害者手帳の交付や育成医療の決定、障害福祉サービス事業所の指定・指導事務などが大阪府より移譲されるとともに、福祉施設の整備にあたって国と直接協議が可能になるなど、権限が拡大されました。

このため、計画の推進にあたっては、中核市移行に伴うメリットを最大限に享受できるよう体制整備に努め、豊中市の実情に応じたきめ細かなサービスの展開、サービス水準の向上に努めていく必要があります。

(余白)

## 第3章 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### (1) 豊中市のまちづくりの方向性

この計画の上位計画である「第3次豊中市総合計画」（平成12年度(2000年度)策定）では、まちづくりの基本理念を『人と地域を世界と未来につなぐまちづくり』と定め、施策の方向性として『人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして』、『安心してすこやかな生活のできるまちをめざして』、『活力あふれる個性的・自律的なまちをめざして』、『環境と調和し共生するまちをめざして』を掲げています。

また、「第3次豊中市総合計画後期基本計画」（平成22年度(2010年度)策定）では、基本方針を『人口減少社会に対応した生活環境の整備と自律した都市づくり』と定めています。

一方、「第2期豊中市地域福祉計画」（平成20年度(2008年度)策定）では、『だれもが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる福祉コミュニティの実現』を基本理念として掲げています。

#### (2) 本計画の基本理念

前計画である「豊中市第三次障害者長期計画」では、「ノーマライゼーション<sup>\*7</sup>」、「リハビリテーション<sup>\*8</sup>」、「エンパワメント」、「インクルージョン<sup>\*9</sup>」の4つのキーワードのもとに、わがまち豊中が『あたりまえに人としていきいきと自分らしく輝いて暮らせるまち』、障害のある人の「完全参加と平等」がより一層実現されるまちとなることをめざしてきました。

\*7 ノーマライゼーション：高齢者や障害のある人などを隔離するのではなく、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもがそのなかで同じように暮らし、活動できる状況を普通（ノーマル）の社会とすること。

\*8 リハビリテーション：全人的復権を意味し、障害のある人や高齢者が社会生活及び社会の発展に参加する「完全参加」、他の市民と同等の生活を送ることができる「平等」な社会を実現するため、すべてのライフステージにおいて障害の程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求をめざすこと。

\*9 インクルージョン：「包み込む」「包含する」という意味で、障害があっても、他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民のネットワークで障害のある人を地域社会のなかで包み込んで、ともに支えていこうという考え方。



障害のある人も障害のない人も、ともに生きる一人の人間としてその人権が尊重され、障害のある人が自らの生き方を主体的に選び、住み慣れた地域社会の中で安心して質の高い生活を営むことができるような、あらゆる面において差別や障壁のない平等な社会の実現をめざしていかなければなりません。

この計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぐとともに、次にあげるような考え方を基本におき、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

### ◆みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障害のある人も障害のない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支えあいがより活発に進められるような、ともに暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくりまします。

### ◆だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

障害のある人が基本的人権を持つ一人の人間として、自らの生き方を主体的に選択・決定し、社会活動に積極的に参加するなど、その有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくりまします。

### ◆安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

障害のある人を取り巻くさまざまな障壁を取り除くとともに、重い障害のある人や障害が重複している人を含め、障害のある人個々のおかれた状況やライフステージなどに応じて、多様な制度・サービスのなかから最も適した支援を障害のある人が選択できるよう、生活基盤や支援の一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくりまします。

また、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活を送ることができる共生のまちづくりをめざして、

## 『だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち』

を、本計画の推進にあたってめざすべき目標像として設定します。

## 2. 施策の基本目標

計画の基本理念や目標像の実現に向けて、障害のある人の地域における自立した生活、積極的な社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

また、これらを進めるためには、地域の人々の理解と協力、暮らしやすい環境づくりなどが不可欠であるため、ソフト・ハード両面での福祉のまちづくりの促進に努めます。

### (1) とともに生き、支えあうコミュニティ

#### 《啓発・交流》

障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

#### 《地域福祉・緊急時の支援》

地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくためのさまざまな取り組みを進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、市民活動団体との連携・協働のもとに、多様な市民活動の促進に努めていきます。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

## (2) 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

### 《療育・教育》

地域の学校・幼稚園・保育所と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「共に学び 共に育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

### 《雇用・就労》

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、本市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

### 《社会参加》

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動への参加を促進します。

またあわせて、政策決定の場への参画など、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験などを豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限に活かしていきます。



## (3) 安心して暮らせる地域生活

### 《保健・医療》

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーションなどの充実に努めていきます。

### 《情報提供・相談支援・権利擁護》

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供します。

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実に努めるとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

### 《福祉サービス》

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、また中核市へ移行したことにより本市の実情に応じた施策展開が図りやすくなったことを十分に活かし、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めます。

### 《生活環境》

障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進めます。

(余白)

## 第4章 施策の展開

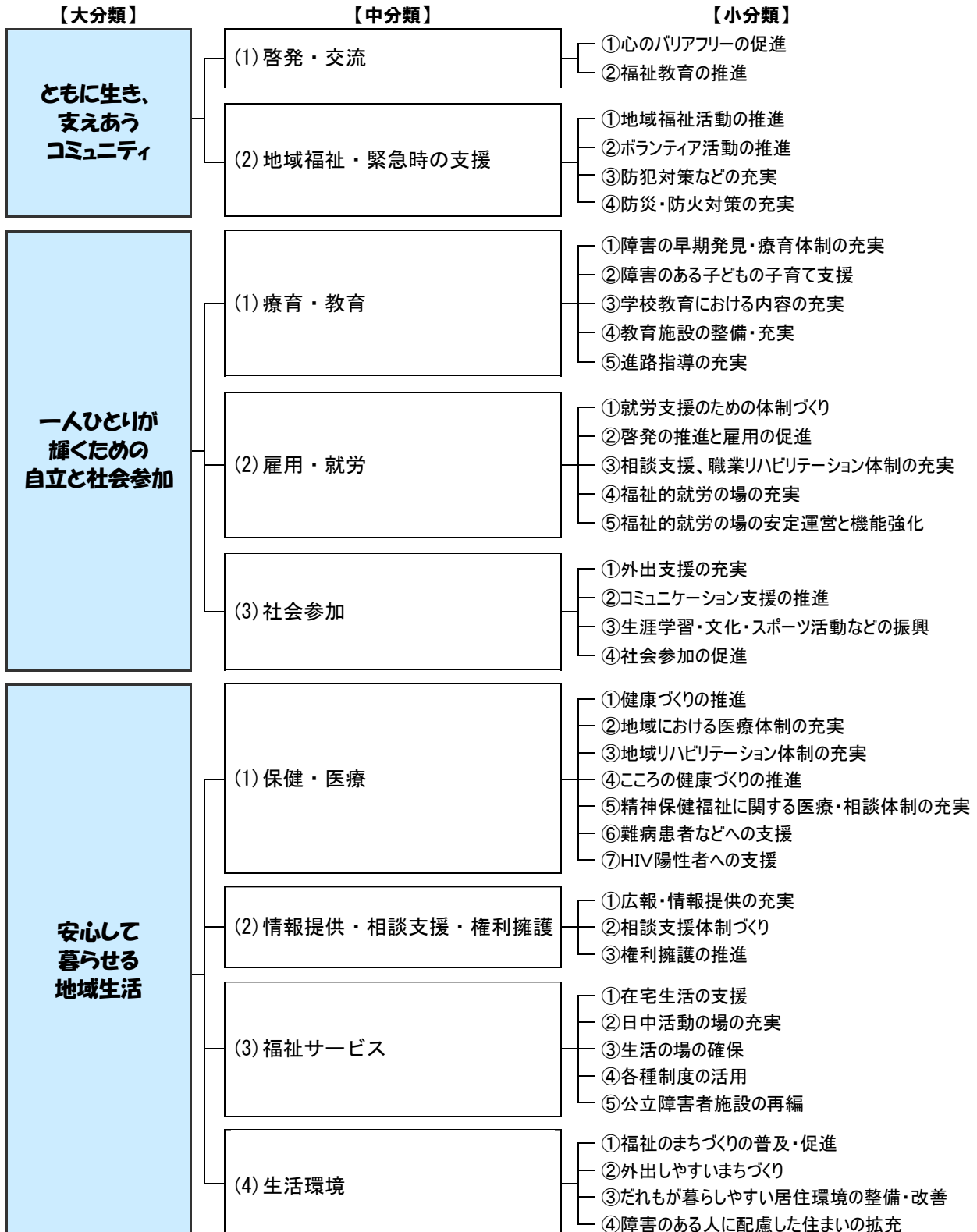






# 第4章 施策の展開

## 〔障害者長期計画の施策の体系〕



# 1. とともに生き、支えあうコミュニティ

## (1) 啓発・交流

### 《国や社会の動向》

- ・ 地域生活支援事業として地域社会の障害への理解を促す普及啓発事業が位置づけられました（平成25年度/2013年度以降に施行予定）。
- ・ 障害者虐待防止法が施行されました（平成24年/2012年10月）。
- ・ 障害者差別禁止法の制定に向けた検討が進められています（「合理的配慮」の定義づけなど）。

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ 広報媒体を通じた情報発信、障害者週間などにおける各種啓発事業
- ・ 障害者啓発活動委員会
- ・ とよなか・こころの健康展
- ・ 人権教育・啓発、福祉体験学習など
- ・ 障害者・市民交流フェスティバル（さんさんGOGOまつり）
- ・ 出前講座 など

### 《アンケート調査の結果より》

- ・ 障害・難病の有無を問わず、市民啓発については高い評価を得ています。また、今後についても福祉教育とともに啓発の重要性が認識されています。
- ・ 障害者手帳などを持っていない人の半数が、近くに障害・難病のある人がいると回答しています。また、何らかの支援活動に参加した人は39%となっています。
- ・ 障害・難病のある人の権利擁護に向けて、社会の意識を高めることを求める人が多くみられます。

### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・ グループホームが不足し、整備が必要だが、家主などの理解が得にくい。
- ・ 発達障害について市職員や教職員、地域就労支援センター職員の理解を体験研修などで深める。
- ・ 発達障害という名前に対して非常に悪い印象を持たれているが、非常に秀でた部分もある。肯定的にとらえ、才能を活かせるような懐の深い社会になればよい。
- ・ 障害のある人が特別視されることのないよう市民の知識・理解を高めてほしい。
- ・ イベント参加者が固定化しているので、手法を再検討し、参加者を増やしていく必要がある。
- ・ 人の集まる場所で体験コーナーを設置してほしい。

## 《基本方針》

障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

## 《推進施策》

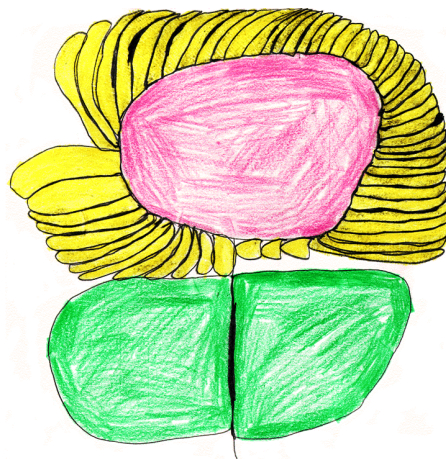
### ①心のバリアフリーの促進

家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで、障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障害のある人と障害のない人の交流を促進します。

### ②福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障害のある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校・幼稚園などにおける道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の市民が、さまざまな学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。



《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
1	啓発活動	<p>○障害のある人についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める事業を行います。</p> <p>○市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所などで組織する豊中市障害者啓発活動委員会を設置し、共感的・効果的な啓発のあり方検討や啓発パネル展の開催などを企画し啓発活動の充実に協働して取り組みます。</p> <p>○障害のある人並びに障害者福祉に対する理解と啓発を目的に、啓発用のぼりの設置や車体幕の掲示など障害者週間（12月3日から9日）の啓発活動を行います。</p> <p>○府内自治体・障害者団体・地域団体により構成された大阪ふれあいキャンペーン実行委員会に参加し、啓発関係事業を行います。</p> <p>○発達障害のある人など新たに認識されてきた障害にかかる情報発信や理解の促進に取り組みます。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
2	情報発信	<p>○障害のある人への市民の理解を広げます。</p> <p>○市広報の啓発記事、市広報番組かたらいプラザ、ミニコミ誌などの民間メディアでの情報発信を積極的に行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課 政策企画部・広報広聴課
3	人権研修・講演会等	<p>○図書館活動全般を通じて、同和問題をはじめとした人権問題についての資料を収集、提供するとともに、幅広い市民が関心を持って参加し、学習のきっかけとなるような行事を行います。</p> <p>○人権問題についての資料の収集と提供を行います。人権講演会及び職員を対象とした人権研修を実施します。</p>	教育委員会・生涯学習推進部・読書振興課
4	市主催研修	<p>○各職階や経験年数など、職場、業務に応じて果たすべき役割や行政課題を理解し、人権尊重の視点を基本としながら、めざすべき姿勢、行動をとっていけるよう、必要な意欲・能力の向上を図ります。</p> <p>○新規採用職員研修、新任課長職員研修などの階層別研修や課題別研修、職場における人権研修の推進に向けた研修などを実施します。</p>	総務部・人材育成センター・職員研修所
5	出前講座を通じた障害者理解の促進	<p>○身体障害、知的障害、発達障害などに関する市民の理解を広げます。</p> <p>○市民からの要請に応じ、身体障害、知的障害、発達障害などに関する出前講座を行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課 政策企画部・広報広聴課
6	公民館講座	<p>○市民を対象に、人権、環境、子育て、まちづくりなど、現代的課題や地域課題に関する学習の機会を提供し、地域の教育力の向上と住みよい地域社会づくりに貢献します。</p> <p>○中央、蛍池、庄内、千里の各公民館で実施します。</p>	教育委員会・生涯学習推進部・中央公民館

## (2) 地域福祉・緊急時の支援

### 《国や社会の動向》

- ・ひとり暮らしの高齢者や障害のある人が孤立死するケースが全国的に増加し、社会問題となっています。
- ・東日本大震災をはじめ大規模災害が相次いで発生しています。

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・地域福祉ネットワーク会議の障害部会に障害相談支援ネットワーク“えん”が参画
  - ・社会福祉協議会、校区福祉委員会による地域福祉活動
  - ・安否確認ホットラインの設置
  - ・災害時重度障害者等安否確認事業の推進、安心生活創造事業の一環として安心キットを配布
  - ・民間事業者とのタイアップ（ひとり暮らし応援事業者ネットワーク会議）による見守り体制の充実
  - ・災害時重度障害者実態把握事業の実施
  - ・緊急通報システムの充実
  - ・地域防災計画の改定に向けた検討
- など

### 《アンケート調査の結果より》

- ・困ったときの手助けや身近に相談できるなど、地域における支援について比較的高い評価を得ています。
- ・障害のある人のうち隣近所の人とつながりのある人は42%で、若い人や知的障害・精神障害のある人では割合が低くなっています。
- ・障害者手帳などを持っていない人のうち半数が「支援を求める側と支援者を結びつける仕組み」が必要と回答しています。
- ・障害のある人のうち避難場所を知っている人は60%となっています。また、重度障害者等安否確認事業の周知度は10%台にとどまっています。
- ・災害発生時の通報・避難支援、避難後の生活への関心が高い一方、自力では避難できない人、災害に対し何も備えていない人が多くみられます。

### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・地域コミュニティの構築、平常時の見守り、災害時の支援が課題だ。
- ・地域の人々の理解を深め、「応援団」を育てていくことが必要だ。
- ・校区福祉委員会や民生委員などに周知し、話しあいの場を持つ。
- ・所管部局が多岐に渡り連携不足、個人情報保護の問題で情報共有が図りにくい。

- ・単身高齢者の声かけなど、障害のある人ができることはないか。交流の場があればよい。
- ・災害時に、どこへ避難したらよいか不安は大きい。
- ・避難所へ到底行けないので自宅にとどまる。
- ・阪神大震災の経験を活かし災害時の障害のある人の居場所について必要な枠組みを早急に整える。
- ・医療的ケアが必要な人には電源が一番重要な問題だ。

## 《基本方針》

地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくためのさまざまな取り組みを進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、市民活動団体との連携・協働のもとに、多様な市民活動の促進に努めていきます。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

## 《推進施策》

### ①地域福祉活動の推進

障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、民生・児童委員、市民活動団体などによる地域福祉活動の活発化を図ります。

小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

### ②ボランティア活動の推進

障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への市民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などによりボランティアの養成・確保を図ります。

また、ボランティア同士やボランティアと支援の必要な人を適切に結びつけるコーディネーター的な機能の充実を図ります。



### ③防犯対策などの充実

障害のある人などが犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。

### ④防災・防火対策の充実

障害のある人などが地域で安心して暮らせるよう、自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

## 《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
7	地域福祉ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要援護者の早期発見から支援につなげるライフセーフティネット*10の構築を図ることを目的とします。</li> <li>○7つの生活圏域ごとに開催している地域福祉ネットワーク会議は、地域住民や事業者、行政が参加しコミュニティソーシャルワーカー*11がキャッチした新たな地域課題の共有や検討を行うことで地域ぐるみで課題意識を高めています。</li> <li>○また、福祉なんでも相談窓口のバックアップやライフセーフティネット総合調整会議に情報提供を行うなど地域福祉を推進する中核的役割を担っています。</li> </ul>	健康福祉部・地域福祉室
8	福祉なんでも相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校区単位に地域の身近な相談窓口として設置し、市の研修を修了した校区福祉委員や民生・児童委員が相談員として対応しています。窓口で解決が難しい相談はコミュニティソーシャルワーカーと一緒に相談に応じています。</li> </ul>	健康福祉部・地域福祉室
9	安否確認ホットライン連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○孤独死や孤立死の防止に向けてセーフティネットの充実をめざし、情報の適切な把握や事例の早期発見・早期援助、二次被害などを未然に防止することを目的とします。</li> <li>○地域住民や団体から、ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの安否確認を要する連絡が入った際に、庁内横断的な対応により安否確認を行います。</li> </ul>	健康福祉部・地域福祉室

\*10 ライフセーフティネット：何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、安全網として生活を支える制度や仕組みのこと。

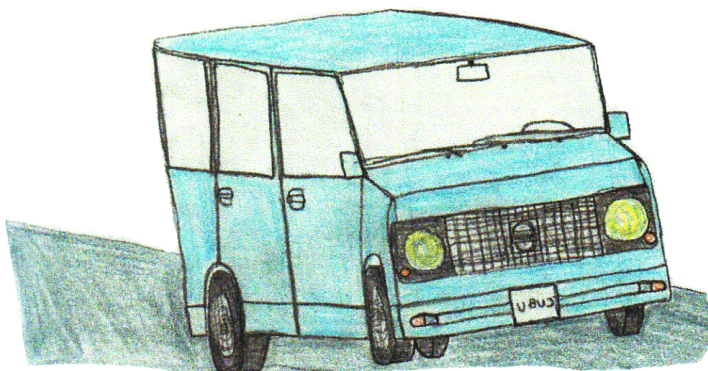
\*11 コミュニティソーシャルワーカー：概ね中学校区を範囲として、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に向けて関係機関と調整するなど中心的な役割を担う人。



第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
10	認知症高齢者・障害者徘徊SOSメール	○徘徊の危険性のある人の安全を確保します。 ○捜索に協力してもらえらる人を名簿に登録し、徘徊者の捜索願が出た際に徘徊者の特徴などを名簿登録者にメール送信します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課 健康福祉部・地域福祉室 情報政策室
11	緊急通報システム事業	○緊急通報装置を活用し、ひとり暮らしの重度身体障害のある人の緊急事態に対応することにより、生活の不安の軽減を図るとともに、協力員をはじめとする地域住民の理解と協力のもと、在宅福祉を促進します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
12	ひと声ふれあい収集事業	○高齢者及び障害のある人の在宅生活を支援するため、ごみ集積場所まで持ち出せない世帯の戸別収集を行い、合わせてひと声をかけることで安否の確認も行います。	環境部・環境センター減量推進課
13	安全なまちづくりの推進	○地域の安全は地域で守るという意識を醸成し、市民が安心・安全に暮らせることができる社会を実現するための活動支援を行います。	危機管理室
14	防犯協議会の支援	○犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市民の防犯意識の高揚、防犯施策の研究・実施を行うなど、民間防犯の発展に貢献している団体の事業実施を推進し、支援することを目的とします。	危機管理室
15	危機管理対応の充実	○あらゆる危機事態に備え、統一的な組織体制のあり方、全庁的な対応方針の基本ルールなど、市における危機管理の基本的な枠組みを示し、危機管理対策にかかる総合的な推進を図ることを目的とします。	危機管理室
16	水害対策の充実	○災害情報や避難勧告の伝達体制の検討、洪水ハザードマップの作成・周知など避難勧告が行われた場合、市民が迅速かつ適切な避難が行えるよう体制を整えます。	危機管理室
17	防災訓練	○広域訓練や全庁的・部局ごとでの各種訓練・研修を継続的に行い、地域防災計画に基づく災害対応業務の習熟や連携体制の強化を図り、各種災害や危機事象に対する全庁的な対応能力の向上をめざします。	危機管理室
18	自主防災活動の充実・強化	○災害時における被害を最小限にするため、防災に関する講座やセミナー、パネル展示、広報誌などの啓発事業を通じて市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高め被害を軽減するための活動の推進、支援を行います。 ○自主防災組織の育成に努め、地域の災害対応力の充実・強化を支援します。また、地域の自主防災リーダーなどの人材育成のため、「防災まちづくり講座」を実施するほか、自主防災活動の環境整備を行います。	危機管理室

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
19	備蓄物資整備・管理事業	<p>○災害発生時に、市域内の被災者を対象に食料や救援物資などを迅速に支給するため、計画的に備蓄を行います。</p> <p>○また救援物資を保管する備蓄倉庫は、熊野田公園内にある中央防災倉庫を除いて小学校の余裕教室を利用していますが、児童の増加や耐震化による建て替え、補強工事などにより、配置場所の変更が必要となることから、備蓄物の点検、廃棄を含めた備蓄倉庫の配置計画を作成し、計画的に食料や生活必需品などの備蓄を行います。</p>	危機管理室
20	災害時要援護者安否確認事業	<p>○災害発生時に自力避難が困難と考えられる在宅の要援護者の安否確認を迅速に実施するため行うものです。</p> <p>○自力または同居者の協力のみでは災害発生時の避難が困難と考えられる在宅の要援護者のうち、希望する人をあらかじめ登録し災害発生時にはそのリストに基づき民生委員、校区福祉委員の協力を得て安否確認を行い、適切な支援を行います。</p>	危機管理室、健康福祉部・地域福祉室、いきいきセンター障害福祉課・高齢者支援課、消防本部指令情報課
21	避難関連事業	<p>○災害時に避難などの支援を必要とする人に対し、事前に支援対象者の範囲や避難準備情報の発令・伝達・支援体制などを定めた避難支援プラン（全体計画）を策定するとともに、個々に応じた支援体制の検討を進めていくことにより、被害を軽減します。</p> <p>○また、災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設についての協力体制の確立、避難所開設要員の訓練、開設後の運用について定めたマニュアルを作成します。</p> <p>○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者（家族など）を受け入れる二次的避難所の確保に努めます。</p>	危機管理室
22	災害発生時における福祉相談窓口の設置・巡回相談等	<p>○災害発生時における高齢者や障害のある人などに対する援護体制の確立と、特に支援を要する人への個々に応じた対応に努めるとともに、相談窓口を開設します。</p> <p>○避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口の開設を行い、避難所周辺の市民も含め、広く相談対応に応じるとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努めます。</p>	健康福祉部各課
23	消防一声訪問（警防課）	<p>○地域に密着した消防業務として、災害時要援護者を対象に、定期的に一声訪問を実施し、災害時における迅速な避難と救出体制の強化を図ります。</p>	消防本部・警防課



## 2. 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

### (1) 療育・教育

#### 《国や社会の動向》

- ・発達障害者支援法が施行されました（平成17年/2005年）。
- ・改正学校教育法などが施行され、支援教育が制度化されました（平成19年/2007年）。
- ・改正児童福祉法が施行され、障害種別などに分かれていた障害児施設（通所・入所）が一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が都道府県から市町村に変わりました（平成24年/2012年）。
- ・全国的に障害福祉サービスを受ける児童、発達障害の診断を受ける人が増加する傾向にあります。
- ・市内全小中学校の支援学級在籍者は800人前後（このうち医療的ケアが必要な児童生徒は約20人）、保育所・幼稚園に障害児在籍数200人程度となっています。

#### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・全国に先立ち「共に学び 共に育つ」インクルーシブ<sup>\*12</sup>教育・保育に取り組む
- ・障害児の優先入園
- ・児童発達支援センター（しいの実学園、あゆみ学園）の運営、外来診療
- ・豊中市立小中学校における支援教育の実施、専門相談員、介助員などの派遣
- ・障害児（者）地域療育等支援事業 など

#### 《アンケート調査の結果より》

- ・障害のある子どもの教育に対する評価が高くなっています。
- ・障害児のうち障害・難病のため進学をあきらめたり、がまんしたという人は47%を占めています。
- ・専門的な相談機関やすぐに相談できる体制、通園・療育事業、情報提供の充実、緊急時の対応、自立に向けた専門的な教育を望む声が多くみられます。

#### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・豊中での「共に学び 共に育つ」教育が評価され、障害者基本法の文言も改められた状況をしっかり受け止める。
- ・「共に学び 共に育つ」の文言は変えずに残してほしい。

\*12 インクルーシブ：共生社会の形成に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ社会に生きる人間として、ともに学び、ともに育つこと。

- ・医療的ケアの必要な子どもへの支援、保護者の思いに寄り添った対応、卒業後ひきこもるケースへの対応、関係機関の連携・情報共有などが課題だ。
- ・発達障害についてどこに相談すればよいかわからなかった。
- ・子どもが小さいほど保護者が障害を受け容れられないケースが多く、問題が深刻化してしまう。
- ・親の会に入っておらず、ひとりで悩んでいた人に同じ思いの親を紹介したらスムーズにいった。
- ・在学中に生徒の適性を見極めをしてほしい。
- ・進路を考える組織づくり、府立高校との連携を進めてほしい。

## 《基本方針》

地域の学校・幼稚園・保育所と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「共に学び 共に育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

## 《推進施策》

### ①障害の早期発見・療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に努めます。

また、学校においては、健康診断による疾病の早期発見と事後指導を徹底し、早期治療を進めるとともに、健康教育や健康管理を充実します。

### ②障害のある子どもの子育て支援

「共に学び 共に育つ」という視点のもと、障害のある子どもの保育所や放課後こどもクラブなどへの受け入れ体制の充実に努めます。

### ③学校教育における内容の充実

障害のある児童生徒についての教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・指導内容・教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し

その可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。

学習活動・行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関などとの交流・連携を促進するとともに、保護者、地域住民などとの交流を進めます。

#### ④教育施設の整備・充実

障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、また緊急時の避難場所や体育館開放などの利用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備などの充実に努めます。

#### ⑤進路指導の充実

障害のある子どもの持つ可能性を伸ばすよう、適切な進路指導の充実に努めます。

### 《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
24	公立保育所施設運営	○子どもの実態を把握し、一人ひとりの状況に応じた配慮を行う中で、集団保育を通して、お互いに認めあい、支えあって豊かに生きる「共に育つ」を基本とした障害児保育を行うことを目的に研修会を開催したり、保育観察を実施し保護者の相談を受け、保育内容、かかわりの見直しを図り取り組みを進めます。 ・ 障害児の優先入所	こども未来部・保育幼稚園室
25	幼稚園施設運営	○集団保育の中で、子ども一人ひとりの実態を把握し、状況に応じた配慮を行いながら障害児教育を行うために、園内での話しあいをもったり、研究会を実施したりし、個々へのかかわりについて考察し取り組みを進めます。 ・ 障害児の優先入園	こども未来部・保育幼稚園室
26	幼稚園教員研修事業	○就学にあたり、滑らかな接続を図るために、就学前教育と小学校教育の連携を密にし、配慮を要する子どもなどの引き継ぎも行います。 ・ 幼保小連絡協議会	こども未来部・保育幼稚園室
27	幼稚園子育て支援事業	○子育て・子育て支援講座 ・ 幼児教育の重要性を伝えるため、子育て中の親を対象に育児講座、親子遊び講座などを実施します。 ・ 幼児教育の重要性を伝えるため、子育て中の親を対象にリトミック <sup>*13</sup> 、親子体操などの講座などを実施します。	こども未来部・保育幼稚園室

\*13 リトミック：リズムを使って音楽を体で体験し、想像力や表現力を養い、心と体の調和を作り出す総合教育。



No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
27	幼稚園子育て支援事業 (続き)	○育児相談、就学前相談 ・育児不安の解消や小学校教育との滑らかな連携を図るため、専門家による子育て中の悩み、就学に向けた相談などを実施します。 ・専門家（臨床心理士・元小学校長など）が子育て中の悩み、就学に向けた相談などに応じます。	こども未来部・保育幼稚園室
28	私立幼稚園振興助成金	○豊中市の私立幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図ります。 1. 私立幼稚園振興財団の実施する幼児教育の向上のための事業補助を行います。 ①特色ある幼稚園教育 ②尿・ぎょう虫検査 ③教職員研修 ④園児診察料 ⑤連合会事業 2. 各私立幼稚園が実施する幼児教育の充実及び子育て支援のための事業補助を行います。 「地域に開かれた幼稚園づくり事業」 3. 各私立幼稚園で障害のある幼児を受け入れのためにかかる費用の補助を行います。 「障害児保育助成金」	こども未来部・保育幼稚園室
29	放課後こどもクラブ運営	○放課後、帰宅しても保護者が仕事などで家庭に不在の市立小学校1年生～3年生（支援学級在籍児童、本市に居住する支援学校在籍児童は6年生）までの児童に、遊びや学習などを通じて自主的かつ自発的な生活態度や習慣を養うために必要な保護、指導を行い、児童の健全育成を図ります。	こども未来部・保育幼稚園室
30	障害児（者）地域療育	○在宅の重症心身障害のある人、知的障害のある人、身体障害のある児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談などが受けられる療育機能の充実を図ることにより障害のある人の福祉の向上を図ります。 ①在宅重症心身障害児（者）訪問支援事業 ②在宅障害児訪問支援事業 ③障害児外来相談支援事業 ④施設支援指導事業 ⑤専門集団療育事業	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
31	療育クリニック	○身体障害や小児慢性特定疾患、高度医療などの児童に対して医師や心理士による相談と必要な療育指導を行うことで、その家族が不安の解消や孤立の解消、障害の受容を目的とします。 ○概ね就学前の小児慢性特定疾患、身体障害のある児童の疾患や治療、療育、日常生活などについて必要時に医師や心理相談員が相談に応じます。	健康福祉部・保健所・保健予防課
32	障害児等療育支援事業	○身体障害や小児慢性特定疾患、高度医療などの児童とその家族に教育事業を実施し、不安の解消や理解を深める機会とします。 ○療育施設などに所属していない就学前の身体障害のある児童や小児慢性特定疾患などの長期療養児童とその保護者に対して就学に向けての情報の提供と保護者同士の交流などを行います。	健康福祉部・保健所・保健予防課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
33	小児慢性特定疾患児・身体障害児の相談事業	<p>○身体障害や小児慢性特定疾患、高度医療などの児童とその家族を対象に相談・指導の事業を実施し、その家族の不安の解消を図り、安心して子育てできることを目的とします。</p> <p>○小児慢性特定疾患、身体障害のある児童の疾患や治療、療育、日常生活などについて相談に応じます。</p>	健康福祉部・保健所・保健予防課
34	慢性疾患児在宅支援事業	<p>○身体障害や小児慢性特定疾患、高度医療などの児童とその家族に対して訪問することにより、家庭の状況と障害の状況に合わせた必要な保健指導を行うことで、障害受容や在宅での生活の不安や孤立の解消などを目的とします。</p> <p>○概ね就学前の小児慢性特定疾患、身体障害のある児童の日常生活などについて必要時に作業療法士や言語療法士などが訪問し家庭の状況に合わせて相談に応じます。</p>	健康福祉部・保健所・保健予防課
35	発達障害児地域療育事業スマイル	<p>○知的発達または精神発達に何らかの課題がある児童に対して、集団生活への適応を促すための支援を行います。</p> <p>・個別療育 ・療育相談 ・保護者研修</p>	こども未来部・保育幼稚園室
36	障害児施設通所	<p>○身近な地域で支援を必要とする児童があゆみ学園、しいの実学園、その他の障害児通所施設において療育を受けられるよう相談支援を行います。</p> <p>・障害児通所施設の通所希望の相談業務 ・通所申請に基づく決定並びに受給者証の発行 ・通所サービスにかかる報酬の国保連合会への請求事務</p>	こども未来部・保育幼稚園室
37	放課後等デイサービス	<p>○学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供します。</p> <p>○多様なメニューを設け、本人の希望をふまえたサービスを提供します。また、学校との連携・協働により支援を行います。</p> <p>①自立した日常生活を営むために必要な訓練 ②創作的活動、作業活動 ③地域交流の機会の提供 ④余暇の提供</p> <p>※対象：学校教育法上に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害を有する児童・生徒</p>	こども未来部・保育幼稚園室
38	保育所等訪問支援	<p>○保育所などに通う障害のある児童に対し、その施設を訪問し、その施設における障害のない児童との集団生活への適用のための専門的な支援などを行います。</p>	こども未来部・保育幼稚園室
39	あゆみ学園施設運営	<p>○成長発達に何らかの課題を持つ、就学前の乳幼児に、それぞれの育ちに応じた保育・療育・援助を行います。</p>	こども未来部・保育幼稚園室
40	しいの実学園施設運営	<p>○主に身体に障害のある就学前の乳幼児に対して、訓練・保育などを行い、基本的な生活能力などを養います。</p>	こども未来部・保育幼稚園室
41	保育	<p>○身体に障害のある子どもたちが地域や社会でのびのびと生活できるように支援します。</p>	こども未来部・保育幼稚園室

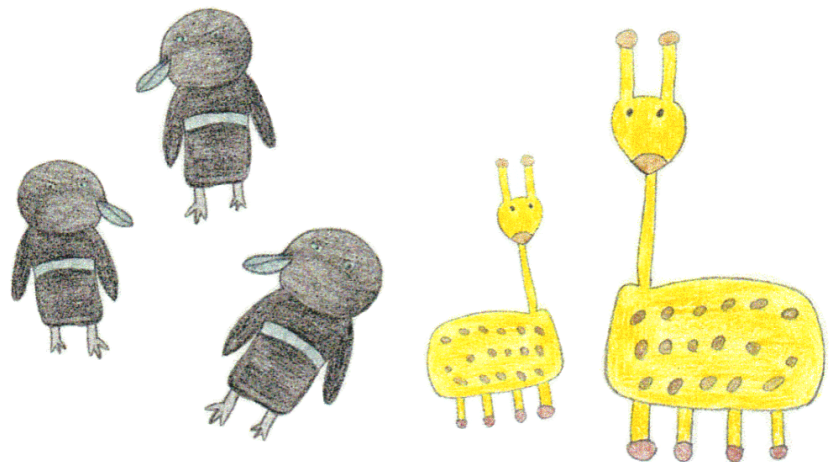
No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
42	診察・看護・訓練	○園児の健康管理、外来訓練利用者の健康管理、子どもたちが地域や社会でのびのびと生活できるように支援します。また、利用者の生活の質の向上を支援します。 ・医療管理、看護業務、医療型児童発達支援センター（しいの実学園）の訓練（就学前の身体障害のある子ども）及び外来訓練（身体障害のある人）	こども未来部・保育幼稚園室
43	支援学級管理運営事業	○障害児教育の充実・推進と支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ・支援学級の設置及び指導・相談に関すること。 ・障害児教育関連会議*14などの実施。 ・他部局との連携による生涯を通じた支援の在り方の検討。	教育委員会・教育推進部・教育センター
44	学校園支援事業	○豊中市立学校園における園児・児童・生徒のうち配慮が必要な子どもへの支援を行います。 ○また、豊中市立学校園教職員を中心として関係部局職員の意識及び専門性の向上と市民への啓発をめざします。 ・巡回相談の実施、子ども支援員による支援など。 ・備品、消耗品の購入・貸与・修理。 ・障害児教育研修の実施。	教育委員会・教育推進部・教育センター
45	支援職員配置事業	○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざし、豊中市立小中学校における支援学級へ生活介助及び学習補助として介助員を派遣します。	教育委員会・教育推進部・教育センター
46	支援職員配置事業	○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ○豊中市立小中学校における支援学級に在籍する児童生徒のうち、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要なときに看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。	教育委員会・教育推進部・教育センター
47	エレベーター設置事業	○車いすなどを使用する児童生徒が安全で容易に移動できることにより充実した学校生活を送れるよう、各小中学校にエレベーターを設置します。	教育委員会・教育総務室
48	トイレ改修事業	○子どもたちにとって、清潔で使いやすい環境に整備します。 ○学校施設の老朽化対策の観点から総合的に改修します。	教育委員会・教育総務室
49	小学校特別支援教育就学奨励、中学校特別支援教育就学奨励	○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の就学に要する経費の負担を軽減するため、その経費の一部を補助することを通じ、就学奨励を図ります。	教育委員会・教育総務室

\*14 障害児教育関連会議：生涯を通じた切れ目のない支援等について、関係機関及び部局で情報交換を行う。



第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
50	子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域社会の課題を共有し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組む観点から、図書館に求められる役割を追求し、地域社会の課題解決と向上をめざします。</li> <li>○地域の文化創造に積極的に参画し、コミュニティを活性化するため、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。</li> <li>○豊中市子ども読書活動推進計画に基づいて市民、事業者、関係部局、関係機関と連携し、市内のすべての子どもが本と出会い読書を楽しむことができるよう、読書環境を整え、子どもの読書を支える活動を推進します。</li> </ul>	教育委員会・生涯学習推進部・読書振興課
51	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期からの本との出会いを支援するため、4か月児健診を受診するすべての赤ちゃんを対象に、どの家庭でもすぐに絵本を開いて赤ちゃんと保護者が楽しい時間を持てるきっかけをつくれます。</li> <li>○「えほんはじめまして」事業を発展拡充し、4か月児健診時にすべての乳児に絵本を手渡すブックスタート事業として実施します。</li> <li>○近隣の図書館や子ども文庫、動く図書館のステーションなどの利用方法をご案内するとともに、一人ひとりの親子に絵本を読み聞かせし、その場で絵本を手渡します。</li> </ul>	教育委員会・生涯学習推進部・読書振興課



## (2) 雇用・就労

### 《国や社会の動向》

- ・ 障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が引き上げられました（平成25年/2013年4月施行予定）。
- ・ 障害者優先調達推進法が成立し、地方公共団体は障害者就労施設などが供給する物品などに対する調達方針を作成することとなりました（平成25年/2013年4月施行予定）。
- ・ 福祉的就労にかかわるサービスは、障害者総合支援法の施行後数年で見直しが行われる可能性が高くなっています（附則第三条）。

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ 障害者職場体験実習事業
- ・ 地域就労支援事業及び無料職業紹介事業
- ・ パーソナルサポートセンター<sup>\*15</sup>による就労促進事業（内閣府モデル事業）
- ・ 総合評価一般競争入札制度の導入
- ・ 豊中伊丹スリーR・センターでの障害者雇用の創出の支援
- ・ 社会イノベーション推進モデル事業<sup>\*16</sup>による雇用促進（内閣府モデル事業）
- ・ 就労支援系事業所の新サービス体系への移行、運営安定化に向けた支援
- ・ 障害者就労支援強化事業 など

### 《アンケート調査の結果より》

- ・ 18歳以上で何らかの仕事・作業を行っている人は、知的障害のある人の過半数、身体・精神障害のある人では30%前後となっています。
- ・ 働くことや生産活動を行うこと、就労支援系サービスへの関心が高まっています。
- ・ 障害・難病のため仕事や就職をあきらめたり、がまんしたという人が18歳以上の27%、18歳未満の54%を占めています。
- ・ 障害のある人の収入面や雇用・就労環境などへの評価が低くなっています。
- ・ 将来の暮らしを実現するための条件として収入の確保、働く場所をあげる人が多くみられます。
- ・ 障害・難病への市民理解を深めるために就労・生産活動の場の充実をあげる人が属性を問わず多くみられます。

\*15 パーソナルサポートセンター：就労までに距離がある人を対象に、当事者の抱える問題に寄り添いつつ、制度横断的に対応しながら就労阻害要因の解決に向けたサポートをコーディネートする機関。

\*16 社会イノベーション推進モデル事業：障害者雇用促進法の特例子会社制度の現行規定を超える特例制度の開発、中小企業グループによる障害者雇用と中小企業振興を促進する仕組みづくりを支援する事業。（全額府補助金事業）

## 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・働きたいが採用してくれる場がない。
- ・職場開拓に向けた関係機関の連携ができていない。障害のある人の就労に関する情報を集め、共有することが必要だ。
- ・一般就労と福祉的就労の間で就労の動機づけを行う中間就労形態があればよい。
- ・精神障害のある人の雇用についてどのような形態がよいか模索する。
- ・職場定着には余暇支援も必要。就労を続けることが困難になったときに元の作業所に戻りやすい環境づくりが必要だ。
- ・就職ができなかった場合に、ひきこもってしまう例が多いため、そのような場合は関係機関が連携した支援を行ってほしい。
- ・就労支援後の就職先にもカウンセラーを置いてほしい。
- ・就労移行支援と生活介護の多機能事業所の場合、就労に向けた雰囲気づくりが行き届きにくい。
- ・働く意欲を継続させる報酬が必要だ。
- ・工賃を向上するため、取引先の開拓などのノウハウが少ない。

## 《基本方針》

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、本市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

## 《推進施策》

### ①就労支援のための体制づくり

一般企業・事業所への就労や福祉的就労など、障害のある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。

### ②啓発の推進と雇用の促進

障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、本市各部局及び市民や事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。

### ③相談支援、職業リハビリテーション体制の充実

障害のある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労などを図るため相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

### ④福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、身近な地域において働く場や活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の環境づくりに努めます。

### ⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化

福祉的就労の場に通う障害のある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図るため、障害のある人の雇用や障害福祉事業への積極的評価基準を含んだ総合評価による入札、障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用に取り組みます。

## 《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
52	地域就労支援事業	<p>○障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者などの就労困難者に対する相談をはじめ、各種講座の実施や紹介、求人情報の提供などを行います。</p> <p>(1) 就労相談と個別就労支援メニューの作成を実施します。</p> <p>(2) 地域就労活性化事業：就労実現に向けた、能力向上や資格取得のための講座や、職場体験・職場見学、求人情報の提供・紹介（豊中市無料職業紹介所を併設し実施）などを実施します。</p> <p>(3) 広域推進事業：近隣市などと共同で実施する講座、就職面接会、就職フェアなどを行います。</p> <p>(4) 地域就労支援事業推進会議及び地域就労支援事業個別ケース検討会議の開催を行います。</p>	市民協働部・くらしセンター雇用労働課
53	無料職業紹介事業	<p>○市内外の事業所の求人獲得、求職者の求人事業所への紹介、各種面接会、面接対策講座などを実施しています。</p>	市民協働部・くらしセンター雇用労働課
54	障害者就労支援強化事業	<p>○障害のある人の就労の促進を図るため、障害福祉サービス事業所及び就労を希望する障害のある人などへの支援を行います。</p> <p>○市内の就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所への専門的スキル研修、就労先企業の開拓、就労環境整備の助言など、またこれらの事業所を利用し、就労した障害のある人への就労定着支援を行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
55	障害者職場体験実習	<p>○一般就労を希望する障害のある人などに就労体験の場として市役所などを提供することにより、障害のある人の就労促進における先導的役割を果たすとともに、障害のある人の就労へ円滑な移行を促進します。</p> <p>○実習生の受け入れ可能と回答のあった職場で障害のある人が業務を体験（1か月以内）する場を提供します。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
56	再生紙回収等業務	<p>○市で雇用されている知的障害のある人が、再生紙回収、連絡便配達、印刷、事務補助などの業務に円滑に従事できるように、就労支援を行います。</p>	総務部・行政総務室
57	就労移行支援	<p>○一般企業などでの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために、必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。</p> <p>○一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
58	採用試験事務	<p>○障害のある人の雇用率2.5%以上を維持します。</p> <p>◇平成23年(2011年) 2.68%→平成29年(2017年) 2.5%以上 ※障害者法定雇用率算定方法の改正（除外職員の縮小など）や、精神障害のある人の雇用義務化の影響を考慮する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害のある人を対象とした職員採用選考試験を実施します。</li> <li>・知的障害のある人を非常勤職員として雇用します。また、行政総務室において、職員の日々の業務のフォローと庁内における職域開発を実施します。</li> <li>・精神障害のある人の障害特性に配慮した就労形態などについて調査研究を行い、精神障害のある人の就労の仕組みづくりに取り組みます。</li> </ul>	総務部・人材育成センター・人事課
59	総合評価入札関連事務	<p>○予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち研修体制や履行体制などの「技術的評価項目」及び「公共性（施策反映）評価項目」を総合的に勘案し、市にとって最も有利な条件で申し込みをした者と契約を締結することにより、女性や障害のある人などの雇用機会の確保、環境への配慮や男女共同参画社会の実現など市の施策の実現を図ります。</p> <p>○清掃警備業務委託の受注業者を決定するにあたり、価格のみによる競争入札方式による決定ではなく、女性や障害のある人などの雇用についての評価項目と価格とを総合的に勘案したうえで業者決定を行い、女性や障害のある人などの雇用機会の確保を行います。</p>	総務部・契約検査室
60	障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用	<p>○障害福祉サービス事業所等の障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面での自立を進めます。</p> <p>○障害者就労施設の提供する物品・サービスを本市において優先的に調達することを進めます。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課 関係課（今後調整）



No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
61	就労継続支援	<p>○一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。</p> <p>○通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
62	「なかまの店」運営補助事業	<p>○民間の障害福祉サービス事業所が、豊中駅の公共スペースで授産製品を展示する「なかまの店」の運営を支援します。</p> <p>○「なかまの店」運営委員会に、豊中駅の公共スペースを無償貸与（光熱水費・共益費は自己負担）します。</p> <p>※「なかまの店」は、障害福祉サービス事業所の活動や授産製品、そこでのボランティア活動を広く市民に知っていただくために、民間の障害福祉サービス事業所が協力しあう取り組みで、豊中市社会福祉協議会が事務局となり、趣旨に賛同する市内の障害福祉サービス事業所が参加できるものです。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
63	授産製品等あっせん販売	<p>○民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品について、市職員の理解と利用を広げます。</p> <p>○職員厚生会と協力して、民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品を市職員に紹介し、購入希望者のとりまとめを行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課



## (3) 社会参加

### 《国や社会の動向》

- ・高齢者・障害者等移動円滑化促進法（バリアフリー新法）が施行されました（平成18年/2006年）。
- ・障害者総合支援法が成立しました（平成25年度/2013年度以降施行予定）。ただし抜本的な制度改革は先送りとされました。
- ・障害者差別禁止法の制定に向けた検討が進められています（「合理的配慮」の定義づけなど）。
- ・地域生活支援事業として、従来からコミュニケーション支援が位置づけられるほか、障害のある人の意思決定支援が重要視されることとなりました（平成25年度/2013年度以降施行予定）。

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・外出支援、福祉バス、運転免許取得助成などの社会参加促進事業
- ・手話通訳など、各種ボランティア・奉仕員を養成
- ・障害福祉センターひまわりにおける各種講座
- ・障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への支援
- ・自宅でこもりがちな精神障害のある人の外出支援、発達・知的障害のある児童などの居場所づくり（人権まちづくりセンター）
- ・地域活動支援センター事業
- ・発達障害のある人などを対象とした居場所づくり「びーの びーの」プロジェクト（緊急雇用創出基金事業\*17）

### 《アンケート調査の結果より》

- ・精神障害のある人で日中に自宅や入所施設などで過ごしている人が多く、安心してくつろげる場、相談の場が求められています。
- ・障害・難病のため旅行、外出、スポーツなど、人生を豊かにする内容についてあきらめたり、がまんしたという人が多くみられます。
- ・福祉施設やグループホームで暮らす人の40%はほとんど外出していません。
- ・外出しない、外出できない理由として、若い人、知的障害のある人では出かける用事・目的がないとの回答が半数を占めています。
- ・障害や難病のある人の社会参加を阻む要因は、「情報不足」「仲間がいない」「身近なところで参加できない」となっています。

\*17 緊急雇用創出基金事業：離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就労機会を創出・提供する事業を実施し、これらの者の生活の安定を図る事業。（全額府補助金事業）

## 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・ 友達がいない、気軽に話しあえる人がいない。
- ・ 手続きなしに立ち寄れる場がほしい。
- ・ 予定がないときはほとんど寝ている。
- ・ 地域の施設、教室などに障害があっても参加できるシステムを考える。
- ・ 社会から孤立している人たちのための身近な居場所づくりを早急に進める。
- ・ 発達障害があり、社会に適合できずひきこもらざるを得ない状態を放置するのは一種の虐待ではないか。
- ・ 20歳を超えると、学び直そうにも行く先がない。成人が通える場があればよい。
- ・ 「びーの びーの」に行きはじめてから本人が自分の障害・病気について認識するようになった。
- ・ 次のステップを踏み出すときに、自分の居場所があると落ち着ける。
- ・ 「びーの びーの」のOB会など、当事者同士で自信を与える交流の場がほしい。
- ・ 知的障害など、障害のある人の政治への参加についてあり方を検討する。
- ・ 選挙への投票がしやすいように、本人にわかりやすい広報や立会演説会などの検討を進める。

## 《基本方針》

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動への参加を促進します。

またあわせて、政策決定の場への参画など、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験などを豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限に活かしていきます。

## 《推進施策》

### ①外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。また、社会参加をより一層促進するため、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。



## ②コミュニケーション支援の推進

障害のある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者などの派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう、障害のある人のコミュニケーション能力の養成などを支援します。

## ③生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興

障害のある人が生涯学習・文化・スポーツ活動などを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいがづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

## ④社会参加の促進

政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障害のある人や家族が参画しやすい環境づくりに、当事者団体・事業者とともに努めます。

### 《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
64	障害者外出支援サービス事業	○一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の移動を支援し、福祉の増進を図ります。 ○対象者のうち希望する人をあらかじめ登録し、市内や隣接市への移動を自動車で支援します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
65	行動援護	○行動上著しい困難を有する障害のある人などの外出の機会を確保します。 ○対象となる障害のある人などが行動する時に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
66	同行援護	○視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人などが外出する時に、障害のある人などに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、障害のある人などが外出する際の必要な援助を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
67	移動支援	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援し、障害のある人などの地域における自立生活及び社会参加を促進します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
68	奉仕員養成研修事業	○障害のある人の社会参加・日常生活支援を目的としたボランティア団体などの支援者を養成し、障害のある人の福祉の向上を図ります。 ・手話・点字・要約筆記・音訳などのボランティア養成講習会の実施、及びボランティア団体の活動支援	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
69	手話通訳・要約筆記奉仕員派遣	<p>○聴覚障害のある人などの社会参加を支援するため、手話技術などを修得した手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人などの家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前登録した聴覚障害のある人などからの申し込みにより手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣します。</li> </ul> <p>○緊急時の支援をするため、手話技術などを修得した通訳者を消防本部との連携により、医療機関に派遣し、医師などとの意思疎通を円滑に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時派遣は、事前に登録した人が消防本部に救急車依頼をした場合、病院に通訳者を派遣します。</li> </ul>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
70	歩行訓練及び手話通訳	<p>○視覚障害のある人に歩行訓練及び日常生活訓練を行うことにより、自立支援・社会参加の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は週2回以内、3時間単位、期間6か月以内。</li> </ul> <p>○手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを円滑に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉センター事業全般における通訳、生活などの総合相談の通訳・相談。</li> </ul>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
71	自動車免許取得助成	<p>○自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運転免許の取得に直接要した費用の2/3以内を助成します（限度額10万円）。</li> </ul>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
72	自動車改造助成	<p>○自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車の改造に直接要した費用を助成します（限度額10万円）。</li> </ul>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
73	豊中市役所自動車駐車場使用料減免	<p>○障害のある人の社会参加の促進のため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、その他市長がこれらの人に準ずると認められる人が運転または同乗している自動車を駐車させる時に使用料の減免を行います。</p>	資産活用部・施設活用推進室
74	ひまわり施設運営	<p>○障害のある人の文化と教養の向上、自立と社会参加の促進のための便宜を総合的に供与することにより、障害のある人の福祉の増進に資するため各種事業、送迎事業、福祉バス事業、相談事業を行います。この事業の一つとして、「センターの施設の利用に供すること」を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来館者などの館内利用案内、貸室利用・一般入浴・福祉バス利用などの受付業務</li> <li>・ リフト付ワゴンできめ細かな送迎業務</li> <li>・ 市内外への障害者団体のための福祉バスの運行（片道70km以内）</li> <li>・ 障害のある人からの総合相談業務</li> </ul>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
75	講座	○在宅の障害のある人が「障害」を受け止め、エンパワメントで きるよう支援する機会とし、さまざまな情報提供を行い、自立 支援・社会参加を促進します。 ・書道、ダンベル体操、パソコンなどの各種講座を開催しま す。年間5か月間2回の講座と1か月間（1人10時間）2 回のパソコン講習会などを実施します。	健康福祉部・い きいきセンター 障害福祉課
76	障害福祉セン ター検討部会	○障害福祉センターの事業内容の充実と円滑な運営を実施するた め、必要な事項を協議します。	健康福祉部・い きいきセンター 障害福祉課
77	障害者青年教 室	○障害のある青年の文化教養の向上と生活に必要な知識、技術の 習得を図ります。 ・障害のある青年に対し、音楽、体育、調理、リズム体操、 生花、茶道、陶芸などの学習機会を提供します。	教育委員会・生 涯学習推進部・ 地域教育振興室
78	障害者団体支 援事業	○団体・障害のニーズに応じた事業を実施することにより、自立 と社会参加の促進を図ります。また、事務局事務を支援するこ とで、活動の便宜を図り団体の育成を図ります。 ・市内在住の身体障害者手帳を有する人、知的障害のある 人、肢体不自由児者、障害のある人の親・保護者により組 織された各団体会員とします。 ・事務所は、障害福祉センターひまわりに置きます。	健康福祉部・い きいきセンター 障害福祉課
79	公民館登録グ ループ支援	○市民の生涯学習活動を推進するため、自主的・継続的に社会教 育活動を行う小グループを支援します。 ・中央、蛭池、庄内、千里の各公民館で実施。	教育委員会・生 涯学習推進部・ 中央公民館
80	分館活動支援	○文化祭、体育祭などの行事や公民館活動を通して、地域のす べての人を対象に生涯学習、文化活動、仲間づくりの場として の公民分館活動を支援します。	教育委員会・生 涯学習推進部・ 中央公民館
81	アクア文化ホ ール自主文化 事業	○文化芸術の鑑賞・参加・創造の場の提供並びに文化芸術を担う 人材育成を図ります。 ・自主公演の入場料につき、障害者手帳または優待利用証の 提示により割引。	人権文化部・文 化芸術室
82	スポーツに親 しめる環境の 整備	○障害のある子どもが保護者とともに遊具を利用した遊びをと おして、健康の増進と体力の向上を図ります。 ・千里・庄内・豊島体育館で8回実施。 ・トランポリン、マット、跳び箱、平均台、子ども用ゴール などを使用し、遊びを通じて身体を動かします。	教育委員会・生 涯学習推進部・ スポーツ振興課

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
83	体育使用施設 個人利用料の 減免	○障害のある人の社会参加の促進のため、体育施設の個人利用料につき、障害者手帳または優待利用証の提示により割引（本人、介助者）を行います。	教育委員会・生涯学習推進部・スポーツ振興課
84	図書館活動・ すべての人への 資料提供事業	○豊中市立図書館は、すべての市民に知る自由を保障することにより、民主主義や市民自治の発展に寄与し、教育・文化・情報・社会参加の機関として、その任務を果たすことを使命とし、地域の知の拠点としての役割を果たすために、図書館活動を行います。 ・赤ちゃんから高齢者まであらゆる利用者に対し、個人及び地域での活動における課題の解決から教養まで、幅広く役立つ資料・情報提供を行います。 ・図書館利用が不便な地域や施設に対しては、動く図書館・図書室や団体貸出サービスを通じて資料提供を行います。 ・子育て・子育て支援サービス、学校図書館支援サービス、YA（ヤングアダルト）サービス <sup>*18</sup> 、「暮らしの課題解決」支援サービス <sup>*19</sup> 、障害者サービスなどを通じ、市民の情報リテラシー <sup>*20</sup> を支えます。	教育委員会・生涯学習推進部・読書振興課
85	図書館を拠点 とした地域・ 市民との協働 事業	○地域社会の課題を共有し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組む観点から、図書館に求められる役割を追求し、地域社会の課題解決と向上をめざします。 ・地域情報を図書館に集め、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。 ○地域の文化創造に積極的に参画し、コミュニティを活性化するため、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。 ・子ども読書活動推進、しょうないREK <sup>*21</sup> 、北摂アーカイブス <sup>*22</sup> などの各事業を行うとともに、音点訳ボランティア、千里文化センター市民運営会議、地域教育協議会などとも連携し事業に取り組みます。	教育委員会・生涯学習推進部・読書振興課
86	選挙権行使に 対する支援	○選挙権行使に対する支援を行います。 ・点字投票、代理投票 <sup>*23</sup> 、郵便などによる不在者投票・代理記載制度、投票所の設備（車いす用の記載台、スロープなど）、候補者情報（点字版・朗読テープ）の入手など。	選挙管理委員会
87	市議会傍聴の 支援	○市議会本会議の代表質問・個人質問において、希望者に対して手話通訳、要約筆記（ノートテイク）を行います（事前連絡が必要）。	市議会事務局

\*18 YA（ヤングアダルト）サービス：10代の若者を対象とした図書館サービス。

\*19 「暮らしの課題解決」支援サービス：ビジネス、医療情報、子育て・ドメスティックバイオレンス、多文化理解のテーマで資料や情報を充実させ、各テーマの専門家を図書館へ招き講演会等を開催する図書館サービス。

\*20 情報リテラシー：必要な情報を選択、収集、活用、編集、発信する力、情報を使いこなす力。

\*21 しょうないREK：市と市民が協働して、庄内図書館で図書館で利用されなくなった本を販売し、売上金で庄内地域の環境・共生・活性化の課題解決に取り組む事業。

\*22 北摂アーカイブス：学校、行政機関、企業などの組織と個人から提供された北摂地域の記録を収集、整理し、電子データとして保存、ホームページに編集して広く地域の住民へ公開するもの。

\*23 代理投票：身体の障害やその他の理由で字が書けない場合に、本人が投票所で申し出ることにより投票所係員が代わりに記載するもの。

## 3. 安心して暮らせる地域生活

### (1) 保健・医療

#### 《国や社会の動向》

- ・中核市へ移行し、豊中市保健所を開設しました（平成24年/2012年4月）。またこれに伴い精神保健福祉、難病対策事業が大阪府から移管されました。
- ・ひきこもりの人が市内に2,000人ほど（予備軍を含めると8,000人）いると推計されています。こうした人々の中には障害者手帳の交付や医師の診断を受けていない人が含まれる可能性があります。（豊中市、平成23年/2011年）

#### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・障害福祉センターひまわりの各種訓練事業（リハビリテーション）
- ・すこやかプラザの開設
- ・各種健診、健康相談・教室などの実施
- ・障害者（児）歯科診療事業
- ・各種医療費助成事業
- ・こころの健康づくりの推進 など

#### 《アンケート調査の結果より》

- ・障害・難病に関することで18歳以上の52%、18歳未満の70%が通院しています。
- ・費用の心配をせずに、必要な医療を受けられることへの評価が高くなっています。
- ・将来の暮らしを実現するための条件として、「病院・診療所が近くにあること」をあげる人が多くみられます。
- ・障害児に対する調査で、障害に理解や経験のある医療機関が少ないことをあげる声が多くみられます。
- ・精神障害のある人で医師・看護師とのつながりのある人が半数を占めています。

#### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・健診などを障害のある人が受診できる環境が整っていないが、作業所への案内や出前健診などを行っている。
- ・障害のため、受診・服薬を勧めても判断できず、強制もできないので、必要な医療を受けないままとなっているケースがある。
- ・精神障害のある人や家族のアウトリーチ（訪問支援）、身近な相談の場、専門知識を学べる場などを充実してほしい。



- ・高次脳機能障害、発達障害について診断できる機関が少ない（特に成人）。診断できる医師の確保をしてほしい。より早く診断され、より早い対応ができるかどうかで、本人も家族も状況が変わってくる。
- ・発達障害のある人は精神障害者手帳を持てるが、精神障害者手帳は2年に1回更新が必要で、更新するため医師の診断書を得るためには数回の通院が必要。しかし、発達障害があるだけでは精神科に通院する必要がないため、手帳を更新しにくい。
- ・医療機関の障害に対する理解、配慮が足りない場合、受診できなくなることがある。

## 《基本方針》

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーションなどの充実に努めていきます。

## 《推進施策》

### ①健康づくりの推進

市保健所が開設されたことにより、これまで市が行ってきた保健事業に加え、精神保健や難病患者などへの支援など専門的知識を必要とする分野についても本市が一体的に行えるようになりました。

市民の心身の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の拡充を図るなかで、障害のある人の健康づくりを支援するため、保健分野と福祉分野の連携強化を図り、日常的な健康管理に関する知識の普及啓発、受診しやすい健診体制の整備などに努めます。

### ②地域における医療体制の充実

障害のある人が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、医療関係者の障害への理解促進など、関係機関との連携、情報共有のもとに、医療体制の充実に努めます。

### ③地域リハビリテーション体制の充実

障害のある人の地域における自立した生活を支えていくため、障害の状況に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション体制の充実に努めます。

### ④こころの健康づくりの推進

「こころの健康」に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の普及啓発に努めます。

### ⑤精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

だれもが気軽に安心して相談できるよう、精神疾患などに関する知識の普及を図ります。また、受診や治療継続のために必要な医学的指導やケースワークなどアウトリーチ（訪問支援）による相談支援体制の充実に努めます。

### ⑥難病患者などへの支援

医療や保健・福祉の関係機関などと連携・協力しながら、相談支援体制の充実に努めます。

### ⑦H I V陽性者への支援

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）陽性者が地域で十分な支援を受け、安心して生活することができるよう、H I Vに関する正しい知識の普及啓発や関係機関と連携した地域の支援体制の整備に努めます。

## 《主な事業》

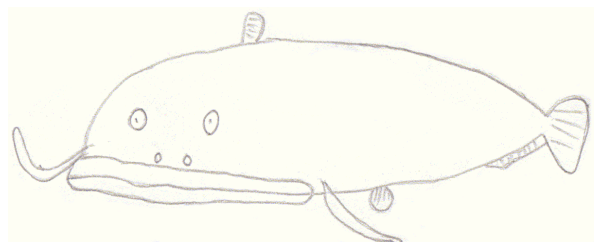
No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
88	自立支援医療（更生医療）	<p>○身体障害のある人に対し、障害の軽減や機能回復を目的とした医療処置を実施し、障害のある人の更生を促進させ、治療を公費助成することにより経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>・ 障害程度を軽くしたり、残された機能を回復させることを目的として指定医療機関で手術を受ける場合、必要な医療費を補助します。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
89	自立支援医療 (育成医療)	○身体に障害のある児童の福祉の向上を図るため、その費用全部または一部を負担することによって、早期治療による障害の除去ないし軽減を図り、生活能力を得ることを目的とします。 ・18歳未満の児童が指定医療機関で治療を受けることにより、入院・通院にかかる医療費の一部を公費負担します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
90	自立支援医療 (精神通院) の受付	○指定医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を大阪府が公費負担するもので、市で申請を受け付けています。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
91	障害者医療費 助成事業	○65歳未満の重度の身体障害のある人及び知的障害のある人を対象に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ・各種医療保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。	健康福祉部・保険窓口センター 保険給付課
92	保険給付事業 (精神・結核 医療給付金)	○国民健康保険被保険者の疾病などに関して必要な給付を行い、健康の保持及び増進を図ります。 ○障害者自立支援法に規定する精神通院医療など国保条例に規定する医療を受けたときの自己負担金を助成します。	健康福祉部・保険窓口センター 保険給付課
93	老人医療費助 成事業	○65歳以上の重度の身体障害のある人及び知的障害のある人などを対象に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ・各種医療保険の自己負担金から一部自己負担金を除く医療費を助成します。	健康福祉部・保険窓口センター 保険給付課
94	訪問看護基本 利用料助成事 業	○重度の身体障害のある人及び知的障害のある人で、居宅において療養が必要な人が、指定訪問看護を受けた場合に負担すべき基本利用料の一部を助成し在宅医療の推進と福祉の増進を図ります。	健康福祉部・保険窓口センター 保険給付課
95	障害者(児) 歯科診療事業	○一般医院で治療が困難な障害のある人への歯科診療の受診環境を整備し、保健・医療分野における障害のある人に対する支援の充実を図ります。 ・(一財)豊中市医療保健センターに事業委託し、市立庄内保健センターにおいて一般医院で治療が困難な障害のある人の歯科診療を行います。(毎週水曜日14時から16時。祝日、夏期(8月14日・15日)、年末年始期間除く)	健康福祉部・保健所・保健予防課
96	精神保健福祉 相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ・こころの健康相談や診療を受けるにあたっての相談などについて、精神保健福祉士、保健師、精神科医、心理職などが、所内・外の面接、電話、家庭訪問などで応じます。	健康福祉部・保健所・保健予防課



第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
97	精神保健福祉講座	○各種精神疾患の初期症状や前兆に気づき、早期に適切な対処ができるよう知識の普及を図ります。 ・こころの健康づくりや各種精神障害などに関する講座などを開催し、疾病の理解や治療、対処方法などについて正しい知識の普及を行います。	健康福祉部・保健所・保健予防課
98	難病事業	○難病患者への支援を実施し、緩解期（症状が軽くなっている時期）の長期化を図るとともに、患者及び家族の生活の質の改善を図ります。 ・難病患者に対する療養相談の実施、大阪府特定疾患医療費助成事業の申請受付などを行います。	健康福祉部・保健所・保健予防課
99	HIV抗原抗体検査・性器クラミジア抗体検査・梅毒検査	○HIV等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを目的とします。 ○プライバシーに配慮し、無料匿名の血液検査、検査前後の相談面接を行います。検査の結果、陽性とわかった人には医療機関の紹介も行います。	健康福祉部・保健所・保健予防課
100	健康相談事業	○エイズなどの予防・症状・感染・治療について、医師・保健師が相談を受けます。相談者が正しい知識を持ち、不安の軽減を図るために面接・電話にて相談を受けます。	健康福祉部・保健所・保健予防課
101	エイズ予防対策事業	○エイズについての正しい知識の普及啓発を行います。 ・6月1日～7日：HIV検査普及週間 ・12月1日：世界エイズデー ・学校で性感染症予防教育を実施するうえでの相談・支援。	健康福祉部・保健所・保健予防課
102	機能回復訓練	○身体機能が低下していて医療終了後も継続して機能訓練の必要な障害のある人に対し、社会適応機能訓練を行うとともに、介護者を含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導、相談を行い、日常生活動作の維持・向上をめざします。 ・社会適応訓練、介護者を含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導、相談を行います。 ・1回40分。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課



## (2) 情報提供・相談支援・権利擁護

### 《国や社会の動向》

- ・ 障害者虐待防止法が施行されました（平成24年/2012年10月）
- ・ 障害者差別禁止法の制定に向けた検討が進められており、障害者政策委員会差別禁止部会としての意見がとりまとめられました（平成24年/2012年9月）

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ 各種媒体を通じた関連情報の提供
- ・ 「障害者福祉の手引き」の作成
- ・ 地域生活支援事業の相談支援事業
- ・ 障害相談支援ネットワーク“えん”（情報発信紙、つながるサロン、えんコラフェスタ）
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 健康福祉サービス苦情調整委員会の設置
- ・ 障害者虐待防止センターを開設 など

### 《アンケート調査の結果より》

- ・ 情報源として「広報とよなか」を半数以上があげています。また、インターネットも過去に実施した調査より割合が伸びています。
- ・ 相談場所の情報を必要としている人が32%みられ、特に発達障害・精神障害のある人で多くみられます。
- ・ 障害の種類や年齢などに応じた専門的な相談への関心が高まっています。
- ・ オンブズマン制度<sup>\*24</sup>や財産管理など障害・難病のある人の権利を守るサービスについての高い関心がみられます。

### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・ 必要な人に必要な情報が届いているか。日常使用する伝達手段で情報が提供できているか。
- ・ 障害のある人の地域生活を支えるさまざまな資源をわかりやすくまとめたパンフレットを作成し情報発信してほしい。
- ・ 市のホームページが見づらい。障害福祉サービスについて漏れなく掲載する。
- ・ “えん”や自立支援協議会の情報紙を市広報に挟み込むなど、情報発信を強化してほしい。
- ・ 年齢に合った相談体制をつくってほしい。

\*24 オンブズマン制度：住民から寄せられた自治体に関する苦情を調査し、必要な場合は、自治体に対してサービスの内容や制度を改善するよう、勧告したり意見を述べたりする制度。

- ・ 医師からの情報提供が一番届きやすいので、医師にも市情報の発信を依頼してはどうか。
- ・ 各相談窓口は良き相談相手、案内役であってほしい。行政はやさしい目線になってほしい。
- ・ 相談先の周知が行き届いていない（特に中途障害、発達障害、障害児の保護者など）。なるべく初期段階でサポートできる環境をつくる。
- ・ 高齢者施策における地域包括支援センターのような、各圏域ごとに相談を受けられる仕組みをつくってはどうか。
- ・ 病院や相談機関を通じた情報提供、学校を通じた相談などが必要だ。
- ・ パーソナルサポーターの増員をしてほしい。
- ・ ひきこもって自分から支援を求められないときが、本人も家族も一番つらい。公的なアウトリーチ（訪問支援）体制が必要だ。
- ・ 障害のある人の意思決定を支援する取り組みについて検討してほしい。
- ・ 成年後見制度、財産保全・管理サービス事業（109ページのNo.17を参照）など、権利擁護システムを充実してほしい。

### 《基本方針》

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供します。

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

### 《推進施策》

#### ① 広報・情報提供の充実

広報とよなかやパンフレット、ホームページ、ケーブルテレビなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。

また、障害のある人が利用できる福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

さらに、災害や大規模感染症の発生時に、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関と連携した情報提供体制の整備に努めます。

## ②相談支援体制づくり

障害のある人やその家族、支援者の抱えるさまざまな相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、市内外の相談支援にかかわる関係機関、障害者相談員、地域福祉活動関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障害福祉センターひまわりについて、権利擁護をはじめとする障害のある人の地域における相談支援の中核的な役割の強化を検討します。

## ③権利擁護の推進

障害のある人の権利を擁護するため、判断能力が十分でない人のための成年後見制度の充実に努めるとともに、平成24年(2012年)10月に設置した、障害者虐待防止センターでの取り組みをより一層進めます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、大阪府や関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めます。

### 《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
103	窓口受付事務	○各手当や福祉サービスの受付を行うとともに、必要に応じて相談支援につなげ、サービスの適正・円滑な実施に努めます。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請や手当、障害福祉サービスの受付や相談支援を行い、利用者の福祉の向上を図ります。また、大阪府障害者スポーツ大会及び施設使用減免の受付も行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
104	身体障害者手帳	○平成24年(2012年)4月から、身体に障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、身体障害者手帳を交付します。また、診断書料を支給することにより、申請者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります(市民税非課税世帯に限ります)。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
105	精神障害者保健福祉手帳	○平成24年(2012年)4月から、精神障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
106	療育手帳の受付	○療育手帳の申請を受け付け、大阪府に進達し、手帳の交付などを行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
107	「障害者福祉の手引き」の発行	○障害のある人が利用できる各種制度と相談窓口や社会資源についてまとめた冊子を発行します。内容を充実させるとともに、情報に変更があれば迅速に反映し、わかりやすく伝えます。 ・障害のある人が利用できる各種制度とその相談窓口をわかりやすく案内し、その他活用可能な社会資源を紹介する冊子。障害のある人が気軽に手に取ることができ、なおかつ新しい情報を迅速に反映することをめざします。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
108	市ホームページを活用した情報提供	○市ホームページを障害の有無にかかわらず、閲覧しやすいものとし、また、障害のある人が市施設にアクセスしやすい環境を整えます。 ・平成24年度(2012年度)末に市ホームページをリニューアルします。(平成24年度(2012年度)末から各課で管理) ・障害福祉にかかる情報を充実させます。また、市施設などのバリアフリー情報を市ホームページに掲載します。	(政策企画部・広報広聴課) 健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課 (各課)
109	点字・声の広報等発行事業	○文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳その他障害のある人にわかりやすい方法により、行政情報・地域生活をするうえで必要な情報を定期的に発行します。 ・点字・声の広報「とよなか」の作成 ・点字・声(音訳)の図書作成 ・点字・声の図書の選定 ・その他、行政情報・生活情報の点訳・音訳化	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
110	(仮称)市発信情報バリアフリー化ガイドラインの策定	○障害のある人が市の発信する情報を入手しやすい環境を整備します。 ○市の発信する情報(講座なども含む)が、障害の有無にかかわらず、あらゆる市民がアクセスしやすいものとするために配慮すべきポイントについてまとめたガイドラインを策定します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
111	相談支援事業	○知的障害者相談支援：知的障害のある人が安心して地域生活を送れるよう生活協力員(生活アシスタント)が本人の生活を見守り、相談相手となりながら必要な支援を行います。(社福)豊中親和会に委託。 ○精神障害者相談支援事業：精神障害のある人が安心して地域生活を送れるよう本人の生活を見守り、相談相手となりながら必要な支援を行います。(社福)みとい福祉会に委託。 ○豊中市障害相談支援ネットワークえん(豊中市障害福祉課含む11機関で構成)	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課



No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
112	サービス利用計画作成	<p>○障害のある人などの自立した生活を支え、障害のある人などの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*25によりきめ細かく支援します。</p> <p>○「サービス利用支援」として支給決定または変更の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後に「継続サービス利用支援」としてサービス事業者などとの連絡調整、モニタリング*26などを行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
113	地域相談支援	<p>○施設や病院に長期入所などしていた障害のある人の地域移行支援及び地域定着支援を進めます。</p> <p>○施設や病院に長期入所などしていた人が地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備などについての「地域移行支援」、地域生活移行した人など居宅で一人暮らししている人についての夜間なども含む緊急時における連絡、相談などのサポートといった「地域定着支援」を行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
114	障害者相談員事業	<p>○身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員がそれぞれの立場に立って、各手帳の取得や障害のある人の身近な問題についていろいろな相談に応じたり、必要な支援を行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
115	相談事業	<p>○障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえ総合的な相談や助言・情報提供を行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
116	精神保健福祉相談	<p>○こころの健康や統合失調症、うつ病、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもり、発達障害、認知症、自殺予防などについて、保健医療福祉の広範にわたる相談を受け付けています。</p> <p>○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。</p>	健康福祉部・保健所・保健予防課
117	聴覚障害者福祉指導員の設置	<p>○障害福祉課において、聴覚障害のある人に関する各種の福祉相談・生活相談を行い、必要に応じて訪問による支援・情報提供を行います。</p>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
118	保健・福祉・子育てサービス「話して安心、困りごと相談」	<p>○相談先がわからない場合や複雑多様な福祉課題を抱えた市民の相談に対して、各専門相談窓口をはじめ、総合受付や市民相談との連携を強化し、適切な窓口の案内や利用者本位のサービスにつなげることを目的とします。</p> <p>・健康福祉サービス苦情調整委員会窓口に愛称「保健・福祉・子育てサービス『話して安心、困りごと相談』」を付加し、相談先がわからない場合などに適切に対応する健康福祉分野における総合相談を行います。</p>	健康福祉部・地域福祉室

\*25 ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する人の意向をふまえて、福祉・保健医療のほか、教育・就労など幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

\*26 モニタリング：日常的かつ継続的な点検のこと。

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
119	障害者虐待防止対策支援	○障害のある人への虐待を防止し、権利を擁護するため障害者虐待防止センターを設置します。 ・平成23年(2011年)6月成立、平成24年(2012年)10月に施行の障害者虐待防止法で市町村に設置が求められた障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報の受付、啓発活動を行う拠点とします。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
120	成年後見	○判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図ります。 ・対象者に対し審査を行い、市長が申立を行うのかどうかを判断し、申立手続きを行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
121	豊中市成年後見等審判請求申立審査会	○判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護、支援することを目的とします。 ・成年後見制度において判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人に対して行う市長申立について、申立の可否や申立の種類などを検討します。	健康福祉部・地域福祉室
122	市民後見人事業	○急速な高齢化や障害のある人の地域移行が進むなか、福祉サービスに対するニーズが増加し、親族後見や専門職による成年後見の活動だけで対応していくことは困難な状況です。こうした課題に対応していくには、市民の立場から権利擁護に参画できる仕組みを構築し、地域に定着させていく必要があります。 ○本市で「市民後見人」の養成に着手し、その活動を支える仕組みづくりに取り組み、持続可能な地域福祉のセーフティネットの構築を目的とします。 ・市民後見人の養成、受任調整、市民後見人登録者へのサポートを行います。	健康福祉部・地域福祉室
123	健康福祉サービス苦情調整委員会	○健康福祉サービスの苦情調整を行うことにより、サービス利用者の権利擁護とサービス提供事業者の質の向上を図ります。 ○健康福祉サービスの利用者などからサービス提供に関する苦情について公正かつ中立的な立場で解決を図ります。 ○複雑な相談内容に対応できるよう、よりいっそう総合的かつ横断的な苦情・相談体制の構築を図ります。また、窓口可愛称「話して安心、困りごと相談」を付加し、相談しやすい環境づくりをするとともに、窓口の周知啓発に取り組みます。	健康福祉部・地域福祉室



## (3) 福祉サービス

### 《国や社会の動向》

- ・ 障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法となりましたが、障害福祉サービスの内容については、自立支援法時代の内容がしばらく続くことになりました（平成25年度/2013年度以降施行予定）。
- ・ 障害者総合支援法の施行後数年で支給決定方法、障害支援区分、サービス体系などが抜本的に見直される予定です（平成25年度/2013年度以降施行予定）。
- ・ 重度訪問介護の対象が拡大され、ケアホーム・グループホームの一元化が行われます（平成25年度/2013年度以降施行予定）。
- ・ 入所施設を除いて概ね各種サービス事業所、相談支援機関が市内に立地していますが、地域によって立地状況に差がみられます。

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ 障害福祉計画に基づくサービス提供（自立支援給付、地域生活支援事業）
- ・ 生活援助員の派遣、各種給付・減免制度など経済的支援など
- ・ 事業者連絡会の設置
  - ※ケアホーム・グループホーム、居宅介護・移動支援、日中活動系サービス
- ・ 中核市移行に伴い、社会福祉法人の設立の認可・監督、障害者自立支援法に基づく事業所届出申請などの受理・報告聴取などの事務を開始 など

### 《アンケート調査の結果より》

- ・ 障害者自立支援法に基づく事業体系へ移行したり、供給体制の充実が進んだサービスの利用者が増加しています。
- ・ 重度の障害があっても地域生活が可能となる仕組み、24時間生活をサポートできるシステムづくりを求める声が寄せられています。
- ・ 短期入所、障害児通所サービスは供給体制のさらなる充実が求められています。
- ・ 将来の暮らしを実現するための条件として、18歳以上は「いざというときに入れる施設」「在宅サービス」、18歳未満では「通所施設・居場所」をあげる人が多くみられます。

### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・ 社会資源を子どものときから使いこなせる環境を広げてほしい。
- ・ サービスが足りず拡充を求める場合と制度として使えない場合の2つの課題がある。困難ケースはどんどん増えている。
- ・ 高齢の障害のある人や医療的ケアの必要な障害のある人を受け入れる機関、サービス、施設の整備が必要だ。

- ・重度の障害があっても地域生活が可能になる仕組み、24時間生活をサポートできるシステムづくりを進める。
- ・高次脳機能障害や発達障害を専門的に支援するサービスが不足している。
- ・手帳を持っていない人やグレーゾーンといわれる人がサービスを受けられるように。
- ・発達障害は個々で状況が異なり、マンツーマン的な対応が必要になる。
- ・地域移行を進めるには、グループホーム・ケアホームの利用に向けて訓練する場所が必要になる。
- ・本人はグループホームなどでひとり暮らしをしたいが、生活費の一部を障害基礎年金に頼らざるを得ず、利用をあきらめざるを得ない状況がある。

### 《基本方針》

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、また中核市へ移行したことにより本市の実情に応じた施策展開が図りやすくなったことを十分に活かし、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めます。

### 《推進施策》

#### ①在宅生活の支援

障害者総合支援法など今後の制度改革や障害の重度化・重複化、障害のある人自身や家族の高齢化、発達障害・高次脳機能障害・難病などのこれまで制度の狭間におかれてきた人々への対応など、障害のある人を取り巻く状況や動向をふまえながら多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、限られた社会資源の中で障害福祉サービスの公平な利用を図る観点から、支給量の決定の指針であるガイドラインを定めていますが、障害者総合支援法の施行もふまえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行うなど、サービスの適正化をより進めていきます。

#### ②日中活動の場の充実

障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、大阪府や関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

### ③生活の場の確保

障害のある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組みを進めます。また、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しながら生活の場としての施設サービスの充実に努めます。

地域で暮らす障害のある人や家族の高齢化が年々進み、障害の重度化などとともに、障害のある人の生涯を通じた支援のあり方を見据えた、生活の場の確保が課題となっています。障害のある人が生まれ育った豊中市で生活続けるためには、24時間365日対応することができる支援施設へいざというときに入所できたり、地域での生活続けるための継続的な支援を求めている人が増えています。また、家族と離れて他市町村の施設に入所している人が豊中市内へ戻る際の支援拠点となるような施設への意向も年々高まっています。

地域で障害のある人が、多様な選択肢の中から本人の希望する生活スタイルを選択でき、安心して暮らすことができるよう、セーフティネットとなる地域に密着した施設の導入について、障害のある人や家族、サービス事業者とともに検討を進めていきます。

### ④各種制度の活用

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。

### ⑤公立障害者施設の再編

現在、豊中市内には公立の障害者通所施設として、おおぞら園(生活介護)、みずほ園(就労継続支援B型)、みのり園(生活介護)、たちばな園(生活介護)の4園があります。そのうち、おおぞら園、みずほ園については、民間活力を導入する方向で準備を進めています。平成25年度(2013年度)中におおぞら園とみずほ園を旧南部事業所(島江町)に移転した後、平成26年度(2014年度)末をもって閉園し、2園の跡地において、平成27年度(2015年度)から民間法人による新施設が業務を開始する予定です。

新施設の整備にあたっては、これまで2園で行っていた生活介護、就労継続支援の通所事業は、継続する予定です。さらに、障害のある人の高齢化や重度化に対応し、専門的な支援が真に必要な障害のある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行支援などの相談支援機能、居

住系機能などのセーフティネットとしての役割を担う地域拠点となる複合施設を構想しています。

障害福祉センターひまわりは、これまでの障害のある人の社会参加を促進する拠点施設としての機能に加え、権利擁護をはじめとする地域の障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとしての役割を検討するなど、施設の形態や運営のあり方も含め調査研究していきます。

《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
124	居宅介護	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、在宅生活を支援するとともに自立と社会参加を促進します。 ・居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
125	重度訪問介護	○重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動支援などを総合的に行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
126	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業	○介護保険制度の訪問介護などの利用にあたり、障害者施策によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害のある人などの利用者負担について軽減措置を講じることによりサービスの継続的な利用の促進を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 高齢者支援課
127	ヘルパー研修	○障害に関する知識・技術や障害特性などを習得するヘルパー研修を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
128	訪問入浴サービス事業	○家庭のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・重度身体障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
129	施設入浴サービス事業	○家族のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・入浴設備のある施設（障害福祉センターひまわり）での入浴の介護を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
130	在宅給食サービス事業	○食事づくりが困難な在宅の障害のある人に対して、栄養バランスの取れた食事を定期的に提供し、健康維持や疾病予防を図るとともに、配食時に安否確認を実施し、地域で安心して暮らせるよう食の自立を支援します。 ・食事づくりが困難な在宅の障害のある人に対して栄養バランスの取れた食事を定期的に提供するとともに、安否確認も兼ねて対象者の居宅を訪問し、食事を手渡します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
131	生活介護	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
132	療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の世話をを行い、利用者の福祉の増進を図ります。 ・医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
133	自立訓練	○地域生活を希望する人が、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう支援します。 ・障害のある人の身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
134	短期入所	○障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、施設に短期間の入所をさせ、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
135	ひまわり短期入所事業	○障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、障害福祉センターひまわりにて短期間の入所を受け入れることにより、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・障害福祉センターひまわりにて、短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
136	短期入所緊急利用事業	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所することにより、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・自立支援給付の短期入所とは別に、本市が民間事業所の空床を1床確保し、家族の急な疾病などの緊急時の利用に対応します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
137	要医療的ケア短期入所	○障害のある人で、居宅において常時の医療的ケアを必要とする人が、介護を行う人の疾病、その他の理由により、家庭において介護を受けることができない時に、一時的に施設に入所することにより、障害のある人やその介護者などの生活支援と社会参加を増進します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
138	日中一時支援	○障害のある人などの日中における活動の場、障害のある人などの家族の就労支援、障害のある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。 ・日中、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課



第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
139	ひまわり日中一時支援事業	○障害福祉センターひまわりにおいて、障害のある人などの日中における活動の場、障害のある人などの家族の就労支援、障害のある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。 ・障害福祉センターひまわりにおいて、日中、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
140	地域活動支援センター事業	○障害者生活支援については、在宅の障害のある人に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会参加の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、情報の提供を総合的に行うことにより障害のある人やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。 ○地域活動支援センター事業については、地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより障害のある人の社会復帰と自立、社会参加を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
141	みのり園施設運営	○みのり園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。 ・社会生活に必要な日常生活の支援と、行動障害のある人に対してはその人の障害特性に応じた支援を行います。また、社会経験を豊かにするため、体育、音楽療法、お茶、陶芸、手織りや園芸などの活動を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
142	たちばな園施設運営	○たちばな園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。 ・個別支援計画を作成し、それに基づいて利用者に日中活動支援、送迎バス内での支援、看護師による日常的な健康管理、医師による定期的な健康管理を提供します。また、必要に応じて家族との連絡・相談支援を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
143	みずほ園施設運営	○みずほ園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。 ・個別支援計画に基づき、生産活動支援、生活支援、レクリエーション及び就労支援を行います。(平成26年度(2014年度)末にて運営終了予定)	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
144	おおぞら園施設運営	○おおぞら園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。 ・個別支援計画を作成し、それに基づき日中活動支援を行います。また、日常的な健康管理、必要に応じて家族との連絡・相談支援を行います。(平成26年度(2014年度)末にて運営終了予定)	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
145	補装具	○身体障害のある人に対して補装具を交付及び修理することにより、身体障害のある人の身体上の障害を補います。 ・交付申請を受け、補装具費用などを支給します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
146	日常生活用具	○在宅の障害のある人や難病患者などに対し、それぞれの障害に応じて日常生活を容易にするため、蓄便袋や蓄尿袋、特殊寝台などの日常生活用具の給付(一部貸与)を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
147	難聴児補聴器	○身体障害者手帳の交付の対象とならない補聴器の購入に要する費用の一部を補助するとともに、その検査に要した費用を支給します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
148	福祉電話・ファックス貸与	○福祉電話：身体障害のある人に対して、電話料金の一部を助成することで、経済的負担の軽減とコミュニケーション、緊急連絡の手段としての電話の保有、維持を図ります。 ・難聴者や外出困難な在宅の身体障害のある人に対して、福祉電話を貸与し、使用料（基本料金）の負担を行います。 ○ファックス：重度の聴覚障害のある人にファックスを貸与し、市と聴覚障害のある人との意思疎通を図るとともに、情報の収集、緊急時の相互連絡など社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
149	施設入所支援	○施設入所者の福祉の増進を図ります。 ・夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。）	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
150	障害者福祉施設整備補助	○社会福祉法人などが整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者などの福祉の向上を図ります。 ・社会福祉施設の整備にかかる事前協議に基づき、市として審査を行い、国に対して協議を行います。 ・原則として、国庫負担が2分の1、中核市負担が4分の1、事業所負担が4分の1です。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
151	共同生活援助	○地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うことにより、障害のある人の自立生活を支援します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
152	共同生活介護	○地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護などを行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
153	グループホーム・ケアホーム開設助成	○市内にグループホーム・ケアホームを開設しようとする事業者に対し、利用定員や対象経費ごとに定めた補助基本額（備品購入費、改修工事費など）を助成することにより、グループホーム・ケアホームの設置を促し、障害のある人の地域移行の促進を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
154	高額障害福祉サービス	○同一世帯に障害福祉サービス利用者が複数いる場合などに、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により世帯における利用者負担を世帯の負担月額負担上限額まで軽減を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
155	福祉手当	○重度の障害のある人を経済的に支援するため、特別児童扶養手当などの支給に関する法律などに基づき、重度の在宅の障害のある人に支給します。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課



第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
156	外国人障害福祉金	○障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給し、福祉の増進を図ります。 ・国民年金制度の改正が行われた昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳に達していた外国人で障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給します。	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課
157	特定障害者特別給付費	○指定障害者支援施設など、また共同生活住居における食事の提供に要した費用、居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給します。 ・低所得者にかかる施設などにおける食費や居住に要する費用について特定障害者特別給付費を支給し、利用者の負担を軽減します。	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課
158	在宅重度障害者介護料支給事業	○在宅の重度障害のある人にかかる介護料を支給することによって在宅生活の維持を図ります。 ・生活保護の適用を受けている重度障害のある人が在宅で他人の介護を要する場合に月額13,000円を支給します。	健康福祉部・福祉事務所
159	介護給付費等支給審査会	○障害程度区分の審査判定業務を行うとともに、意見を聞き、支給要否を決定します。 ・委員数は25名以内。5合議体。	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課
160	介護保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、介護保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉部・保険窓口センター保険資格課
161	国民年金事業	○すべての国民を対象に老齢、障害、死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とします。 ・国民年金加入・喪失・住所変更・氏名変更・請求の受付のほか、年金相談業務を行います。	市民協働部・市民窓口センター市民課
162	国民健康保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、国民健康保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉部・保険窓口センター保険資格課
163	事業所指定	○障害福祉サービスの提供を行う事業所などの指定(更新を含む)を行います。	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課
164	事業所指導・監査	○指定障害福祉サービス事業所などの指導・監査を通じて、サービス提供の内容を確認します。	健康福祉部・福祉指導監査室

## (4) 生活環境

### 《国や社会の動向》

- ・ユニバーサルデザイン政策大綱が制定されました（平成17年/2005年）。
- ・高齢者・障害者等移動円滑化促進法（バリアフリー新法）が施行されました（平成18年/2006年）
- ・大阪府の福祉のまちづくり条例が改正されました（平成21年/2009年3月）

### 《第三次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・住宅改修の助言・支援
- ・安全安心対策事業（住宅）
- ・交通バリアフリー基本構想に基づく公共交通機関のバリアフリー化が進む
- ・安心して利用できる道路・歩道の整備、交通安全対策の推進 など

### 《アンケート調査の結果より》

- ・回答者の多くが、自宅で家族などと暮らす人であることもあり、安心して暮らし続けられる住まいがあることへの評価が高くなっています。
- ・外出しやすい環境への評価は低くなっています。

### 《ヒアリング・ワークショップ・各種会合を通じて寄せられた意見》

- ・入院・入所先から地域での生活に戻る際に入居可能な賃貸住宅が不足している。あんしん賃貸支援事業も制度としては不十分だ。
- ・発達障害があっても、自立して過ごすことができるようなグループホームのような場所があればよい。
- ・障害のある人と障害のない人ではなく、障害のある人といずれ障害が出るかもしれない人と考えればバリアフリーの考えも根づく。
- ・公共施設のバリアフリー化に関し、変遷する基準に随時適合するよう整備を行うことは財政的にかなり厳しい。市としての最低基準が必要。
- ・バリアフリー推進協議会の動きと各福祉施策との連携を図ることが必要だ。

## 《基本方針》

障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進めます。

## 《推進施策》

### ①福祉のまちづくりの普及・促進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり」に関する市民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。

### ②外出しやすいまちづくり

バリアフリー新法などの関係法令に基づき、だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を進めていきます。

### ③だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善

市営住宅においては、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。

また、居住環境のより快適な改善をめざし、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。

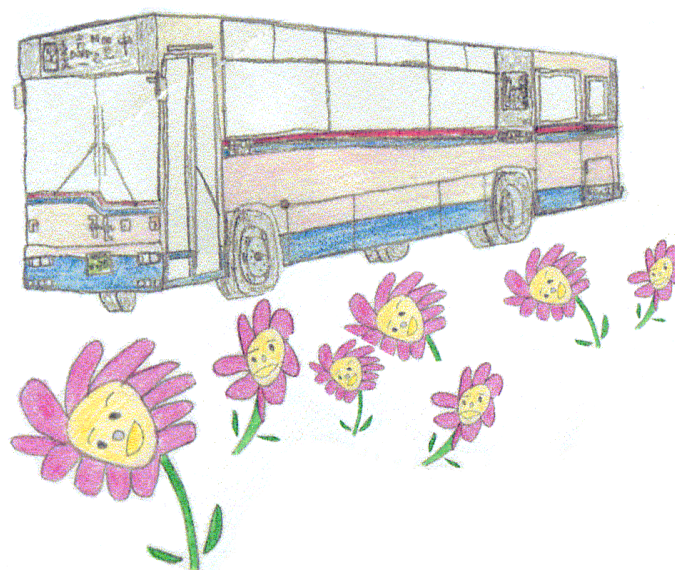
### ④障害のある人に配慮した住まいの拡充

市営住宅における障害のある人や高齢者の優先入居枠の確保など、入居時の配慮に努めます。また、市営住宅のグループホームなどへの活用について取り組みを進めます。

## 《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
165	バリアフリー化の推進	○バリアフリー化事業の円滑な事業進捗を図るため実施します。 ・市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業についての状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ・だれもが安全で利用しやすい施設設置をするため、事業者の希望により障害のある人のチェックを受け、その意見を参考として工事を実施することを目的とした豊中市独自のチェックシステムの運営を図ります。	都市基盤部・道路センター道路建設課
166	住居地区バリアフリー整備	○市全域のバリアフリー化を図るため、住居地区のバリアフリー整備を進め、だれもが安全で便利に移動できるようにします。 ・生活道路などのバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。 ・5～6小学校区単位で地区を設定し、平成32年度(2020年度)までに市全域の事業を完了する予定です。	都市基盤部・道路センター道路建設課
167	安全安心対策事業	○既に整備された都市公園などの総合的な機能保全・向上を目的とした、子どもや高齢者をはじめ、だれもが安全で安心して利用できる既設都市公園などの整備を推進します。 ・既存の都市公園などにおける都市公園移動等円滑化基準への適合整備（バリアフリー化）と、老朽化した公園施設の改築・更新を実施します。	環境部・公園みどり推進課
168	歩道改良整備	○歩道の「狭い」、「勾配がきつい」、「段差・凹凸がある」などの問題に対処し、安全で快適な歩行空間を形成します。 ・「歩道改良実施計画（改訂版）」に基づき、市内の主要な道路において計画的、効果的に歩道改良整備を実施します。	都市基盤部・道路センター道路建設課
169	ノンステップバス導入の推進	○だれもが安全で便利に移動できる、ノンステップバスの導入を促進し、バス移動の利便性向上や利用促進を図ります。	都市基盤部・土木総務室
170	介護保険住宅改修費支給	○介護が必要な状態になったときに、自宅で自立した生活ができるよう住宅環境を整えます。 ・介護認定を受けている方が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に、事前申請によって利用額（限度額20万円）の9割を支給します。	健康福祉部・保険窓口センター保険給付課
171	住宅改造助成	○身体障害のある人の自立と福祉の増進を図るため、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進し、生活の利便性を図ります。 ・便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室などの改造に要する経費の助成を行います。	健康福祉部・いきいきセンター障害福祉課
172	市営住宅施設管理	○安心・安全な居住空間を維持するため、市営住宅施設のうち、適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進などを図ります。	都市計画推進部・まちづくり総務室

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
173	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	<p>○障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅支援サービスが整った住居を提供します。</p> <p>○シルバーハウジング（高齢者向け公営住宅）に居住する障害のある人に対し、生活援助員などによるサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活援助員をシルバーハウジングに派遣し、安否の確認、生活相談、生活関連情報の提供を行います。</li> <li>・緊急の場合、入居者が緊急通報装置のボタンを押せば、生活援助員が受信し、応急の対応や関係機関への連絡などを行います。生活援助員が不在時及び夜間は、警備会社が受信し関係機関へ連絡します（24時間体制）。</li> </ul>	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課



## 第5章 計画の推進体制と進行管理







# 第5章 計画の推進体制と進行管理

## 1. 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者などで構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」へ定期的に報告するとともに、広報紙などの多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画や第4期豊中市障害福祉計画の策定などに適宜反映していきます。

計画の進行管理のための組織体制（イメージ）



## 2. 計画推進体制の充実

### (1) 庁内連携の強化

この計画の推進も含めて、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、豊中市の部長級以上の職員で構成する「豊中市障害者施策推進本部」を中心として、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、本市各分野間における連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

### (2) 障害者自立支援協議会の活動促進

地域におけるさまざまなニーズを受け止め、各種施策・事業へと結びつける重要な役割を果たす相談支援機関を中心とした「豊中市障害者自立支援協議会」の機能をより活性化させ、協議会において公民協働により諸課題の解決が図られるように努めます。

また、広報紙などを通じて、障害者自立支援協議会における取り組み内容や相談支援機関の普及・啓発を行い、市民や関係機関による活用を図ります。

### (3) 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障害者自立支援協議会の構成機関によるネットワークのほか、障害者支援サービス事業者の相互の連携・調整、公立と民間障害者施設間の交流などを推進します。それにより、サービスの質の確保・向上を図るとともに、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、地域福祉ネットワーク会議（障害部会）の取り組みを積極的に進めるなど、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス事業者、企業・事業者、本市などの役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

## (4) 国・府など行政機関との連携強化

中核市への移行に伴い、国の障害保健福祉関係主管課長会議へ出席し、直接国との意見交換が可能となるとともに、大阪府から権限移譲を受けたことをふまえ、国、大阪府、関係機関などとの連携をより一層強化し、障害者施策の円滑な推進に向け、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

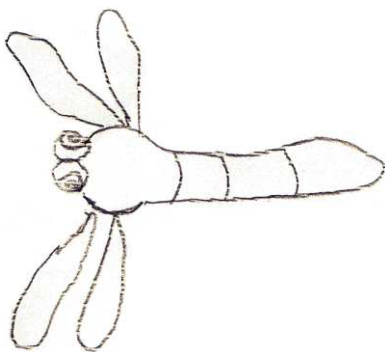
## (5) 専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関などとの連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉にかかわる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害のある人にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

## (6) 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や大阪府に対し財政的措置を講じるよう要請していきます。



《主な事業》

No.	事業名	事業の目的及び内容	所管部局・課
174	障害者長期計画・障害福祉計画の策定と進行管理	○多分野にわたる障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に進めます。 ・障害者基本法などに基づき、長期計画（本市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画）及び障害福祉計画（障害福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策、計画的なサービス基盤の整備、地域生活支援事業の実施等に関する事項を定める計画）の策定と進行管理を行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
175	障害者施策推進協議会	○豊中市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、市民や関係機関・団体の代表などの相互の連絡調整を図るとともに、必要な事項を調査審議し、障害者福祉の向上を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
176	障害者施策推進本部	○障害者長期計画に関し本市における連絡調整を図り、同計画を統合的かつ効果的に実施する庁内体制を整えます。 ・市長を本部長とし全部長を本部員とする推進本部と、関係課長から成る専門部会、関係課実務担当者から成る実務担当者会議にて、連絡調整を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
177	障害者自立支援協議会	○障害のある人の地域生活に関係する機関などが、定期的な協議と相互連携により、地域における相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。 ・地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議検討を行うための会議として、障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課
178	事業所連絡会設置／運営	・事業所間の連携や情報交換などを行うネットワークづくりを目的とし、研修やグループワークを行います。	健康福祉部・いきいきセンター 障害福祉課

# 参 考 資 料





# 1. 策定体制

## (1) 豊中市障害者施策推進協議会

### ① 豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	安藤 忠	大阪府立大学名誉教授	会長
	河湊 雅雄	豊中商工会議所副会頭	
	山崎 靖彦	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会副議長	
	澤 温	豊中精神保健福祉協議会理事	
	児島 義介	豊中市医師会議長	
	荒木 雅夫	豊中市歯科医師会副会長	
	森川 幸次	豊中市薬剤師会副会長	
障害者・障害者の福祉に関する事業に従事する者	小西 文明	豊中精神障害者当事者会H0TT0代表	
	田中 哲	豊中市身体障害者福祉会会長	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ親の会会長	副会長
	中村 知	豊中市身体不自由児者父母の会会長	
	木下 初江	ピープルウオーク会長	
	猪熊 淨	豊中市精神障害者家族会ゆたか会会長	
	湯川 英典	豊中難病患者連絡会代表	
	小松 真理子	社会福祉法人豊中親和会 支援センターみらいセンター長	
	川合 真一	豊中市障害者自立支援協議会会長	
市民	上野 葉子	公募市民	
	信下 博	公募市民	
行政関係	阿部 誠	池田公共職業安定所所長	



## ②豊中市障害者施策推進協議会 条例

公布	昭和47年4月1日	条例36
沿革	平成6年4月1日	条例13
	平成14年4月1日	条例13
	平成17年4月13日	条例40
	平成19年3月23日	条例1
	平成24年3月30日	条例22

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

### (臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成6.4.1条例13）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定（「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。）、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。〔平成6.5規則20により、平成6.6.1から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

#### 附 則（平成14.4.1条例13）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成17.4.13条例40）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24.3.30条例22）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

### ③豊中市障害者施策推進協議会 規則

公布	昭和47年4月1日	規則34
沿革	昭和51年5月1日	規則28
	昭和58年5月2日	規則19
	平成3年5月1日	規則21
	平成6年5月30日	規則21
	平成15年4月1日	規則11
	平成19年3月23日	規則1
	平成24年2月15日	規則4
	平成24年9月28日	規則126

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部いきいきセンター障害福祉課において処理する。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

#### 附 則（昭和51.5.1規則28）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和58.5.2規則19抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成3.5.1規則21抄）

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

#### 附 則（平成6.5.30規則21）

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

#### 附 則（平成15.4.1規則11抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19.3.23規則1）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24.2.15規則4抄）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24.9.28規則126）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

## (2) 豊中市障害者自立支援協議会

### ○豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第89条の2の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関する事。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関する事。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関する事。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関する事。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関する事。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関する事。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会(豊中市障害者施策推進協議会条例(昭和47年豊中市条例第36号)により設置する協議会をいう。)に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託している基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、委員のほか関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議（以下、「専門部会等」という。）は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。

3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。

4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、健康福祉部いきいきセンター障害福祉課において行う。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

【別表1】 全体会議

構 成		機 関 名
障害者相談支援機関		豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課（相談支援係）
		地域活動支援センター サポートセンターる〜ぷ
		地域活動支援センター クム
		豊中市障害者自立支援センター
障害当事者		知的障害関係団体 豊中市手をつなぐ親の会
		精神障害関係団体 豊中精神障害者当事者会HOTTO
		身体障害関係団体 豊中市身体障害児者父母の会
		発達障害関係団体 ピープルウォーク
専門部会		精神障害者地域生活移行促進部会
		障害者就労促進部会
		生涯を通じた支援のあり方検討部会
障害福祉サービス事業者連絡会	相談支援	豊中市障害相談支援ネットワーク えん
	居住系	豊中市障害者ケアホーム・グループホーム事業者連絡会
	訪問系	豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会
	日中活動系	豊中市障害児者日中活動事業者連絡会
就労支援機関		とよなか障害者就業・生活支援センター
		豊中市市民協働部くらしセンター雇用労働課
高齢者支援機関		豊中市健康福祉部いきいきセンター高齢者支援課
		地域包括支援センター
保育・教育・療育機関		豊中市こども未来部保育幼稚園室児童発達支援センター
		豊中市教育委員会教育推進部教育センター
		大阪府立豊中支援学校
		豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課障害福祉センターひまわり
保健機関		豊中市健康福祉部保健所保健予防課
地域福祉機関		豊中市社会福祉協議会地域福祉課
		豊中市民生・児童委員協議会連合会
事務局		豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課（相談支援係）

【別表2】 運営会議

全体会議会長・副会長
各専門部会関係者
各障害福祉サービス事業者連絡会関係者
事務局（障害福祉課）

【別表3】 専門部会等

(1) 精神障害者地域生活移行促進部会

構成	機関名
障害者相談支援機関	地域活動支援センター サポートセンターる〜ぷ
	地域活動支援センター クム
精神科医療機関	医療法人北斗会さわ病院
	医療法人豊済会小曽根病院
障害福祉サービス機関	宿泊型自立訓練事業所 さつき
	宿泊型自立訓練事業所 わかくさ
	自立訓練（生活訓練）事業所 サポートセンターる〜ぷ
	就労継続支援B型事業所 ロータスアート
	就労継続支援B型事業所 バムスびあ
	生活介護・就労継続支援B型事業所 みとい製作所
当事者・家族団体	みとい情報センター（ピアカウンセリング事業）
	豊中市精神障害者家族会ゆたか会
地域福祉	豊中市社会福祉協議会
高齢者支援機関	地域包括支援センター
行政	豊中市健康福祉部保健所保健予防課
	豊中市健康福祉部福祉事務所
オブザーバー	大阪府こころの健康総合センター地域支援課
	大阪府精神障がい者退院促進支援事業・地域体制整備コーディネーター
事務局	豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課（相談支援係）

(2) 障害者就労促進部会

構成	機関名
就労支援機関等	とよなか障害者就業・生活支援センター
	豊中市市民協働部くらしセンター雇用労働課地域就労支援センター
	池田公共職業安定所
	株式会社きると
障害福祉サービス機関	就労移行支援事業所 サポートセンターる〜ぷ
	生活介護・就労移行支援事業所 あすなる
	生活介護・就労継続支援B型事業所 みとい製作所
	就労移行支援・就労継続支援B型事業所 ワークセンターとよなか
	就労移行支援事業所 ふつーる
	生活介護・就労継続支援B型事業所 TOPPO I
	生活介護・就労継続支援B型事業所 きらら作業所
	生活介護・就労継続支援B型事業所 工房「羅針盤」
	就労継続支援B型事業所 バムスびあ
教育関係機関	大阪府立豊中支援学校
障害者相談支援機関	豊中市健康福祉部保健所保健予防課
	豊中市健康福祉部福祉事務所
オブザーバー	大阪府障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課
	社会福祉法人大阪府総合福祉協会・障がい者就労サポート事業部
	豊中商工会議所
事務局	豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課（相談支援係）



### (3) 生涯を通じた支援のあり方検討部会

構成	機関名
障害者相談支援機関	豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課（相談支援係）
	地域活動支援センター クム
	豊中市障害者自立支援センター
	支援センター みらい
	地域活動支援センター サポートセンターる〜ぶ
障害当事者	障害種別ごとに、障害者団体や相談支援機関から、検討に参加していただける方を推薦していただく。
障害者家族	障害種別ごとに、障害者団体や相談支援機関から、検討に参加していただける方を推薦していただく。
就労支援機関	とよなか障害者就業・生活支援センター
高齢者支援機関	地域包括支援センター
保育・教育・療育機関	豊中市こども未来部保育幼稚園室
	豊中市教育委員会教育推進部教育センター
	大阪府立豊中支援学校
保健機関	豊中市健康福祉部保健所保健予防課
事務局	豊中市健康福祉部いきいきセンター障害福祉課（相談支援係）

## (3) 豊中市障害者施策推進本部

### ○豊中市障害者施策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 豊中市障害者長期計画に関し豊中市における連絡調整を図り、同計画を統合的かつ効果的に実施するため、「豊中市障害者施策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 豊中市障害者長期計画の内容について協議し調整すること。
- (2) 地域社会の障害者への理解と協力を得るための啓発活動に関すること。
- (3) 障害者の自立と社会参加を促進するための施策の調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長に市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表(1)に掲げる者とする。
- 4 本部長は、必要と認めるときは本部員を追加することができる。

(本部の運営)

第4条 推進本部は、必要に応じ本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し主宰する。
- 3 本部長に事故ある時は、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。



(幹事)

第5条 推進本部の円滑な運営に資するため、幹事を置く。

2 幹事は、別表(2)に掲げる者とする。

3 本部長は、必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。

4 幹事は専門部会に属し、部局内関係調整を行うと共に部局内における事業計画の策定及び実施に関する事務を総括する。

(専門部会)

第6条 専門的に研究調査等を円滑に行うために別表(3)に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に健康福祉部長を、副部会長にはいきいきセンター長をもって充てる。

3 専門部会は、部会長が招集し主宰する。

4 専門部会は、必要に応じ実務担当者会議を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び専門部会の庶務は、健康福祉部いきいきセンター障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から実施する。

別表（１） 豊中市障害者施策推進本部

本部長	市長	
副本部長	副市長 副市長	
本部員	教育長 市立豊中病院事業管理者 上下水道事業管理者 行財政再建対策監 危機管理監 情報政策監 総務部長 資産活用部長 資産活用部理事 人権文化部長 政策企画部長 環境部長 財務部長 市民協働部長 市民協働部理事 市民協働部理事 健康福祉部長 健康福祉部保健医療技監	こども未来部長 都市計画推進部長 都市計画推進部理事 都市基盤部長 都市基盤部理事 会計管理者 市立豊中病院副院長 市立豊中病院事務局長 上下水道局経営部長 上下水道局技術部長 消防長 教育委員会事務局教育次長 教育委員会事務局教育推進部長 教育委員会事務局教育推進部理事 教育委員会事務局生涯学習推進部長 市議会事務局長 豊中市伊丹市クリーンランド事務局長 老人ホーム組合事務局長

別表（２） 豊中市障害者施策推進本部 幹事

危機管理室	危機管理室長
情報政策室	情報政策室長
総務部	行政総務室長、人事課長、職員研修所長
資産活用部	施設活用推進室長、施設整備課長
人権文化部	人権政策室長、文化芸術室長
政策企画部	広報広聴課長
環境部	公園みどり推進課長
市民協働部	コミュニティ政策室長、消費生活課長、 雇用労働課長、地域経済課長
健康福祉部	地域福祉室長、福祉事務所長、障害福祉課長、高齢施策課長、 高齢者支援課長、保健企画課長、保健予防課長、地域保健課長、 保険給付課長
こども未来部	こども政策室長、保育幼稚園室長
都市計画推進部	まちづくり総務室長
都市基盤部	土木総務室長、道路建設課長
市立豊中病院	地域医療室長
上下水道局	〔経営部〕窓口課長
消防本部	救急課長、指令情報課長、予防課長
教育委員会	〔教育総務室〕人権教育室長 〔教育推進部〕教育推進室長、教育センター長 〔生涯学習推進部〕地域教育振興室長、読書振興課長、 中央公民館長、スポーツ振興課長、 青少年育成課長
選挙管理委員会事務局長	

別表（３） 豊中市障害者施策推進本部 専門部会

豊中市障害者長期計画を推進するうえにおいて、各部の連絡調整を行うとともに専門的に研究、調査等を行うために専門部会を設置する。

**第１専門部会「啓発、社会参加」**

啓発	国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」の趣旨徹底と地域社会における市職員及び一般市民の障害者に対する正しい理解を得るための啓発等に関して検討を行う。
社会参加	障害者の社会参加を積極的に推進するための環境整備や障害者のスポーツ、文化活動その他の表現活動に関して検討を行う。

（部会構成メンバー）

情報政策室	情報政策室長
総務部	職員研修所長
人権文化部	人権政策室長、文化芸術室長
政策企画部	広報広聴課長
健康福祉部	障害福祉課長
教育委員会	〔教育総務室〕人権教育室長 〔生涯学習推進部〕スポーツ振興課長
選挙管理委員会事務局長	

**第２専門部会 「地域コミュニティ、防災」**

地域コミュニティ	障害者がいきいきと安心して地域で暮らせるよう、地域活動や支え合いの輪への参加に関して検討を行う。
防災	障害者が地域において安心して生活するための防災対策に関して検討を行う。

（部会構成メンバー）

危機管理室	危機管理室長
市民協働部	コミュニティ政策室長
健康福祉部	地域福祉室長、障害福祉課長、高齢者支援課長
消防本部	指令情報課長、予防課長
教育委員会	〔生涯学習推進部〕地域教育振興室長、中央公民館長

**第３専門部会 「教育、発達支援」**

教育 発達支援	障害者の年齢、能力、障害の種類や程度に応じ十分な教育を受けられるようにするための教育の内容と方法に関して検討を行う。
------------	--

（部会構成メンバー）

健康福祉部	障害福祉課長
こども未来部	保育幼稚園室長
教育委員会	〔教育推進部〕教育推進室長、教育センター長 〔生涯学習推進部〕読書振興課長、青少年育成課長

#### 第4 専門部会 「雇用、就労」

雇用・就業	障害者の能力等に応じた職業訓練、職業リハビリテーション、職業紹介、就業支援の充実、企業に対する雇用促進の啓発等に関して検討を行う。
-------	---

(部会構成メンバー)

総務部	行政総務室長、人事課長
市民協働部	雇用労働課長、地域経済課長
健康福祉部	福祉事務所長、障害福祉課長

#### 第5 専門部会 「保健、医療」

保健医療	障害の原因となる疾病の予防と早期発見、早期治療、リハビリテーションに関して検討を行う。
------	---

(部会構成メンバー)

健康福祉部	障害福祉課長、保健企画課長、保健予防課長、地域保健課長
市立豊中病院	地域医療室長
消防本部	救急課

#### 第6 専門部会 「生活支援、権利擁護」

生活支援 権利擁護	障害者の地域生活を支える相談支援・権利擁護体制の充実、在宅・施設サービスのあり方に関して検討を行う。
--------------	--

(部会構成メンバー)

市民協働部	消費生活課長
健康福祉部	福祉事務所長、障害福祉課長、高齢施策課長、高齢者支援課長、保険給付課長
こども未来部	こども政策室長
上下水道局	〔経営部〕窓口課長

#### 第7 専門部会 「生活環境」

生活環境	障害者等すべての人が安心して安全に生活し社会参加するための自宅から交通機関、まちなかまで連続した生活環境のバリアフリー化を基本とし、だれもが生活しやすいユニバーサルデザインの理念にも配慮した生活環境の整備に関して検討を行う。
------	--

(部会構成メンバー)

資産活用部	施設活用推進室長、施設整備課長
環境部	公園みどり推進課長
健康福祉部	障害福祉課長
都市計画推進部	まちづくり総務室長
都市基盤部	土木総務室長、道路建設課長

## 2. 関係団体における事業・サービスの実施状況

### (1) 豊中市社会福祉協議会による関連事業一覧

No.	事業名	事業概要	施策の体系
1	障害者週間啓発キャンペーン事業	市民の障害のある人への理解と認識を深めるため、「障害者週間（12月3日～9日）」に障害者団体の協力を得て、啓発キャンペーン事業を実施する。	1(1)①
2	障害者福祉作業所の自主製品の展示	阪急豊中駅北改札口の北側にある福祉の店「なかま」にて、豊中市内にある障害者福祉作業所などが運営委員会を組織して、作品展示、障害者福祉の啓発事業や活動紹介、情報提供、作業所ボランティアの求人情報などを行う。	1(1)① 2(2)⑤
3	学童・生徒のボランティア体験事業	市内の小・中学校を対象に、豊かな心を育むことを目的にボランティア体験学習を実施。また、教育委員会が実施する地域体験学習に関し、その企画協力やボランティア調整、教員のためのボランティア体験学習を実施。 (1)福祉・ボランティアに関する広報・啓発活動 (2)社会福祉施設などにおける交流や介護などの体験活動 (3)地域における高齢者、障害のある人などとの交流、体験活動 (4)その他の体験、調査研究活動など	1(1)②
4	こころのボランティア講座	精神障害のある人への理解とボランティア活動への参加を推進することを目的に開催。	1(2)②
5	健康・福祉情報の提供	多様な保健・福祉ニーズに対応するとともに、市民の地域における自発的な活動の機運を高めるため、広報誌、パンフレットやインターネットなどを通じて健康・福祉情報を市民に提供する。また、民間情報も含めた内容の充実を図る。 ・民間情報の充実に向け、介護保険事業者のPR情報（有料）、バリアフリー店舗情報の掲載件数の増加をめざす ・健康・福祉情報提供システム「ふくしねっととよなか」のホームページの充実 ・広報の「市社協みんなの福祉」、ボランティアセンターだよりの発行 ・ホームページの開設（市社協・ボランティアセンター） ・まちかどボランティアボードの設置 ・ボランティアイメージキャラクター作成「ボランちゃん」 ・福祉の日ポスター募集 ・福祉の日創設、街頭宣伝	1(1)① 3(2)①
6	精神障害者ボランティアサロン事業	地域で生活する精神障害のある人の社会参加及びボランティア活動の導入の場を設けることにより、地域との交流を深めていく。	1(2)② 2(3)④

No.	事業名	事業概要	施策の体系
7	民間福祉活動助成事業	障害者総合支援法の生活介護、就労継続支援、多機能型、宿泊型自立訓練の各事業所及び地域活動支援センターを対象に、「備品購入費等施設改善費」（10万円まで）や「社会見学等活動費」（3万円まで）の助成を行う。	3(3)①～④
8	ユウーあい移送サービス事業	リフト付き自動車にて、障害のある人や要介護高齢者などの外出を援助する。	2(3)①
9	生活支援サービス事業	すべての人が住み慣れた地域で快適に生活できることを目的に、相互扶助の精神にのっとり、在宅生活において援助を必要とする部分（家事援助、大掃除の手伝い、見守り、外出の付き添いなど）を、援助できる市民が支援する会員制の有償サービス。（身体介護を要する援助は含まない）	3(3)①
10	生活福祉資金	福祉資金（生業費、技能習得費、高額な福祉用具、自動車購入資金など）や、日常生活に欠くことのできない居室、壁、屋根などの補修、増改築、保全に必要な経費について、貸付を行う。	3(3)④
11	心配ごと相談事業	高齢者など地域住民の日常生活における福祉に関する心配ごとの相談に気軽に応じ、必要によってさまざまな社会資源を効果的に活用した適切な助言指導をすることにより、住み慣れた地域社会のなかで引き続き生活していくことを支援する。	3(2)②
12	地域生活支援事業	小地域福祉ネットワーク活動：小学校区での福祉コミュニティ創造と要援護者への見守り・声かけ体制と個別支援体制の充実をめざし、校区福祉委員会活動への支援を進める。各校区福祉委員会では、地域の実情に応じて活動を行う。	1(2)①
13	地域福祉事業	寝たきりなどにより在宅で日常生活を送ることが困難な人に対して、車いすを一時的に貸し出す。（ただし、市制度が優先。介護保険利用者は対象外）	3(3)④
14	福祉施設協働事業	障害者福祉作業所連絡会を組織化、施設と連携してボランティア体験学習を実施	1(1)②
15	福祉なんでも相談窓口の設置（市委託事業）と地域活動拠点の整備	<p>高齢・障害・子どもなどの制度の枠にとらわれず地域住民が気軽に相談できる窓口を各小学校区ごと（38校区福祉委員会単位）に順次設置。</p> <p>校区福祉委員や民生・児童委員など地域のボランティアが相談員となり、情報提供や助言を行う。それを支援するコミュニティソーシャルワーカーを配置し、専門機関によるネットワーク体制を整備することで、公民協働によるライフセーフティネットの構築を図る。</p> <p>また、相談窓口とあわせて地域住民の交流促進と活動の活性化を図るため、既存施設の有効活用を図り、地域での合意が得られるなど要件が整った地域から、相談窓口の整備と併せて活動拠点の整備を行っていく。</p> <p>◇ライフセーフティネット総合調整会議 ◇地域福祉ネットワーク会議</p>	3(2)②



No.	事業名	事業概要	施策の体系
16	相談並びに情報提供事業	在宅福祉や介護・保健に関する相談受付と情報の提供を行う。 ◇相談事業：窓口や電話・電子メールのほか、訪問による相談受付を行う。 ◇情報提供：広報誌発行（全戸配布）やホームページによる情報提供を行う。	3(2)①
17	財産保全・管理サービス事業（地域福祉権利擁護事業）	福祉サービスの選択や契約、所有する書類などの保管や日常生活上の金銭管理などが十分にできない人が、在宅や地域で安心して暮らせるよう援助する事業を実施する。 (1)福祉サービスの利用援助：情報提供、申請や契約の代行・代理、苦情申立て (2)日常金銭管理サービス：年金や福祉手当の受取手続き、医療費や税・公共料金の支払い手続き、生活費の出金など (3)書類等預かりサービス：証書や実印などを貸金庫にて保管する	3(2)③
18	災害支援ネットワークの育成	ボランティアグループ、企業、各種団体が協力して災害支援ネットワークを結成し、災害時における市民の協力体制を整備する。 ◇緊急時に備えた登録・活動システム ◇核となるボランティアの確保 ◇災害支援ボランティアマニュアルの作成、震災の教訓を風化させない啓発活動	1(2)③
19	地域福祉ネットワーク会議	コミュニティソーシャルワーカーを中心に分野を超えた専門職による情報の共有や困難事例の検討などを行い、福祉なんでも相談窓口の支援や地域でのネットワーク体制を整備する。	1(2)①
20	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター「ぷらっと」を拠点として、ボランティア活動に関する理解と関心を高めるとともに、組織的なボランティア活動の実践と育成を行い、社会福祉の増進を図る。 (主な事業) ◇ボランティア登録・派遣 ◇ボランティアスクールなど、各種講座などの開催 ◇学童・生徒のボランティア活動の体験学習への支援 ◇災害支援ネットワークの育成 ◇「企業・団体ボランティアネットワークとよなか」（Vネットとよなか）への支援→社会貢献に関する調査、研究、情報提供、企業ボランティアセミナー、社会人のためのボランティアスクール、チャリティイベント、ニュースの発行など ◇広報・啓発事業	1(2)②
21	広汎性発達障害者の家族交流会 【新規】	アスペルガー症候群や高機能自閉症などの診断がおりている、あるいはそうではないかと思われる家族同士の交流会を年2回実施。また、主に成年期の発達障害のある子どもを持つ家族同士の家族会（一歩の会）の事務局を担う。	2(3)④



No.	事業名	事業概要	施策の体系
22	高次脳機能障害者の家族交流会 【新規】	高次脳機能障害のある方の家族同士の交流会を年2回実施。また、高次脳機能障害のある方の家族同士の家族会（アンダント）の事務局を担う。	2(3)④
23	法人後見事業 【新規】	家庭裁判所からの専任に基づき、判断能力が不十分な人に対して豊中市社会福祉協議会が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）となることで、その人の権利擁護に資することを目的としている。	3(2)③

## (2) 関係団体・ボランティアグループによるサービスの実施状況

No.	サービス名	サービス内容	金額 (有料・無料)	団体名
1	手話体験講習での講習及び手話通訳	豊中市の小中学校の手話体験講習をする。ほとんどの場合、聴覚障害のある人が参加するためその通訳も必要。（社会福祉協議会からの依頼）	交通費程度	庄内手話サークル虹
2	公民館講座の手話通訳者の派遣	公民館講座に聴覚障害のある人が参加する場合、手話通訳者を派遣する。（公民館からの依頼）	無料	庄内手話サークル虹
3	「敬老の集い」への手話通訳者の派遣	「敬老の集い」に手話通訳者を派遣する。（年1回）（地域の団体からの依頼）	無料	庄内手話サークル虹
4	学校行事等の手話通訳者の派遣	聴覚障害のある人が子どもの学校行事（入学式・卒業式・参観など）に参加する時に、手話通訳者を派遣する。	無料	庄内手話サークル虹
5	幼稚園、小中学校、高校での手話体験学習	生徒達が実際に聴覚障害のある人とふれあうことにより、耳が不自由な人達のことを理解する。その上、コミュニケーション手段である指文字、手話を実際に体験してもらう。	交通費程度	手話サークルあさなぎ
6	デイサービスに通所している聴覚障害者の方のお話相手（デイサービスにて）	デイサービスを利用している聴覚障害者のある人のお話し相手。	無料	手話サークルあさなぎ
7	聴覚障害者へのサポート	・成人向けの手話の啓発活動 ・ぷらっとでのお手伝い（社会福祉協議会からの依頼）	無料	手話サークルあさなぎ
8	書籍・冊子・案内書などの点訳	さまざまな書類の点訳を行う。（個人的依頼、事業所から依頼）	書籍類1冊：点訳料1,000円 事業所等冊子：話し合いで決定	サークルゼロ

No.	サービス名	サービス内容	金額 (有料・無料)	団体名
9	プライベート点訳	視覚障害のある人に対し、希望する本、雑誌、その他書類などの点訳を行う。	点字用紙1枚につき5円	豊中点訳会
10	図書の音声訳	グループで選んだ図書を音声訳する。	無料	大阪声のグループ
11	個人依頼図書の音声訳	個人的に依頼を受けた図書を音声訳する。	本、CDは利用者負担	大阪声のグループ
12	対面朗読	視覚障害のある人に対し希望する雑誌・小説・議事録などを読む。	無料	対面ヴォイス
13	病院・役所・学校等の私的な用事への要約筆記者の派遣	聴覚障害のある人（中途失語症・難聴者）が医療機関の受診、学校、役所などを利用する際に要約筆記者を派遣する。	1回 1,000円	豊中筆記通訳者グループ 「ダンボ」

## しょうがいしゃちようきけいかく さくてい む きょうりやく ねが 障害者長期計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願い

しみん ひ めんし  
市民のみなさまには、日ごろから本市  
しょうがいふくしぎょうせい すいしん りかい きょうりやく  
の障害福祉行政の推進にご理解とご協  
あつ れいもう  
力をいただき、厚くお礼申しあげます。

このたび、ほんし くに せいどかいかく どうこう  
本市では、国における制度改革の動向や  
ほんねん がつ ちゅうかくし う しょうがいしゃ  
本年4月に中核市となったことなどを受けて、障害者  
しさをく いっそうすす あら しょうがいしゃちようきけいかく さくてい と  
施策をより一層進めていくため、新たな「障害者長期計画」の策定に取り  
く  
組むことといたしました。

この計画の策定にあたり、しょうがいしゃきほんほう とうがいしちようそん  
この計画の策定にあたり、障害者基本法において「当該市町村における  
しょうがいしゃ じょうきようとう ふ さくてい きてい  
障害者の状況等を踏まえて策定しなければならない」と規定されているこ  
とから、このアンケートを行うこととなりました。

また、しょうがいしゃきほんほう かいせい しょうがい ほんい しんしん  
また、障害者基本法の改正により、障害の範囲として「あらゆる心身の  
きのう しょうがい ふく  
機能の障害」が含まれるようになったことから、アンケートの対象者とし  
て新たに、あつ とくていしつかん いりようひじよせい とうろく かた くわ  
特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている方も加えさせ  
ていただきました（対象者の詳細は裏面をご覧ください）。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、  
そつちよく いけん ようぼう き  
率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願  
もう  
い申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、けいかくさくてい  
計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情  
きそりりよう しょう こじんじようほう かんり とよなかしこじんじよう  
報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、  
た もくてき しょう めいわく けつ  
他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませ  
んので、あんしん きにゆう  
んで、安心してご記入ください。

へいせい ねん ねん がつ  
平成24年（2012年）7月

とよなかしちよう あさり けいいちろう  
豊中市長 浅利 敬一郎



ご協力よろしく  
お願いします。

豊中市キャラクター  
「マチカネくん」

①18歳以上の障害のある人、難病にかかっている人、②18歳未満の障害のある人（共通）

### きにゆう ねが ＜ご記入にあたってのお願い＞

- このアンケートは、市内にお住まいの方  
①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている方  
③障害児者施設に通所するための受給者証を持っている方  
の中から無作為に選んだ3,000人の方を対象にお送りしています。
- アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、しょうがい  
びょうき じょうきよう ほんにん ねんれい  
病気のご状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名  
のほんにん かじじょ しえん  
のご本人を介助・支援されている方、または家族の方などがご本人と相談してお  
かた  
答えください。
- 各質問には、へいせい ねん ねん がつ にちげんざい じょうきよう こた  
各質問には、平成24年(2012年)7月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただく  
しつもん かいとう ばんごう  
ものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つま  
で」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその  
た えら てすう  
内容をお書きください。
- 記入が終わりましたら、8月20日(月)までに同封の返信用封筒（切手不要）に  
きにゆう お がつ にち げつ とうふう へんしんゆうふうとう きってふよう  
入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。
- このアンケートについてのしつもん かき とあ  
ご質問などは、下記へお問い合わせください。

とよなかし けんこうふくしぶ しょうがいふくしか  
豊中市 健康福祉部 いきいきセンター 障害福祉課

でんわ  
電話：06-6858-2266 FAX:06-6858-1122

でんし  
電子メール：shougai-fukushi@city.toyonaka.osaka.jp

## 3. 市民アンケート調査で用いた調査票

①18歳以上の障害のある人、難病にかかっている人

障害者長期計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（おねがい）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。

このアンケート調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますので、内容がよくわからないときはご家族の人などよく相談しながら教えてください。

ご本人以外の方が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

問1 この調査票を記入した人はだれですか。（1つ選んで○）

1. ご本人が記入 2. ご本人が答えて、家族の人が記入 3. ご本人にかわって家族の人が記入 4. その他（ ）

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

問2 あなたの性別は。（○をつけてください） 問3 あなたの年齢は。

1. 男性 2. 女性 3. 満 歳

問4 現在どのようなところで暮らしていますか。（1つ選んで○）

1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし  
2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる  
3. 障害のある人のための施設 6. 高齢者のための施設  
4. グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなど 7. その他（ ）  
5. 病院や診療所

付問 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人をすべて選んで○）

1. 父や母 2. きょうだい 3. 祖父母 4. 配偶者(夫や妻) 5. 子どもや孫 6. 他の家族・親戚の人 7. その他（ ）

問5 これまでに1年以上、障害のある人のための施設や精神科病院で暮らしたことがありますか。（1つ選んで○）

1. 暮らしたことがある 2. 暮らしたことはない

問6 住んでいる地域（小学校区）はどこですか。（1つ選んで○）

1. 北西部（桜井谷・桜井谷東・刀根山・蛭池・箕輪・大池小学校区）  
2. 北中部（北緑丘・少路・東豊中・東豊台・上野・野畑小学校区）  
3. 北東部（北丘・東丘・西丘・南丘・新田・新田南・東泉丘小学校区）  
4. 中部（熊野田・泉丘・桜塚・南桜塚・克明小学校区）  
5. 中東部（寺内・緑地・北条・小曾根・高川・豊南小学校区）  
6. 中西部（中豊島・豊島・豊島北・豊島西・原田小学校区）  
7. 南部（野田・庄内・庄内南・島田・千成・庄内西小学校区）

小学校区がわからない人は住んでいる町名（住所）を書いてください

問7 障害者手帳を持っている人は手帳の等級を教えてください。また、特定疾患の医療費助成、発達障害の診断などについてあてはまる人は番号に○をつけてください。

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級
	13. 特定疾患の医療費助成を受けている		
14. 医師から発達障害と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある			
15. 障害者施設に通所するための受給者証を持っている			

付問 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 視覚障害 2. 聴覚障害 3. 平衡機能障害 4. 音声・言語、そしやく機能障害 5. 肢体不自由 6. 内部障害

問8 障害程度区分の認定を受けていますか。認定を受けた人は区分を教えてください。（あてはまるものに○をつけてください）

1. 認定を受けた→（区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6・非該当）  
2. 認定を受けていない





		とてもよい	まあよい	あまりよくない	よくない	わからない
教育	⑪ 普通学級の子もたちと一緒に自分にあった教育が受けられること	1	2	3	4	5
	⑫ 障害や病気に配慮した教育が受けられること	1	2	3	4	5
就労	⑬ 障害のある人や難病にかかっている人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べること	1	2	3	4	5
	⑭ 同じ仕事の質であれば、障害のある人や難病にかかっている人、それ以外の人も同じように評価されること	1	2	3	4	5
	⑮ 仕事で必要な技術や知識を学ぶ場があること	1	2	3	4	5
保健医療	⑯ 費用の心配をせずに、必要な医療を受けられること	1	2	3	4	5
	⑰ 自分にあったリハビリテーションの機会が身近にあること	1	2	3	4	5
情報	⑱ いろいろな人とコミュニケーションができること	1	2	3	4	5
	⑲ まちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすいこと	1	2	3	4	5

問14 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んで○)

1. はい (感じている)                      2. いいえ (感じていない)

問15 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んで○)

1. ほとんど毎日                              5. 月2～3回  
 2. 週4～5回                                    6. 月1回  
 3. 週2～3回                                    7. ほとんど外出しない  
 4. 週1回    8. その他(                                    )

※問15で「5. 月2～3回」、「6. 月1回」、「7. ほとんど外出しない」と答えた人におたずねします。

付問 あなたがあまり外出しない、ほとんど外出しない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 障害や病気の状態が重いから            | 5. 人ごみがきらいだから                                 |
| 2. 付き添ってくれる人がいないから          | 6. 人目が気になって仕方がないから                            |
| 3. 出かけなくてはならない用事や目的がないから    | 7. 出かけると迷うことがあるから                             |
| 4. 電車やバス、道路や建物などが使いにくく危険だから | 8. その他 (                                    ) |
|                             | 9. 特に理由はない                                    |

問16 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んで○)

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1. 車の通行時などに危険を感じる        | 8. 交通機関や建物などの案内が少ない                            |
| 2. 道路や建物の段差などで移動しにくい     | 9. 付き添いや介助してくれる人がいない                           |
| 3. 電車やバスの乗り降りがしにくい       | 10. 人の見る目や言葉が気になる                              |
| 4. 自転車や看板などで路上が通りにくい     | 11. 人との会話が難しい                                  |
| 5. 障害のある人のための駐車スペースが使えない | 12. いじめや意地悪をされるのが怖い                            |
| 6. 障害のある人のためのトイレが少ない     | 13. その他 (                                    ) |
| 7. 障害や病気に配慮された設備が整っていない  | 14. 特に困っていることはない                               |

問17 あなたが住んでいる地域では、日ごろどのような人となつながりがありますか。(あてはまる人をすべて選んで○)

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 隣近所の人      | 8. 職場の仲間                                       |
| 2. 近くの親戚      | 9. 地域のサークル活動の仲間                                |
| 3. 地域の友人・知人   | 10. 学校・幼稚園・保育所などの先生                            |
| 4. 自治会や町内会の人  | 11. 近くの福祉サービス事業所の人                             |
| 5. 民生・児童委員    | 12. 病院の先生や看護師など                                |
| 6. 校区福祉委員会の人  | 13. その他 (                                    ) |
| 7. 近くのお店や会社の人 | 14. 特につながりのある人はいない                             |

問18 あなたは、障害のある人や難病にかかっている人にとって、どのようなことが地域社会への参加を阻んでいると思いますか。(主なものを3つまで選んで○)

- 1. 身近なところで参加できる行事や活動が少ない
2. どんな行事や活動があるかわからない(情報が伝わってこない)
3. 会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい
4. 移動やコミュニケーションの支援をおこなう人が身近にいない
5. 行事や活動の内容や会場が、障害のある人や難病にかかっている人の参加に配慮していない
6. 家族の理解が得られない(参加することに反対する)
7. 一緒に参加する仲間がない
8. 地域の人の障害や難病に対する理解が乏しい
9. その他

問19 あなたは今、どのような情報を必要と感じていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. ホームヘルパーなど在宅サービスの情報
2. 社会福祉施設の情報
3. 医療機関の情報
4. 相談できる場所の情報
5. 福祉に関する法律や政策などの情報
6. スポーツや文化活動などの情報
7. 障害のある人や難病にかかっている人たちの情報
8. その他

問20 あなたは、保健・福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(主なものを3つまで選んで○)

- 1. 広報とよなか
2. 豊中市社協みんなの福祉
3. 福祉の手引きなどの冊子
4. 市役所や出張所の窓口
5. 障害福祉センターひまわり
6. 保健所・保健センター
7. 障害福祉サービス事業所
8. 病院などの医療機関
9. ホームヘルパー・ガイドヘルパー
10. ボランティア
11. 同じ障害・病気の人の集まり(団体)
12. 同じ障害・病気の友人
13. 民生・児童委員、校区福祉委員
14. 近所の人
15. 家族
16. テレビ・ラジオ・新聞
17. インターネットのホームページ
18. その他
19. 情報を得るところがない

保健・医療について

問21 現在、病院に通院していますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 身体障害、知的障害、精神障害(こころの病気)、発達障害、難病等に關わることで通院している
2. その他の病気で通院している
3. 特に通院はしていない

問22 家庭で次のような医療的ケアをおこなっていますか。(どちらか選んで○)

【例：吸引、酸素療法、気管切開の管理、人工呼吸器、胃ろう、経鼻経管栄養、中心静脈栄養、インスリン自己注射、膀胱カテーテル など】

- 1. おこなっている
2. おこなっていない

問23 保健・医療面で不安に思ったり、困っていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 障害が重くなったり病状が進むこと
2. 生活習慣病などの病気がある
3. 健康診断が受けられない、受けにくい
4. 健康を保つ方法がわからない
5. 薬の飲み方・使い方がわからない
6. 近くで専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションが受けられない
10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
11. 診察の受付や案内がわかりにくい
12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
13. お金がかかる
14. 交通が不便、移動が大変
15. 出産について相談するところがない
16. 発育・発達について相談するところがない
17. こころの病気について相談するところがない
18. その他



さいがい きんきゅうじ たいおう  
災害など緊急時の対応について

問24 最寄りの避難場所を知っていますか。(どちらか選んで○)

1. 知っている 2. 知らない

問25 災害があった際にあなた一人で避難できますか。(1つ選んで○)

1. できる 2. できない 3. わからない

付問 だれか避難等の援助を頼める人が身近にいますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 家族 2. 近所の人 3. その他( )

問26 災害があった際に近所の人に協力を頼みたいと思いますか。(1つ選んで○)

1. 思う 2. 思わない 3. わからない

問27 災害があった際に重度の障害がある人の安否を確認する市の登録制度について知っていますか。(どちらか選んで○)

1. 知っている 2. 知らない

問28 火事や地震など緊急時の対応について、障害のある人や難病にかかっている人の立場からどのようなことが重要だと思えますか。(重要と思うものをすべて選んで○)

1. 災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人などがすぐに助けにきてくれる体制をつくる
4. 日ごろから災害などに備えて地域で避難や救助の練習をする
5. 災害など非常事態になった後の相談体制を整える
6. 市役所などが安否確認の必要な人をあらかじめ把握しておく
7. 避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう
8. 自宅や避難場所に定期的に医師が訪問する
9. その他 ( )

しょうがいひと なんびょう ひと けんり まわひと いしき  
障害のある人や難病にかかっている人の権利や周りの人の意識について

問29 あなたはこれまで、障害があったり、難病にかかっているためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 進学       | 6. 泊りがけの旅行  | 11. その他   |
| 2. 仕事や就職    | 7. 一人での外出   | ( )       |
| 3. 異性とのつきあい | 8. 友人とのつきあい | ( )       |
| 4. 結婚       | 9. スポーツ     | 12. 特にない  |
| 5. 子育て      | 10. 趣味、文化活動 | 13. わからない |

問30 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(主なものを3つまで選んで○)

1. ちょっとした困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口
2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口
3. 自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス
4. 障害のある人や難病にかかっている人の権利が損なわれたときの苦情を受け付け、必要に応じて調査や指導などをおこなう制度(オンブズマン制度)
5. 障害のある人や難病にかかっている人の権利について、障害のある人や難病にかかっている人自身が学ぶ機会を増やすこと
6. 障害のある人や難病にかかっている人の権利について社会の意識を高めること
7. その他 ( )
8. 特にない
9. わからない

問31 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか。(1つ選んで○)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 進んできている   | 4. 多少後退してきている |
| 2. 多少進んできている | 5. 後退してきている   |
| 3. どちらともいえない | 6. わからない      |

問32 「障害」「難病」に対する市民の理解を深めるためには、何が重要だと思いますか。  
(主なものを3つまで選んで○)

1. 障害のある人や難病にかかっている人のための福祉についての関心や理解を深めるための啓発
2. 障害のある人や難病にかかっている人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援
3. 障害のある人や難病にかかっている人との交流を通じた障害・難病への理解の促進
4. 学校における福祉教育の充実
5. 障害・難病に関する講演会や学習会の開催
6. 障害のある人や難病にかかっている人への就労や生産活動の機会の提供
7. 福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進
8. 障害のある人や難病にかかっている人の地域活動への参加機会の促進
9. その他 ( )
10. わからない

将来の暮らしについて

問33 今から10年くらい経ったときに、どのような生活をしてみたいと思いますか。  
(最もあてはまるものを1つ選んで○)

1. 自宅(マンション・団地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす
2. 自宅(マンション・団地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす
3. グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障害のある人や難病にかかっている人と一緒に暮らす
4. 障害のある人や難病にかかっている人のための施設で暮らす
5. その他 ( )
6. 先のことはわからない、まだ考えたことがない

問34 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なものを5つまで選んで○)

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1. 住まいを契約するときの保証人      | 9. 在宅生活を支えるサービスを受けられること        |
| 2. 公営住宅の優先入居           | 10. 収入が確保できること                 |
| 3. 民間住宅に入居しやすくなること     | 11. 異性と出会う機会                   |
| 4. 働く場所があること           | 12. 家族の理解                      |
| 5. 通所施設や日中の居場所が近くにあること | 13. 地域の人の障害のある人や難病にかかっている人への理解 |
| 6. グループホームなどが近くにあること   | 14. その他 ( )                    |
| 7. 病院や診療所が近くにあること      | 15. 特に必要と思うことはない               |
| 8. いざというときに施設に入れること    |                                |

問35 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、豊中市や府、国などへのご意見・ご要望、白ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに

**8月20日(月)までに投函**してください。



## ②18歳未満の障害のある人

### 障害者長期計画の策定に向けたアンケート

#### 《はじめに読んでください（おねがい）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。

このアンケート調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますので、内容がよくわからないときはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。ご本人以外の方が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### あなたやご家族について

問1 この調査票を記入した人はだれですか。（1つ選んで○）

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. ご本人が記入          | 3. ご本人にかわって家族の人が記入 |
| 2. ご本人が答えて、家族の人が記入 | 4. その他( )          |

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことで。

問2 あなたの性別は。（○をつけてください）

- |       |       |             |   |   |
|-------|-------|-------------|---|---|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 問3 あなたの年齢は。 | 満 | 歳 |
|-------|-------|-------------|---|---|

問4 現在どのようなところで暮らしていますか。（1つ選んで○）

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし        |
| 2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる |
| 3. 病院や診療所                          |
| 4. その他( )                          |

付問 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人をすべて選んで○）

- |          |              |        |
|----------|--------------|--------|
| 1. 父や母   | 3. 祖父母       | 5. その他 |
| 2. きょうだい | 4. 他の家族・親戚の人 | ( )    |

問5 住んでいる地域（小学校区）はどこですか。（1つ選んで○）

1. 北西部（桜井谷・桜井谷東・刀根山・蛭池・箕輪・大池小学校区）
2. 北中部（北緑丘・少路・東豊中・東豊台・上野・野畑小学校区）
3. 北東部（北丘・東丘・西丘・南丘・新田・新田南・東泉丘小学校区）
4. 中部（熊野田・泉丘・桜塚・南桜塚・克明小学校区）
5. 中東部（寺内・緑地・北条・小曾根・高川・豊南小学校区）
6. 中西部（中豊島・豊島・豊島北・豊島西・原田小学校区）
7. 南部（野田・庄内・庄内南・島田・千成・庄内西小学校区）

小学校区がわからない人は住んでいる町名（住所）を書いてください

問6 障害者手帳を持っている人は手帳の等級を教えてください。また、発達障害の診断などについてあてはまる人は番号に○をつけてください。

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級
13. 医師から発達障害と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある			
14. 障害児施設に通所するための受給者証を持っている			

付問 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。（あてはまるものをすべて選んで○）

- |         |                   |          |
|---------|-------------------|----------|
| 1. 視覚障害 | 3. 平衡機能障害         | 5. 肢体不自由 |
| 2. 聴覚障害 | 4. 音声・言語、そしゃく機能障害 | 6. 内部障害  |

問7 あなたは、病気や事故の後で、病気や事故の前より次のようなことが増えていませんか。（1つ選んで○）

〔例：記憶力が著しく低下した、段取りがうまくできなくなった、情緒不安定になった、ミスが増えたり一度に多くのことに気をくばれないようになった など〕

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 1. 増えた | 2. 特にそのようなことはない |
|--------|-----------------|



問11 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んで○)

- 1. はい(感じている) 2. いいえ(感じていない)

問12 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んで○)

- 1. 車の通行時などに危険を感じる 8. 交通機関や建物などの案内が少ない
2. 道路や建物の段差などで移動しにくい 9. 付き添いや介助してくれる人がいない
3. 電車やバスの乗り降りがしにくい 10. 人の見る目や言葉が気になる
4. 自転車や看板などで路上が通りにくい 11. 人との会話が難しい
5. 障害のある人のための駐車スペースが狭い 12. いじめや意地悪をされるのが怖い
6. 障害のある人のためのトイレが少ない 13. その他( )
7. 障害や病気に配慮された設備が整っていない 14. 特に困っていることはない

問13 あなたが住んでいる地域では、日ごろどのような人とつながりがありますか。(あてはまる人をすべて選んで○)

- 1. 隣近所の人 8. 地域のサークル活動の仲間
2. 近くの親戚 9. 学校・幼稚園・保育所などの先生・同級生
3. 地域の友人・知人
4. 自治会や町内会の人 10. 近くの福祉サービス事業所の人
5. 民生・児童委員 11. 病院の先生や看護師など
6. 校区福祉委員会の人 12. その他( )
7. 近くのお店や会社の人 13. 特につながりのある人はいない

問14 あなたは今、どのような情報を必要と感じていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 障害福祉サービスの内容 7. 仕事に就くための支援
2. 専門的な療育機関や相談機関 8. 地域で参加できる行事や学べる場
3. 悩みを相談できる人や団体、機関 9. 障害のある子どもが利用しやすい施設や設備
4. 同じ障害の仲間と出会える場 10. その他( )
5. 進学する学校
6. 卒業後の進路

問15 あなたは、保健・福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(主なものを3つまで選んで○)

- 1. 広報とよなか 11. 同じ障害の人の集まり(団体)
2. 豊中市社協みんなの福祉 12. 同じ障害の友人
3. 福祉の手引きなどの冊子 13. 民生・児童委員、校区福祉委員
4. 市役所や出張所の窓口 14. 保育所・幼稚園・学校の先生
5. 障害福祉センターひまわり 15. 近所の人
6. 保健所・保健センター 16. 家族
7. 障害福祉サービス事業所 17. テレビ・ラジオ・新聞
8. 病院などの医療機関 18. インターネットのホームページ
9. ホームヘルパー・ガイドヘルパー 19. その他( )
10. ボランティア 20. 情報を得るところがない

療育・教育について(保護者の人におうかがいします)

問16 障害のある人の療育や教育について、これまでどこに相談しましたか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 市役所(障害福祉課など) 10. 小学校・中学校
2. 障害福祉センターひまわり 11. 支援学校
3. しいの実学園 12. 指定障害者相談支援事業所
4. あゆみ学園 13. 社会福祉協議会
5. 市教育委員会 14. 民生・児童委員
6. 教育センター 15. 障害のある人のための福祉施設や団体
7. 保健所・保健センター 16. その他( )
8. こども家庭センター
9. 保育所や幼稚園

問17 療育や教育に関する相談について望むことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 相談機関の情報を提供してほしい
2. 困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい
3. 1か所で相談できるようにしてほしい
4. 専門的な相談機関を充実してほしい
5. 具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい
6. その他( )



問18 乳幼児期における母子保健や療育に関することでどのようなことを望みますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 健康診断の結果を正確に伝える
2. 訪問指導を充実する
3. 保護者に対する相談・支援体制を充実する
4. 福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう
5. 通園事業・療育事業などを充実する
6. その他( )

問19 保育所や幼稚園、福祉施設など、障害のある子どものための通所型の施設やサービスについて、どのようなことを希望しますか。(主なものを3つまで選んで○)

- 1. 専門的な相談・指導
2. 保育所での障害児保育の充実
3. 幼稚園での障害児教育の充実
4. 療育や発達のための訓練
5. 集団への適応訓練
6. 身の回りの自立に向けた訓練
7. 友だちづくりやいろんな人との交流
8. 安心して遊ぶことができる場
9. 入浴や食事などのサービス
10. 一時的な見守りや介助
11. その他( )
12. 特に希望するものはない

問20 障害のある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。(主なものを5つまで選んで○)

- 1. 乳幼児健診の充実
2. 発育・発達上の課題の早期発見・診断
3. 市役所や保健所などの相談体制
4. 家庭訪問による相談・指導
5. 地域における療育、リハビリテーション体制
6. 障害児通園施設の整備
7. 保育所や幼稚園での受け入れ
8. 小・中学校、高等学校での教育機会の拡充
9. 障害のある子どものための学校の整備
10. 自立に向けた専門的な教育の充実
11. 通学・通園時の介助・付き添い
12. 学童保育や休日などの居場所づくり
13. 安心して遊べる機会・場の確保
14. 地域社会と関わる機会や環境づくり
15. 保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助
16. その他( )

保健・医療について

問21 現在、病院に通院していますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 身体障害、知的障害、精神障害(こころの病気)、発達障害、難病等に
関わることで通院している
2. その他の病気で通院している
3. 特に通院はしていない

問22 家庭で次のような医療的ケアをおこなっていますか。(どちらか選んで○)

[例:吸引、酸素療法、気管切開の管理、人工呼吸器、胃ろう、経鼻経管栄養、中心静脈栄養、インスリン自己注射、膀胱カテーテル など]

- 1. おこなっている
2. おこなっていない

問23 保健・医療面で不安に思ったり、困っていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 障害が重くなったり病状が進むこと
2. 生活習慣病などの病気がある
3. 健康診断が受けられない、受けにくい
4. 健康を保つ方法がわからない
5. 薬の飲み方・使い方がわからない
6. 近くで専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションが受けられない
8. 訪問看護や往診をしてもらえない
9. 障害に理解や経験のある医師が少ない
10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
11. 診察の受付や案内がわかりにくい
12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
13. お金がかかる
14. 交通が不便、移動が大変
15. 出産について相談するところがない
16. 発育・発達について相談するところがない
17. こころの病気について相談するところがない
18. その他( )

### 災害など緊急時の対応について

問24 最寄りの避難場所を知っていますか。(どちらか選んで○)

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問25 災害があった際にあなた一人で避難できますか。(1つ選んで○)

- |        |         |          |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

付問 だれか避難等の援助を頼める人が身近にいますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- |       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 1. 家族 | 2. 近所の人 | 3. その他( ) |
|-------|---------|-----------|

問26 災害があった際に近所の人に協力を頼みたいと思いますか。(1つ選んで○)

- |       |         |          |
|-------|---------|----------|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|

問27 災害があった際に重度の障害がある人の安否を確認する市の登録制度について知っていますか。(どちらか選んで○)

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問28 火事や地震など緊急時の対応について、障害のある人や難病にかかっている人の立場からどのようなことが重要だと思いますか。(重要と思うものをすべて選んで○)

1. 災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人などがすぐに助けにきてくれる体制をつくる
4. 日ごろから災害などに備えて地域で避難や救助の練習をする
5. 災害など非常事態になった後の相談体制を整える
6. 市役所などが安否確認の必要な人をあらかじめ把握しておく
7. 避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう
8. 自宅や避難場所に定期的に医師が訪問する
9. その他

### 障害のある人や難病にかかっている人の権利や周りの人の意識について

問29 あなたは、障害があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。また、今後ありそうだと思うことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- |              |             |           |
|--------------|-------------|-----------|
| 1. 進学        | 6. 一人での外出   | 10. その他   |
| 2. 仕事や就職     | 7. 友人とのつきあい | ( )       |
| 3. 異性とのかつきあい | 8. スポーツ     | ( )       |
| 4. 結婚        | 9. 趣味、文化活動  | 11. 特にない  |
| 5. 泊りがけの旅行   |             | 12. わからない |

問30 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(主なものを3つまで選んで○)

1. ちょっとした困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口
2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口
3. 自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス
4. 障害のある人や難病にかかっている人の権利が損なわれたときの苦情を受け付け、必要に応じて調査や指導などをおこなう制度(オンブズマン制度)
5. 障害のある人や難病にかかっている人の権利について、障害のある人や難病にかかっている人自身が学ぶ機会を増やすこと
6. 障害のある人や難病にかかっている人の権利について社会の意識を高めること
7. その他( )
8. 特にない
9. わからない

問31 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか。(1つ選んで○)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 進んできている   | 4. 多少後退してきている |
| 2. 多少進んできている | 5. 後退してきている   |
| 3. どちらともいえない | 6. わからない      |



問32 「障害」「難病」に対する市民の理解を深めるためには、何が必要と思いますか。  
(主なものを3つまで選んで○)

1. 障害のある人・難病にかかっている人のための福祉についての関心や理解を深めるための啓発
2. 障害のある人や難病にかかっている人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援
3. 障害のある人や難病にかかっている人との交流を通じた障害・難病への理解の促進
4. 学校における福祉教育の充実
5. 障害に関する講演会や学習会の開催
6. 障害のある人や難病にかかっている人への就労や生産活動の機会の提供
7. 福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進
8. 障害のある人や難病にかかっている人の地域活動への参加機会の促進
9. その他 ( )
10. わからない

将来の暮らしについて

問33 次のうち、あなたが大人になったらしてみたいと思うことがありますか。  
(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと
2. 家族と一緒に暮らすこと
3. 障害のある人のための住まいで暮らすこと
4. 結婚したり子どもを育むこと
5. 大学などで専門的な勉強をすること
6. 障害のない人と同じ職場で働くこと
7. 障害のある人のための施設で働いたり作業をすること
8. 特に働いたり作業はせず、自宅や施設でのんびり暮らしたい
9. その他 ( )
10. わからない

問34 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なものを5つまで選んで○)

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1. 住まいを契約するときの保証人      | 9. 在宅生活を支えるサービスを受けられること        |
| 2. 公営住宅の優先入居           | 10. 収入が確保できること                 |
| 3. 民間住宅に入居しやすくなること     | 11. 異性と出会う機会                   |
| 4. 働く場所があること           | 12. 家族の理解                      |
| 5. 通所施設や日中の居場所が近くにあること | 13. 地域の人の障害のある人や難病にかかっている人への理解 |
| 6. グループホームなどが近くにあること   | 14. その他 ( )                    |
| 7. 病院や診療所が近くにあること      | 15. 特に必要と思うことはない               |

問35 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、豊中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。  
 お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに  
 8月20日(月)までに投函してください。



### ③18歳以上の障害のない人、難病にかかっていない人

## 豊中市障害者長期計画の策定に向けた市民意識調査

### ご協力のお願い

日ごろから本市の障害福祉行政の推進

にご協力をいただき、厚くお礼申しあげ

ます。

本市では、障害者施策をより一層進めていくため、

新たな「障害者長期計画」の策定に取り組むことといたしました。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、障害のある人や難病

患者を取り巻く環境や福祉施策に対する意識、障害のある人などのか

かりなどをお伺いすることを目的に実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、率直

なご意見をお聞かせくださいますよう、よろしくご協力申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画

策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報の管理には豊中市

個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に

も漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決

してありませんので、安心してご記入ください。

平成24年（2012年）7月

豊中市長 浅利 敬一郎



ご協力よろしく  
お願いします。

豊中市キャラクター  
「マチカネくん」

### <ご記入にあたってのお願い>

- この調査票は、市内にお住まいの18歳以上の方のうち、障害者手帳をお持ちでなく、特定疾患の医療費助成にかかる登録をされていない方の中から無作為に選んだ1,000人の方を対象にお送りしています。
- 各質問には、平成24年(2012年)7月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つまで」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が завершиましたら、8月20日(月)までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。
- このアンケート調査についてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 いきいきセンター 障害福祉課

電話：06-6858-2266 FAX：06-6858-1122

電子メール：shougai Fukushi@city.toyonaka.osaka.jp

※この調査における「障害」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病等による障害を含む）を指すものとし、「障害者」（障害のある人）とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を指すものとします。

※また「難病」とは、一般的には「治りにくい病気」を指しますが、行政施策上の対象としては、国の「難病対策要綱」により、次のように定義づけられています。

①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

とよ なかし りょうが いしやう けいかく さくてい む し みん いしき ちようさ  
**豊中市障害者長期計画の策定に向けた市民意識調査**

しょうがい ひと なんびょう ひと と ま しやかい かんきよう  
**障害のある人や難病にかかっている人を取り巻く社会・環境について**

問1 とよ なかし りょうが いしやう けいかく さくてい む し みん いしき ちようさ  
 豊中市やあなたがお住まいの地域は、障害のある人や難病にかかっている人が生活するうえで、どの程度環境が整っていると思われますか。①から⑱までのそれぞれについて「1 とてもよい」から「5 わからない」のうち、お考えに近いものを1つずつ選んでください。

	とてもよい	まあよい	い あまりよ くない	よ くない	わ から ない	
社会意識	①障害があったり、難病にかかっているからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしないこと	1	2	3	4	5
	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれること	1	2	3	4	5
生活支援	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近にあること	1	2	3	4	5
	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安がないこと	1	2	3	4	5
	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近にあること	1	2	3	4	5
生活環境	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配がないこと	1	2	3	4	5
	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できること	1	2	3	4	5
	⑧人にだまされたり、泥棒にあたりしないこと	1	2	3	4	5

	とてもよい	まあよい	い あまりよ くない	よ くない	わ から ない	
生活基盤	⑨暮らしに困らないだけの収入があること	1	2	3	4	5
	⑩安心して暮らし続けられる住まいがあること	1	2	3	4	5
教育	⑪普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられること	1	2	3	4	5
	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられること	1	2	3	4	5
就労	⑬障害のある人や難病にかかっている人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べること	1	2	3	4	5
	⑭同じ仕事の質であれば、障害のある人や難病にかかっている人、それ以外の人も同じように評価されること	1	2	3	4	5
	⑮仕事に必要な技術や知識を学ぶ場があること	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられること	1	2	3	4	5
	⑰自分にあったリハビリテーションの機会が身近にあること	1	2	3	4	5
情報	⑱いろいろな人とコミュニケーションができること	1	2	3	4	5
	⑲まちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすいこと	1	2	3	4	5

障害のある人や難病にかかっている人に対する意識、かかわりについて

問2 白ごろ、障害のある人や難病にかかっている人に声をかけたり、話をする機会がありますか。(1つ選んで○)

- 1. よく声をかけたり、話をする
2. たまに声をかけたり、話をする
3. あいさつぐらいで声をかけたり、話をするほどではない
4. 出会っても声をかけたり話ほしなない
5. その他(くわしく)
6. 近くに障害のある人や難病にかかっている人はいない

問3 あなたは、障害のある人や難病にかかっている人が困った様子でいるときに手助けをしますか。(1つ選んで○)

- 1. なるべく積極的に声をかけ、手助けしている
2. 求められれば手助けをしている
3. したいと思っているが、いつもためらってしまう
4. 心がけているが、これまでそのような機会がない
5. その他(くわしく)
6. 特に何もほしない

問4 地域や学校、職場などで障害のある人や難病にかかっている人とかかわられて、対応にとまどったことなどがありますか。(どちらか選んで○)

- 1. ある 2. ない

付問 どのようなことで対応にとまどわれましたか。差し支えなければお書きください。

Blank box for writing answers to the supplementary question.

問5 あなたはこれまで、障害のある人や難病にかかっている人を支援する次のような活動に参加したことがありますか。(○はいくつでも)

- 1. 福祉施設等での演奏会やその他の催しに出演したり、協力したりする
2. 障害のある人や難病にかかっている人のレクリエーション、交流活動に参加する
3. 福祉施設での介助の手伝いや施設の清掃などをする
4. 自宅で暮らす障害のある人や難病にかかっている人の介助、買物の付き添い・代行、自動車の運転など生活を手助けする
5. 手話通訳、点訳、要約筆記、録音テープの吹き込みなどをする
6. 障害者支援施設の製品や障害のある人が働く店を積極的に利用する
7. 募金活動を呼びかけたり、募金、寄付に協力する
8. その他(くわしく)
9. 特にない

問6 今後は問5のような活動に参加したいと思われませんか。(1つ選んで○)

- 1. 積極的に参加したい 4. 関心はない
2. 機会があれば参加したい 5. わからない
3. 参加したいと思うができない

問7 障害のある人や難病にかかっている人を支援する活動を活発にするためには、どのようなことが必要だとお考えですか。(○は3つまで)

- 1. 支援を求める側と、支援をしたい・できる側とを結びつける仕組みを充実する
2. 子どものころからのボランティア教育や体験学習を推進する
3. 支援活動を行っている団体やNPO、企業、学校を表彰するなど、貢献をたたえる
4. 障害福祉の活動を行うボランティア団体やNPOに対する支援を充実する
5. 障害のある人や難病にかかっている人、障害福祉についての広報・情報提供を充実するなど、社会的気運を高める
6. 隣近所でのコミュニケーションを深め、気軽に助けあえるようにする
7. その他(くわしく)
8. 特に活発にする必要はない
9. わからない

だれもがともに安心して暮らせる“豊中”に向けて

問8 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思われますか。(1つ選んで○)

- 1. 進んできている 2. 多少進んできている 3. どちらともいえない 4. 多少後退してきている 5. 後退してきている 6. わからない

問9 「障害」「難病」に対する市民の理解を深めるためには、何が必要と思われるですか。(○は3つまで)

- 1. 障害のある人・難病にかかっている人のための福祉についての関心や理解を深めるための啓発
2. 障害のある人・難病にかかっている人に対するボランティア活動やボランティア人材育成への支援
3. 障害のある人・難病にかかっている人との交流を通じた障害・難病への理解の促進
4. 学校における福祉教育の充実
5. 障害・難病に関する講演会や学習会の開催
6. 障害のある人・難病にかかっている人への就労、生産活動の機会の提供
7. 福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進
8. 障害のある人・難病にかかっている人の地域活動への参加機会の促進
9. その他
10. わからない

問10 障害のある人が必要なサービスを利用しながら、地域で自立して生活することについて、あなたはどうと思われますか。(1つ選んで○)

- 1. 自立して生活するべきだと思う
2. 自立して生活することはすぐには難しいと思う
3. 自立して生活することは無理だと思う
4. その他
5. わからない

問11 豊中市は、障害のある人や難病にかかっている人にとって暮らしやすいまちだと思われませんか。(1つ選んで○)

- 1. そう思う 2. そう思わない 3. どちらともいえない 4. その他 5. わからない

問12 障害のある人や難病にかかっている人、それ以外の人も含めて、だれもが暮らしやすいまちにしていきたいために、今後どのようなことが必要だと思われますか。(1)行動、(2)社会、(3)環境のそれぞれについて2つずつ選んで○をつけてください。

(1)行動 (○は2つまで)

- 1. 困っている人を見かけたら助ける
2. 自分から声をかける
3. 相手の立場に立って物事を考える
4. 障害のある人となない人、難病にかかっている人とかかっている人など、さまざまな人が交流できる場をつくる
5. 障害・難病についての正しい理解を深める(学校教育も含む)
6. その他

(2)社会 (○は2つまで)

- 1. 職場を確保する
2. 日中に出かける場、活動できる場を確保する
3. 相談体制を充実する
4. 相談窓口など必要な情報を提供する
5. 福祉制度やサービスを充実する
6. 学校や職場、医療機関、行政など関係機関による連携を図る
7. 災害時の避難支援の体制づくり
8. 犯罪被害防止への見守り体制づくり
9. その他



(3) 環境 (〇は2つまで)

1. 建物や道路などの段差や凹凸をなくす
2. 歩道を整備する
3. 点字ブロックや点字をつける
4. 二階建て以上の建物にエレベーターをつける
5. だれもが使いやすいトイレを整備する
6. 買い物しやすい店をつくる
7. ゆっくりと過ごせる場所をつくる
8. その他 (くわしく )

あなたご自身のことについて

問13 あなたの性別と年齢をお答えください。(それぞれ〇をつけてください)

(1) 性別

1. 男性
2. 女性

(2) 年齢

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 29歳まで  | 3. 40~49歳 | 5. 60~64歳 |
| 2. 30~39歳 | 4. 50~59歳 | 6. 65歳以上  |

問14 お住まいのある地域(小学校区)はどちらですか。(1つ選んで〇)

1. 北西部 (桜井谷・桜井谷東・刀根山・蛭池・箕輪・大池小学校区)
2. 北中部 (北緑丘・少路・東豊中・東豊台・上野・野畑小学校区)
3. 北東部 (北丘・東丘・西丘・南丘・新田・新田南・東泉丘小学校区)
4. 中部 (熊野田・泉丘・桜塚・南桜塚・光明小学校区)
5. 中東部 (寺内・緑地・北条・小曽根・高川・豊南小学校区)
6. 中西部 (中豊島・豊島・豊島北・豊島西・原田小学校区)
7. 南部 (野田・庄内・庄内南・島田・干成・庄内西小学校区)

小学校区がわからない方はお住まいの町名(住所)をお書きください

問15 職業は次のいずれにあてはまりますか。(主なもの1つに〇)

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 勤労者(会社役員・内職・アルバイトを含む) | 4. 家事専業         |
| 2. 自営業・自由業               | 5. 無職(年金生活者を含む) |
| 3. 学生(専修学校・各種学校等を含む)     | 6. その他(くわしく )   |

※以下の設問については、差し支えない範囲でお答えください。

問16 あなたの近くには、障害のある人や難病にかかっている人がおられますか。(〇はいくつでも)

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 1. 同居の家族・親族     | 6. 仕事を通じた知りあい、顧客                 |
| 2. 同居していない家族・親族 | 7. 小地域ネットワーク活動やボランティア活動の仲間、支援対象者 |
| 3. 近所の人         | 8. その他(くわしく )                    |
| 4. 職場や学校の人      | 9. 近くに障害のある人はいない                 |
| 5. その他の知人・友人    |                                  |

問17 あなたは、次のようなことにより生活のしづらさを感じることがありますか。(〇はいくつでも)

- |   |  |
|---|--|
| 1. 病気やけがが長引いている                                 | 8. 情緒が不安定である                                     |
| 2. ものを持ち上げたり、小さなものをつまんだり、容器のふたを開けたり閉めたりすることが難しい | 9. 対人関係や人とのコミュニケーションに難しさを感じる                     |
| 3. いつも疲れているように感じたり、力が入らなかつたり、しびれ、痛みが続いたりする      | 10. 他には問題がないのに、読み書きや計算など特定のこだけ生活に支障が出るほど苦手なものがある |
| 4. 話し言葉を使って、自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解することが難しい   | 11. 外出・登校など、人がいるところに出かけることに困難がある                 |
| 5. お金の管理や日常の意思決定が難しい                            | 12. その他(くわしく )                                   |
| 6. 思い出すことや集中することが難しい                            | 13. 1.~12.にあげられたようなことで生活のしづらさを感じることは特にない         |
| 7. 段取りがうまくできない                                  |  |



問18 問17で生活のしづらさがあると答えた方にお尋ねします。その生活のしづらさについて、どこ（だれ）に相談しますか。（〇はいくつでも）

- |                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| 1. 行政機関（豊中市、大阪府など）                 | 7. 障害者団体や患者会              |
| 2. 福祉サービスを提供している事業所や福祉施設           | 8. 民生・児童委員や障害者相談員         |
| 3. 医療機関                            | 9. 家族                     |
| 4. 学校などの教育機関                       | 10. 友人・知人                 |
| 5. 相談支援機関（地域包括支援センター、障害福祉センターひまわり） | 11. その他<br>(くわしく)         |
| 6. 豊中市社会福祉協議会                      | 12. 相談したいが、どこ（だれ）にも相談できない |

最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、ご意見等がありましたら自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに

8月20日（月）までに投函してください。



---

**豊中市第四次障害者長期計画**

平成25年(2013年)3月

**編集・発行 豊中市**

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2226

イラスト協力：豊中市立みずほ園